

愛知県私立学校における教育相談業務の実態調査 2019年度報告書

愛知県私学協会 教育相談部

2022年 5月

目次

1. はじめにP.2
2. 調査の概要P.2~3
3. 調査の結果P.4~53
第1章 2019年度調査	
第1部 体制について	(p.4~15)
第2部 業務内容の詳細について	(p.16~26)
第2章 これまでの調査と2019年度調査の比較	(p. 27)
第1部 体制について	(p. 27~40)
第2部 業務内容の詳細について	(p. 41~52)
4. 考察P.53~60
第1章 体制について	(p.53~55)
第2章 業務内容の詳細について	(p.55~58)
第3章 今後への提言	(p.58~60)
5. おわりにP.61
引用文献	(p. 62)
資料 調査票(2019)	(p. 63~72)

1. はじめに

愛知県私学協会教育相談部会では、教育相談業務を中心とした生徒支援業務に携わる教諭・養護教諭・スクールカウンセラー(以下、SC と表記)・スクールソーシャルワーカー(以下、SSW と表記)らを対象に、年間5回程度、各校の実践報告や専門家による講演、実践的なワークショップなどの研修会を開催しております。2020年からは、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、頻度や形式を変更して実施してまいりました。

さて、当部会では、2019年に愛知県私立学校において、教育相談活動がどのように運営・実施されているかを把握することを目的に「愛知県私立学校教育相談アンケート」を実施いたしました。大変遅くなりましたが、この結果を皆様にご報告いたします。このデータは、3年前の「コロナ前」のものであります。現在の学校現場はコロナ禍の影響を受け、生徒の抱える問題や学校の体制などに大きな変化がありました。このため、2019年の調査の結果がどの程度お役に立てるかわからない部分があります。しかし、生徒支援のこれからを考えていく上で少しでも、みなさまの「今」に役立つものとなることを祈り、発行いたしました。

本報告書では、2019年度の実態、および、過去の部会の調査との比較結果を掲載いたしました。2019年という「点」とそれまでの「流れ」に触れることで、生徒を育て、支え、援助していく教育の在り方を考えていく一助となれば幸いです。

2. 調査の概要

(1)調査の目的

- ① 愛知県の私立学校において、教育相談活動がどのように運営、実施されているかを把握する
- ② ①の結果として、一人一人の生徒たち、教職員、保護者にとって安心できる学校づくりに貢献したい

(2)調査方法

① 調査の方法

- ・ 全体的傾向を把握することを念頭に置き、質問紙調査にて実施した

② 調査内容

- ・ 教育相談体制に関するもの、および教育相談業務の詳細に関するものについての2部構成とした(資料1参照)
- ・ 教育相談の体制については、①校務における位置づけや係の有無 ②会議(実施の有無や頻度、参加者、内容)③係の職務 ④相談室 ⑤SC等の専門職の配置について 等である
- ・ 教育相談業務の詳細については、①支援対象となる諸問題 ②特別支援教育 ③別室登校への支援 ④研修会 ⑤緊急時への備え ⑥外部連携 ⑦予防教育 ⑧業務の大変さ、やりがい 等である
- ・ 質問項目の選定は、愛知県私学協会教育相談部にて過去に実施した2014年度調査、2016年度調査項目をもとにし、研究班3名の合議において決定した
- ・ 設問とは別に回答者及び調査者に関する項目もフェイスシートとして添付した

③ 調査対象

- ・ 調査年において愛知県私学協会に加盟していた小学校、中学校、高等学校75校を調査対象とした
- ・ 質問紙への回答者は、基本的には教育相談に携わる教職員(教育相談担当、養護教諭、生徒指導そのほか)とした
- ・ 教育相談体制については調査実施年を調査の対象とした
- ・ 教育相談業務の詳細については、2015年から2019年調査日までの取り組みを、調査の対象とした。

④ 調査の配布・回収方法と時期

【配布方法】

- ・ 配布については、教育相談部会研修会に参加校については、研修会を利用し参加者に対して直接手渡しにより配布し、その他の学校については郵送した
- ・ 小学校、中学校、高等学校が併設している学校に対しては、別々に用紙を準備し、一括して代表住所に送付した

【回収方法】

- ・ 回収方法については、返信用封筒にて返送、もしくは後日開催した研修会に持ってきていただいた

【調査配布・回収時期】

- ・ 2019年度調査:2019年11月20日~2020年3月31日

【回収結果】

- ・ 回収結果については、表1の通りである
- ・ 回答者の立場は、表2の通りである

表1 回収結果

	小学校	中学校	高等学校
回収率	0%	80.0%	73.2%
回収/配布(校)	0/1	16/20	41/56

表2 回答者の立場

役職名	中学校(N=16)		高等学校(N=41)	
相談担当	38%	6	46%	19
養護教諭	19%	3	27%	11
特別支援教育コーディネーター	0%	0	5%	2
スクールカウンセラー	19%	3	2%	1
スクールソーシャルワーカー	6%	1	0%	0
その他	19%	3	20%	8

(その他は、教頭、生徒指導部長、生徒指導主任、教育相談コーディネーター、不明など)

3. 調査の結果

第1章 2019年度調査

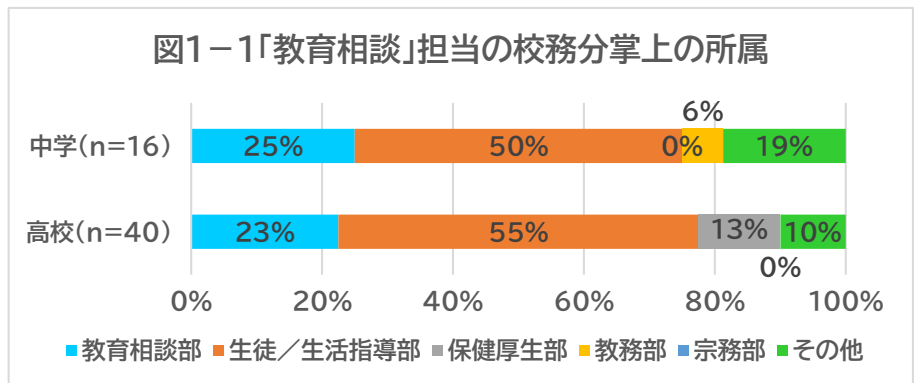
第1部 体制について

1. 教育相談の校務における位置づけ

(1) 教育相談の校務分掌上の位置づけ

教育相談担当の校務分掌上の位置づけを図1-1に示した。約半数(中 50%/高 55%)が「生徒/生活指導部」に所属していた。次いで、「教育相談部」が独立して存在(中 25%/高 23%)。中学では「教務部」(6%)、高等学校では「保健厚生部」(13%)の所属も見られた。「その他」(中 19%/高10%)として、次のものがあつた。

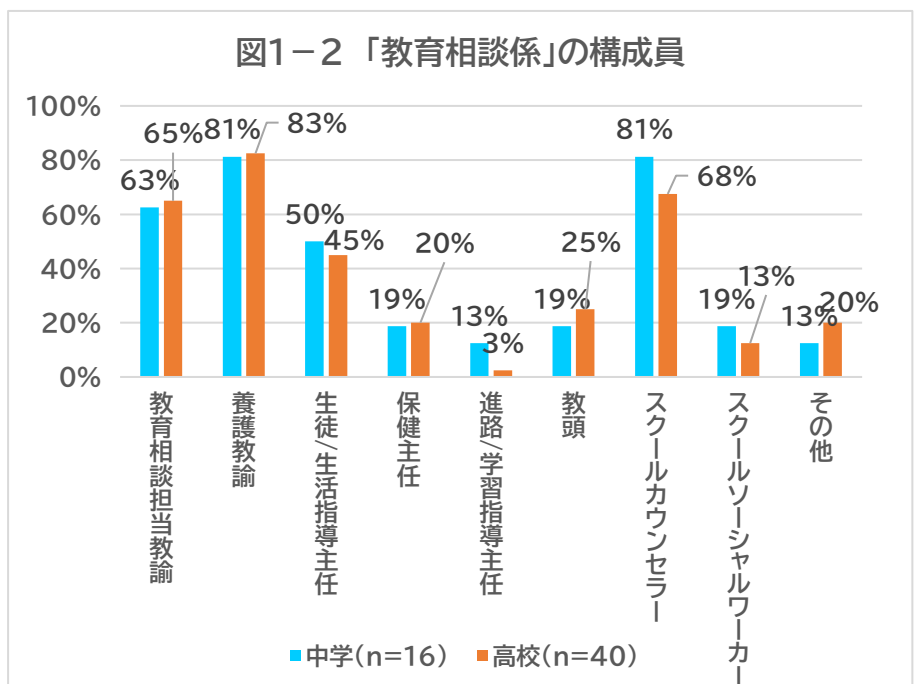
- ・ 教育相談室
- ・ 生徒部
- ・ 特活部
- ・ 教頭直属の委員会
- ・ 保健安全部
- ・ 生徒/生活指導部と保健厚生部(の両方にまたがる形態)



(2) 教育相談系の構成員

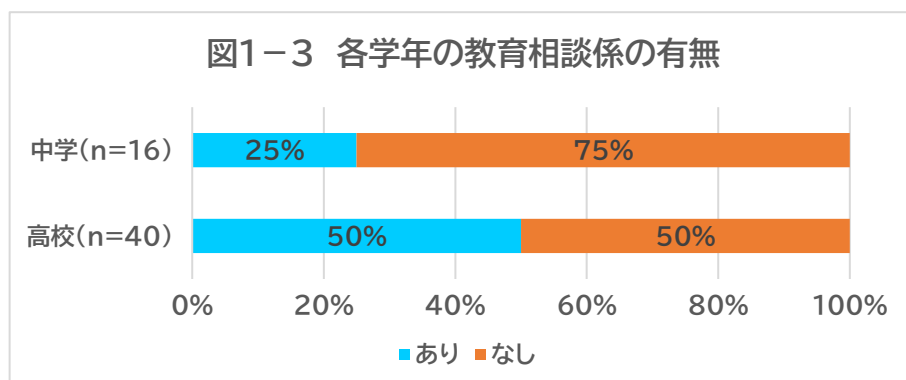
教育相談係を構成している教職員を図1-2に示した。「養護教諭」(中 81%/高83%)、「スクールカウンセラー」(中81%/高68%)、「教育相談担当教諭」(中63%/高65%)が分掌を担っている場合が多い。次いで、「生徒/生活指導主任」も約半数(中50%/高45%)の学校で、分掌を担っていることがわかった。なお、「その他」(中13%/高20%)としては、学年主任が最も多く6校、次いで校長が3校、それ以外は1校ずつであった。

- ・ 学年主任(6)
- ・ 校長(3)
- ・ 各学年副主任
- ・ 教務部長
- ・ 寮務部長



(3)各学年における教育相談係の有無

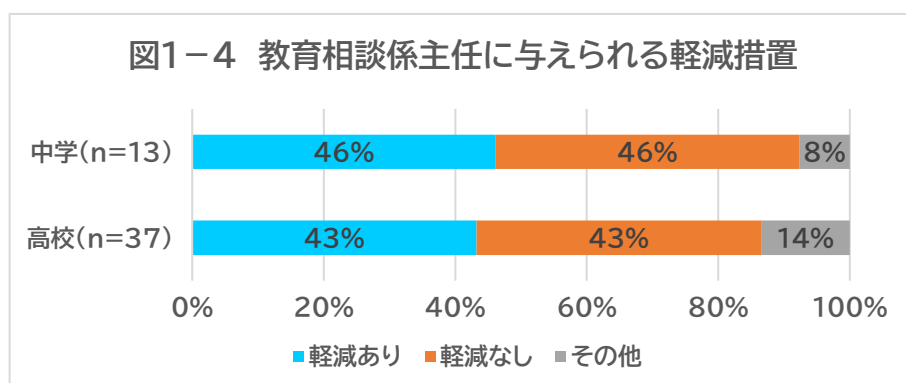
各学年の教育相談係の配置の有無について、図1-3に示した。高校では約半数(50%)の学校で各学年に教育相談係が配置されていることが分かった。



(4)教育相談係の主任における業務軽減

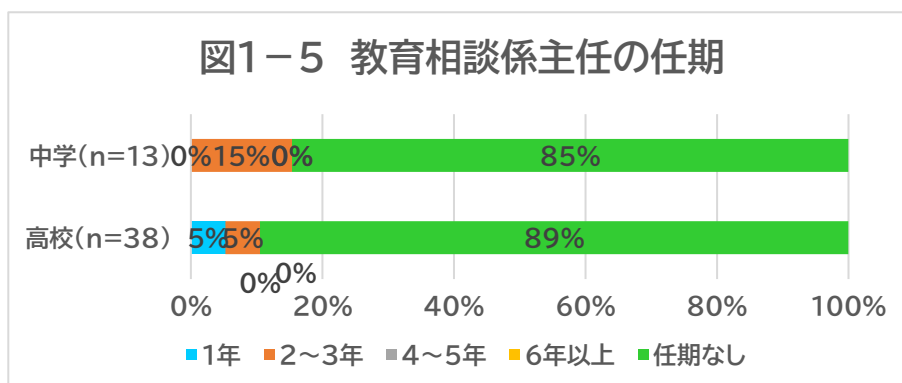
教育相談係の主任に対する業務軽減(授業数減、担任業務の免除等)について、図1-4に示した。何らかの形で業務軽減があるのは半数未満(中46%/高43%)であった。しかし、このうち、生徒指導主任などを兼任している者もいるため、教育相談主任としての軽減とは限らない。

なお、「その他」(中8%/高14%)については、「養護教諭のため」特に軽減はないというものが4校、「SCのため」「教育相談主任を置いていない」というものが1校ずつあった。



(5)教育相談係の主任の任期

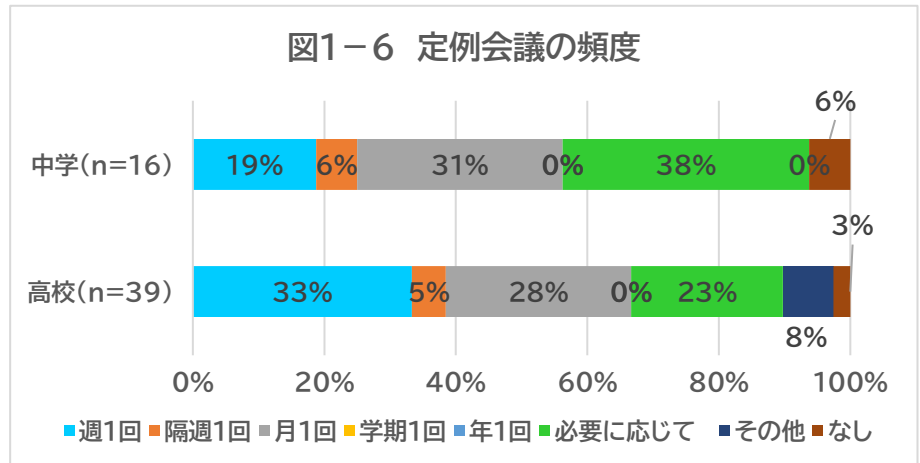
教育相談係主任の任期について、図1-5に示した。教育相談係の主任に任期がある学校は中学では15%、高校は10%で、「任期なし」と回答した学校の方が多かった。



2. 定例会議について

(1) 定例会議の頻度

定例会議の頻度については図1-6に示した。月に1回以上の定期的な会議が開かれている学校が半数以上(中56% / 高66%)となった。その一方で全く会議が開かれていない学校(中6% / 高3%)もあった。なお、「その他」(高8%)として、「週2回」、「週1回を計画しているが、SC 予約状況で



中止になる」、「学期に2回、他は随時」というものがあった。「必要に応じて」開催については、定例会議以上にこまめに開催できるのか、めったに開催されないのか不明である。

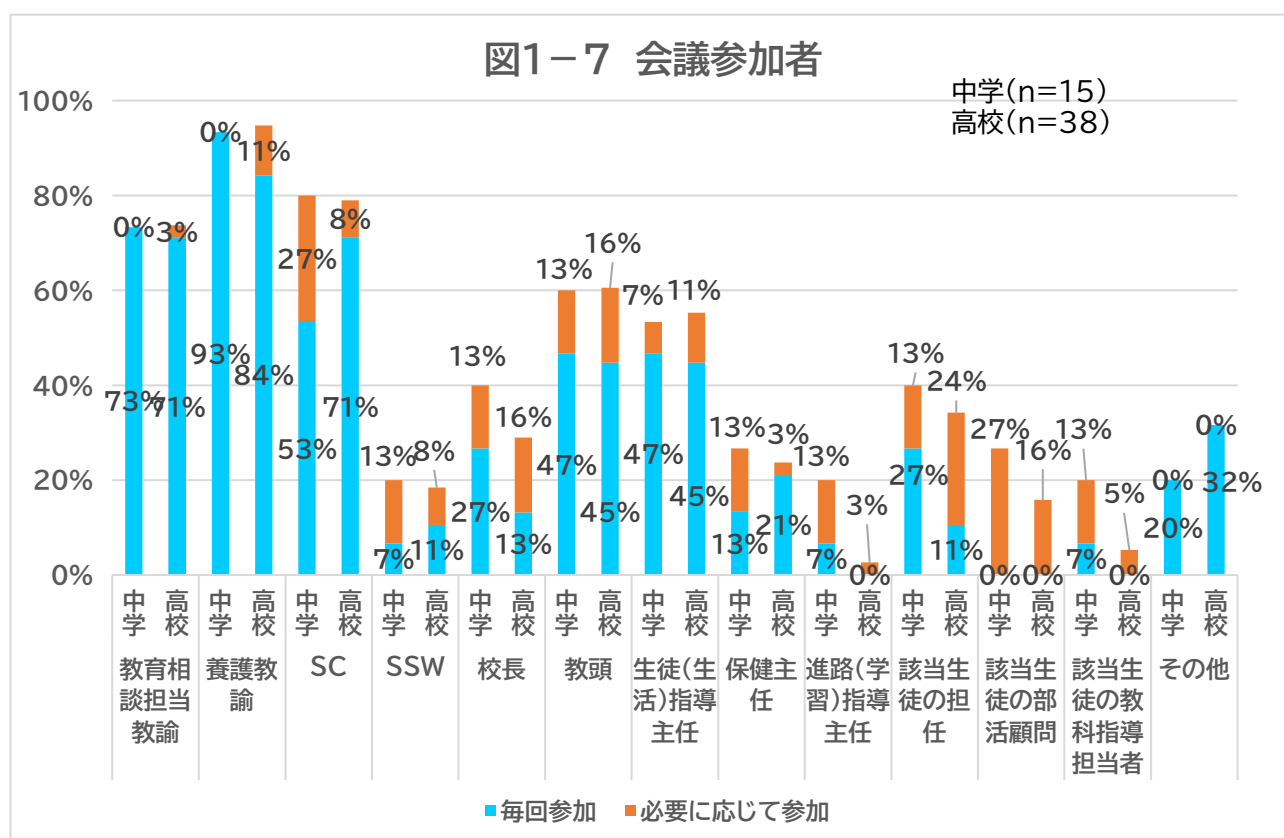
(2) 定例会議の参加者

定例会議の参加者について、図1-7に示した。「養護教諭」(中93%/高95%、なお左記%は必要に応じて参加を含む)、「教育相談係」(中73%/高74%)、「スクールカウンセラー」(中80%/高79%)、「教頭」(中60%/高61%)、「生徒/生活指導主任」(中54%/高56%)の順で参加が多かった。教頭以外は教育相談の構成員と重なった。また、これらの参加者の中にも「必要に応じて参加」があった。

会議で検討される生徒の「担任」(中40%/高35%)や「部活顧問」(中27%/高16%)、「教科指導担当」(中20%/高5%)は、「必要に応じての参加」の割合が他の参加者と比べて高く、参加率も低かった。

「その他」(中20%/高32%)については、学年主任(該当生徒の学年主任、各学年の学年主任を含む)が最も多く、11校であった。学年主任以外のその他の参加者は、教育相談構成員となっている者が中心となっている。一方で、副校長、入試部担当や渉外担当は教育相談構成員にはないものであった。

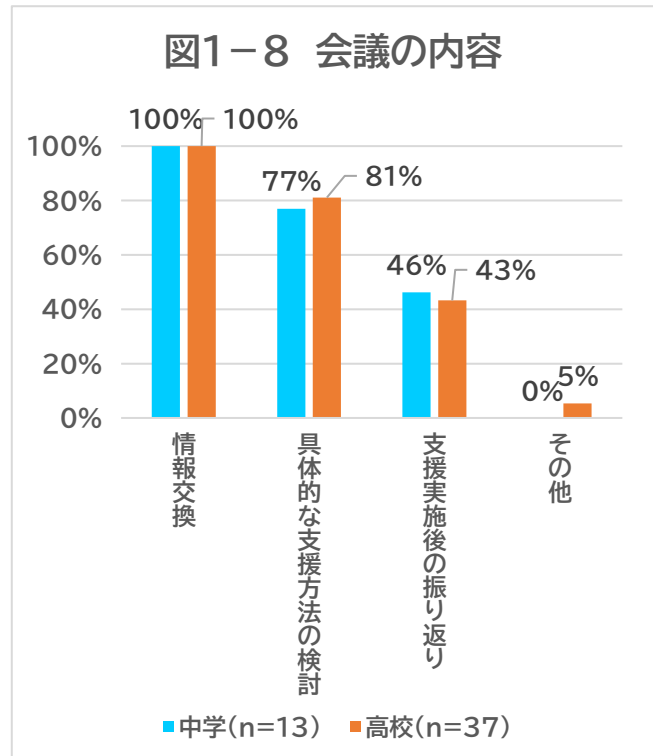
- ・ 学年主任
- ・ 教務部長
- ・ 指導科長
- ・ 入試部担当者
- ・ 副校長
- ・ 生徒指導部長
- ・ 各学年の教育相談係
- ・ 渉外担当者
- ・ 寮務部長
- ・ 生徒指導担当教諭
- ・ 各学年教育相談係
- ・ 各学年会から2名



(3)会議で行う内容

会議で扱う内容について、図1-8に示した。「情報交換」は会議を開催する全ての学校で行われているものの、「具体的な支援方法の検討」については約 8 割(中 77%/高81%)、「支援後の振り返り」は半数以下(中 46%/高43%)となった。

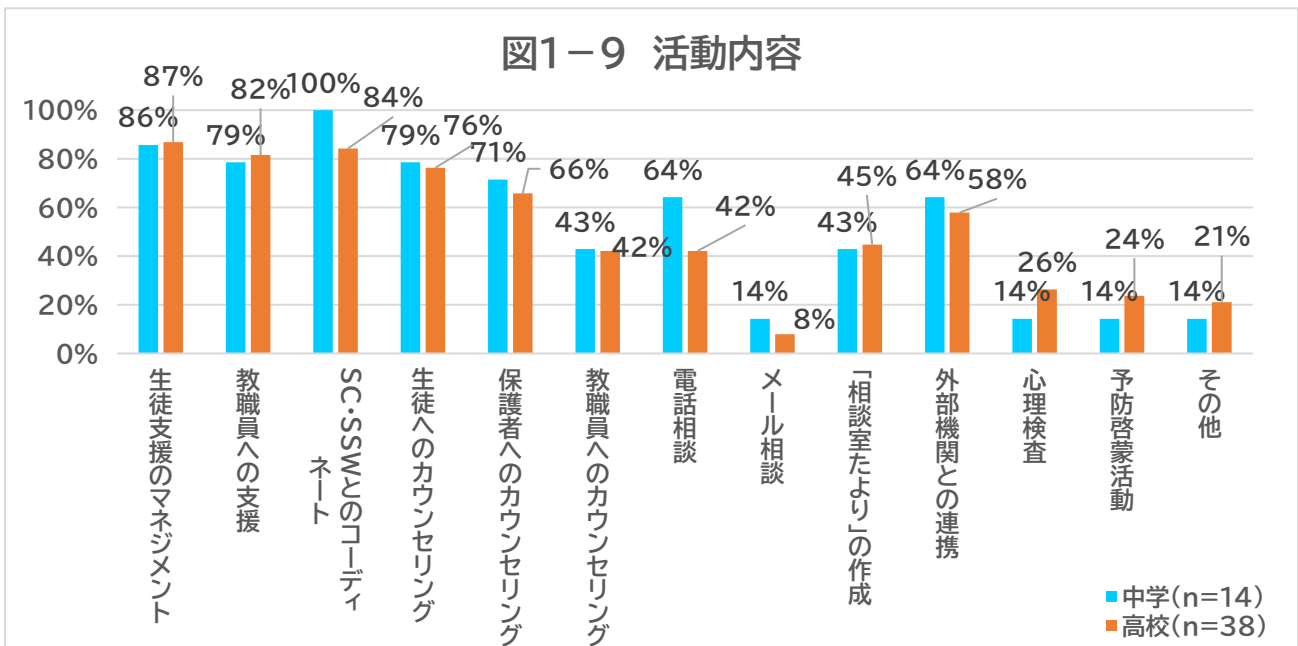
「その他」については、「各学期末頃に必要に応じて行う」、「アンケート作成検討」、「配布物の検討」であった。



3. 教育相談系の活動(職務)内容

教育相談系の活動(職務)内容については、図1-9に示した。「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとのコーディネート」(中100%/高84%)を中心に、「生徒支援のマネジメント」(中86%/高87%)、「教職員への支援」(中79%/高82%)が8割程度となっている。また「外部機関との連携」(中64%/58%)も6割程度となっており、これらの点からは、コーディネート・マネジメント業務がその中心となっている可能性がうかがわれた。

また、「生徒へのカウンセリング」(中79%/76%)、「保護者へのカウンセリング」(中71%/高66%)、「電話相談」(中64%/高42%)などの直接的な支援が、コーディネート・マネジメントに次ぐ活動内容であった。



なお、予防啓蒙活動の詳細(自由記述)について以下の通りであった。

- ・ 担任、教科から少しでも感じたときはすぐに情報を交換して教育相談ミーティングをしている。
- ・ いじめアンケート実施 年3回、QU アンケート実施 年2回
- ・ 総合学習の企画、運営
- ・ 自己理解、SOS の出し方、ストレス対処、アンガーマネジメント
- ・ いじめと自殺予防啓蒙
- ・ いじめ防止対策として年間3回(3年次は2回)の「いじめアンケート」を実施し、生徒や保護者からの情報を得ることで素早い対応を心がけている。
- ・ アンケート実施後の事後指導、会議での生徒情報共有、啓発的内容文書の配布(年2回程度)
- ・ 相談予約について案内プリントし配布する
- ・ 夏期教職員研修会の実施(年1回)、教室掲示物の作製(月1回)
- ・ いじめ予防の為に対人関係スキルアップのために、啓発プリントの作成、配布を行った。
- ・ 中1対象のいじめネットワークのHR 授業原案作りを中学副校長、生活指導部、中1学年主任と協働で行った。いじめ予防の為に対人関係スキルアップのために、啓発プリントの作成、配布を行った。
- ・ ガイダンスを年8回 SNS、いじめ、自殺、思春期

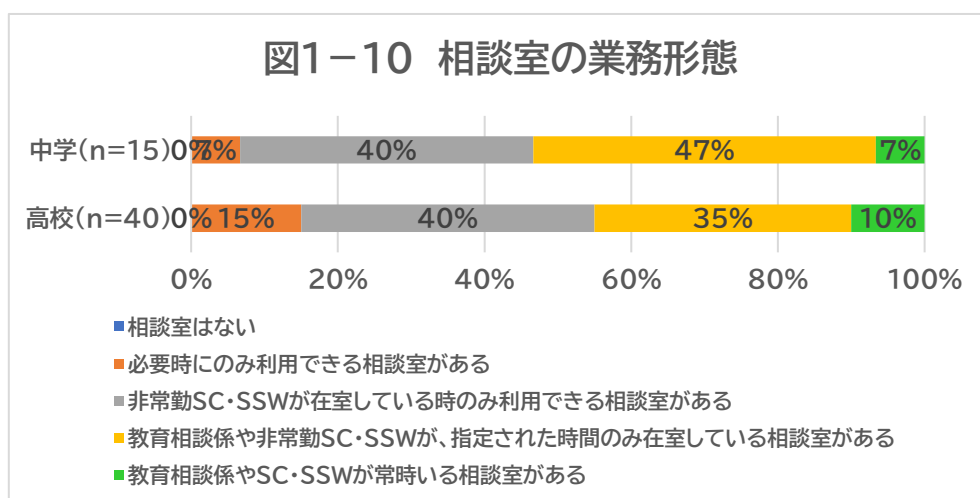
系の活動の「その他」(中 14%/高 21%)は次の通りであった。

- ・ 年5回の学習会
- ・ 保護者面談の同席
- ・ 予約状況の取りまとめ、利用者数の集計等
- ・ 各学年ごとに年1回、教育相談部講話と題して「デート DV」「LGBT」「思春期の性の悩みについて」を外部講師に50分間のお話を頂いている
- ・ 年2回程度、SC を交えて研修会を実施
- ・ いじめ事案への対処
- ・ 精神科医による相談会(年7回)、SST の実施(年 10 回)
- ・ 教員への研修
- ・ チームミーティング開催時の主軸
- ・ 教員への研修

4. 相談室について

(1)相談室の業務形態

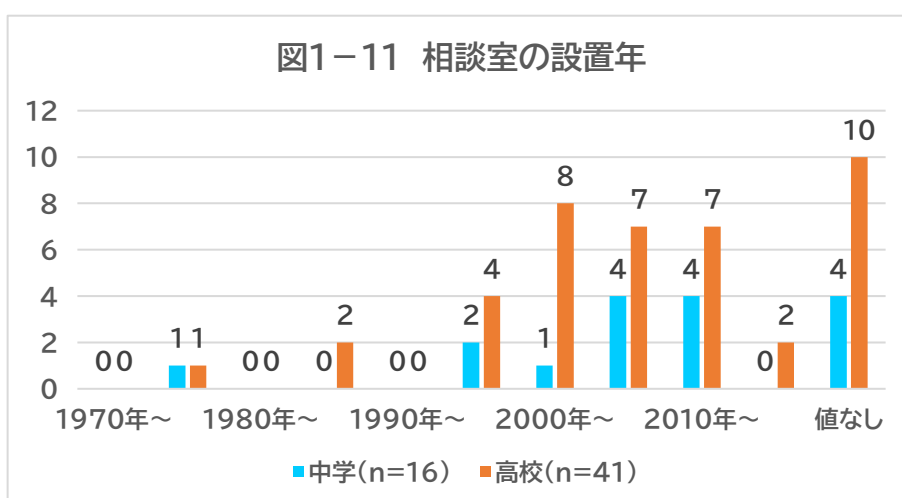
相談室の業務形態(どのように相談室が開室され、利用できるか)について、図1-10に示した。いずれの学校にも相談室はあるが、常時開室している学校は1割程度(中7%/高10%)で、「教育相談係や非常勤SC・SSWの在室時」にのみ利用できる形態が8割程度(中87%/高75%)と多かった。



(2)相談室の設置年度(複数回答有)

相談室の設置年度を1970年から5年ごとで集計した結果を図1-11に示した。

1995年の「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業開始、2001年のスクールカウンセラー活用事業補助の開始に伴い、相談室の設置が増加した可能性がうかがわれる。



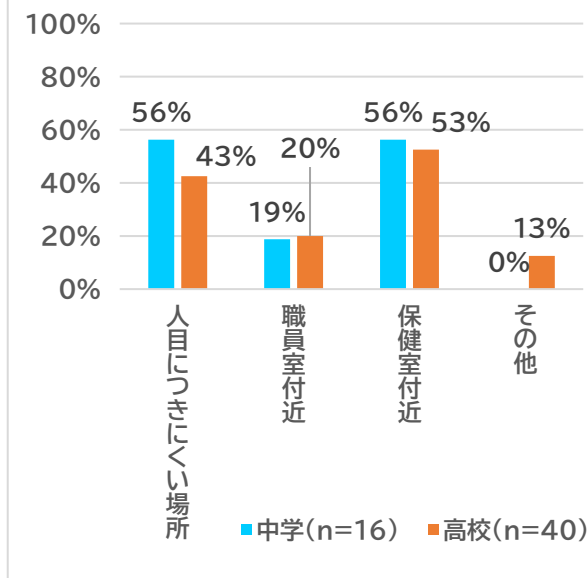
(3) 相談室の場所

相談室の設置場所について、図 1-12 に示した。「保健室付近」(中56%／高53%)および「人目につきにくい場所」(中56%・高43%)が「職員室付近」(中19%／高20%)に比して多く選ばれていた。

その他は、次の通りであった。

- ・ 生徒の個別指導用の部屋 ※専用の部屋ではない
- ・ 保健室内(2)
- ・ 教職員玄関近く(そこしかない)
- ・ 図書館内で人目につきにくい場所
- ・ 生徒指導室の隣

図1-12
相談室の設置場所の特徴



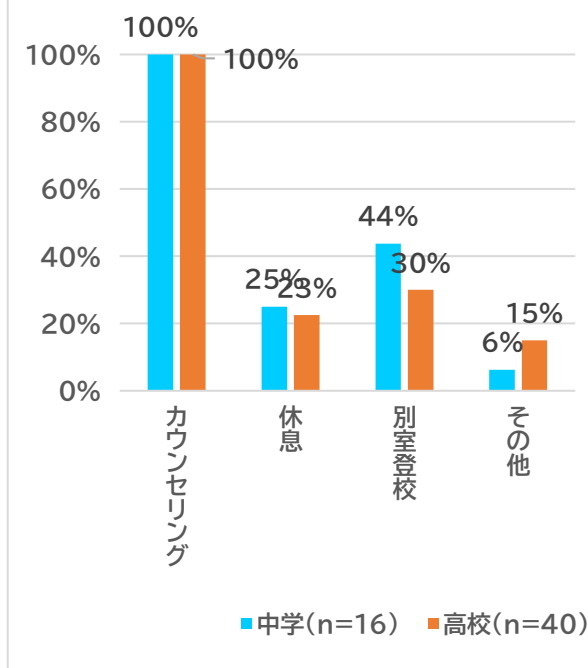
(4) 相談室の利用方法

相談室の利用目的として許可されていることを「相談室の利用法」として、図1-13に示した。「カウンセリング」(中100%／高100%)はすべての学校において認められていた。一方、「休息」(中25%／高23%)や「別室登校」(中44%／高30%)はいずれも半数未満であった。このことより、「休息」「別室登校」については、それぞれの学校の方針により許可されるかどうか異なると思われる。

「その他」(中6%／高15%)は次の通りであった。

- ・ 面接指導
- ・ 生徒と担任やクラブ顧問との面談(悩み相談)
- ・ 担任等の相談
- ・ 保護者からの相談、対応
- ・ 生徒面談や電話対応(児相・保護者)
- ・ 保健室利用者の休養(SC 不在時)
- ・ 生徒や保護者との面談

図1-13 相談室利用方法

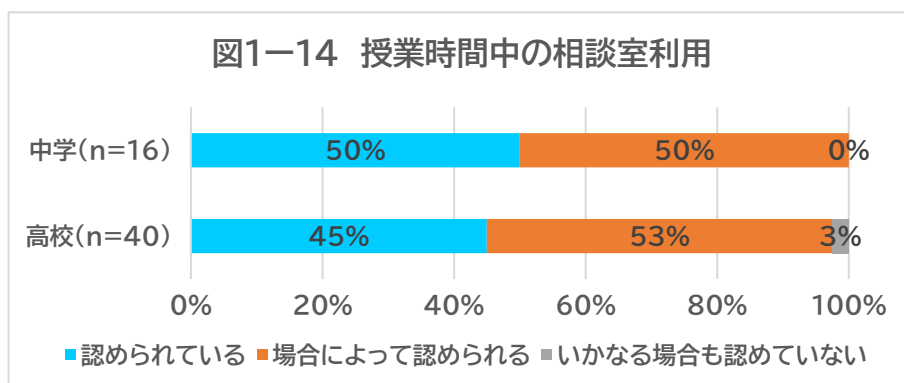


(5) 授業時間中の相談室利用

授業時間中の相談室利用について、図1-14に示した。「認められている」(中50%/高45%)、「場合によって認められている」(中50%/高53%)という学校がほとんどであった。「場合によって認められている」という学校の「場合」の詳細は、次の通りであった。

なお、内容が同一と考えられるものはまとめた。

- ・ 緊急時(3)
- ・ 授業に出られない(4)
- ・ 緊急のカウンセリングが必要と認められた時(2)
- ・ 緊急措置(生徒・教員)が必要な場合
- ・ 生徒の状況により使用可
- ・ 生徒の状況の急な変化、保護者からの急な連絡があった場合等
- ・ 担任の許可(4)
- ・ 保健室の許可
- ・ 教科担当者又は担任に告げてから入室する。
- ・ 教員が付き添える場合(2)
- ・ カウンセリング(3)
- ・ 予約のある生徒のみ

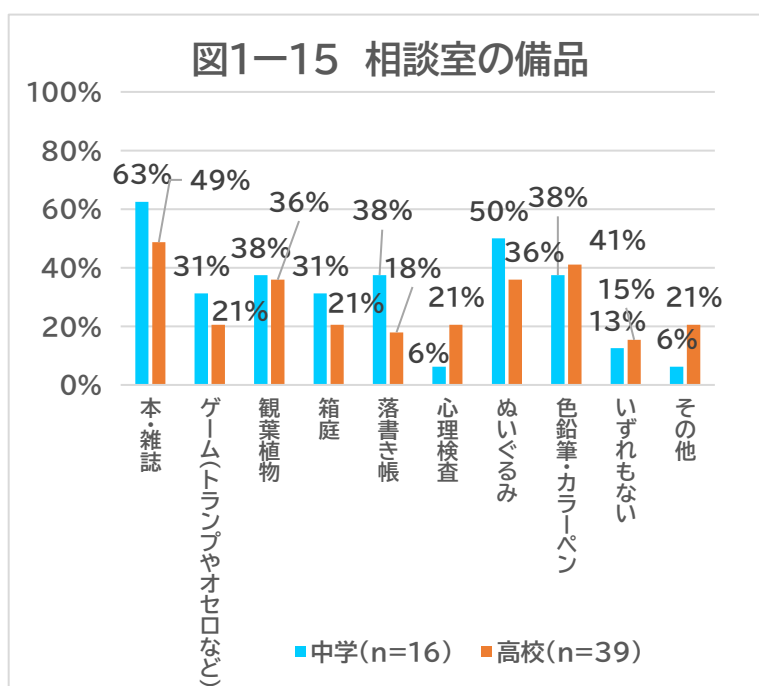


- ・ 不登校及び長欠等により当日の授業を欠席の場合は教育相談室の開室日、13:30~SC の教育相談利用可
- ・ 別室登校生・不登校生(2)
- ・ 欠課時数に大きく影響しない場合など
- ・ SST
- ・ 総合学習、HR の時間

(6) 相談室の備品

相談室に置かれている備品について、図1-15に示した。「その他」(中6%/高21%)については、次の通りであった。

- ・ 今日の気分カード
- ・ バーズカード
- ・ ストレングスカード
- ・ パズル
- ・ CD プレーヤー
- ・ 加湿器
- ・ 靴箱と泥除けマット
- ・ 傘立て
- ・ 折り紙(2)
- ・ 写真
- ・ 出入口内の室内側にカーテンと室内には3連つい立て(出入りの際のプライバシー保護、安心感のため)
- ・ 粘土
- ・ 毛布
- ・ 空気清浄機
- ・ クッション
- ・ コラージュ用の雑誌など
- ・ 手芸用品

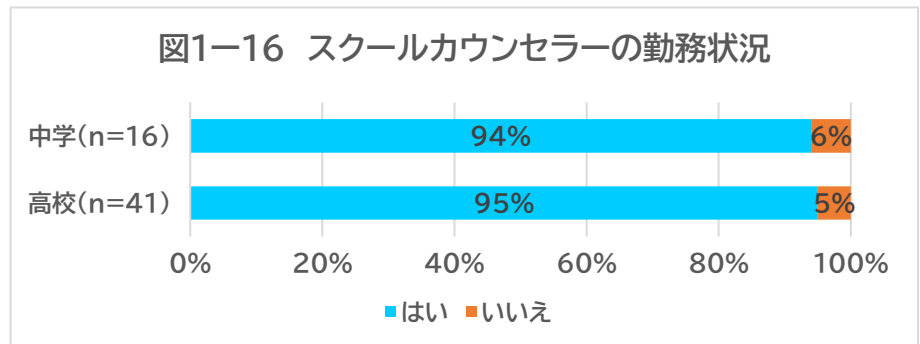


5. 専門職の活用

(1) スクールカウンセラーについて

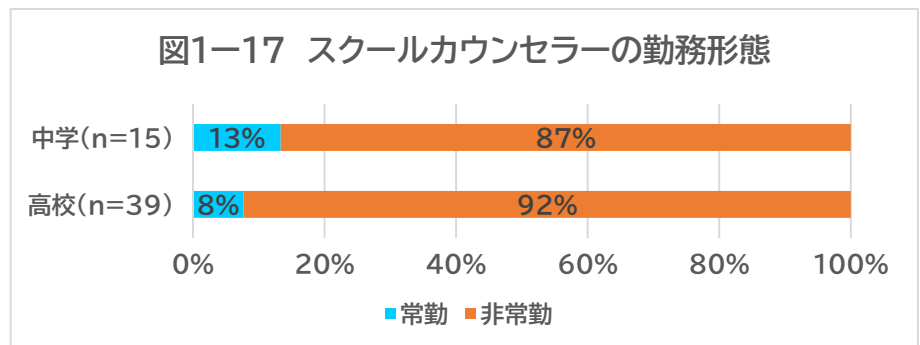
① 勤務状況

SC の勤務の有無について、図1-16に示した。9 割を超える学校（中 94 % / 高 95%）で SC が勤務していた。



② 勤務形態

SC の勤務のある学校において、その勤務形態を図1-17に示した。9 割程度の学校（中87% / 高92%）が非常勤のカウンセラーであった。



③ 勤務人数と時間

非常勤 SC の 1 校当たりの勤務人数、最大勤務人数、1 回あたりの平均勤務時間について、表 3 に示した。また、参考として下段に常勤 SC も含めた場合や、SC 不在校も含めた場合の平均時間数も示した。愛知県公立中学校 SC が週 8 時間勤務であることを考えると、1.5 倍以上の勤務時間があることが分かった。

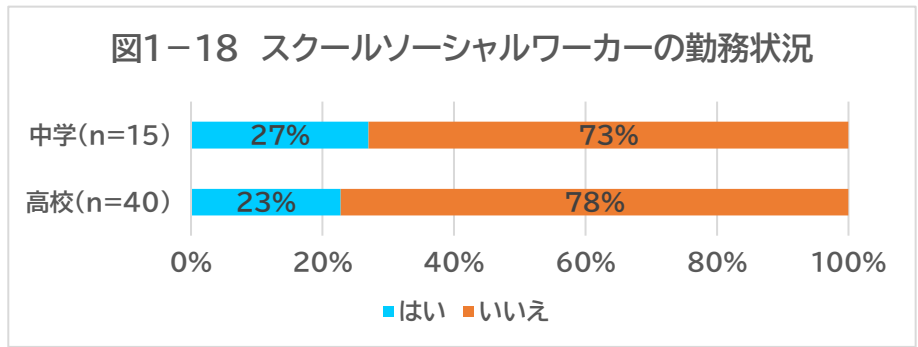
表 3 非常勤 SC の勤務人数と時間

項目	中学(n=13)	高校(n=36)
1 校当たりの平均勤務人数	2.0人	1.6人
最大人数	5人	5人
1 回あたりの平均勤務時間	5 時間 29 分	5 時間 51 分
1校の 1 週間当たりの勤務時間	12.9 時間	13.5 時間
常勤 SC も含めた場合の 1 週間当たりの平均勤務時間 (中学 n=15, 高校 n=39)	16.5 時間	15.7 時間
SC 不在の学校も含めた全体での 1 週間当たりの平均 勤務時間(中学 n=16, 高校 n=41)	15.5 時間	14.1 時間

(2) スクールソーシャルワーカーについて

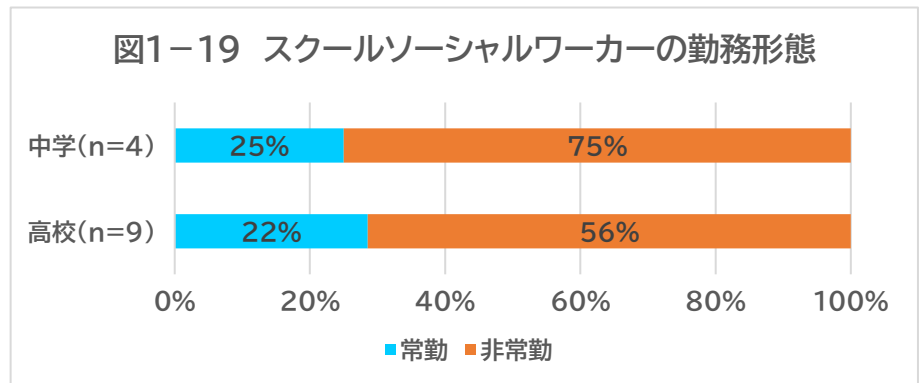
① 勤務状況

SSW の勤務の有無について、図1-18に示した。全体の4分の1(中27%/高23%)でSSWの勤務があった。



② 勤務形態

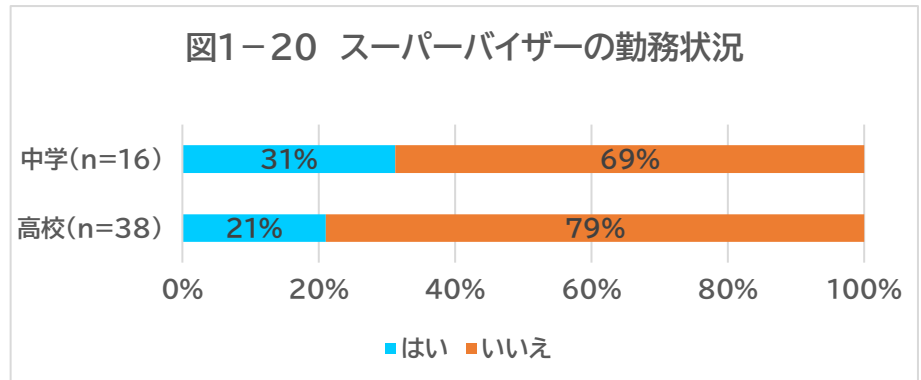
SSWの勤務のある学校において、その勤務形態を図1-19に示した。



6. スーパーバイザーについて

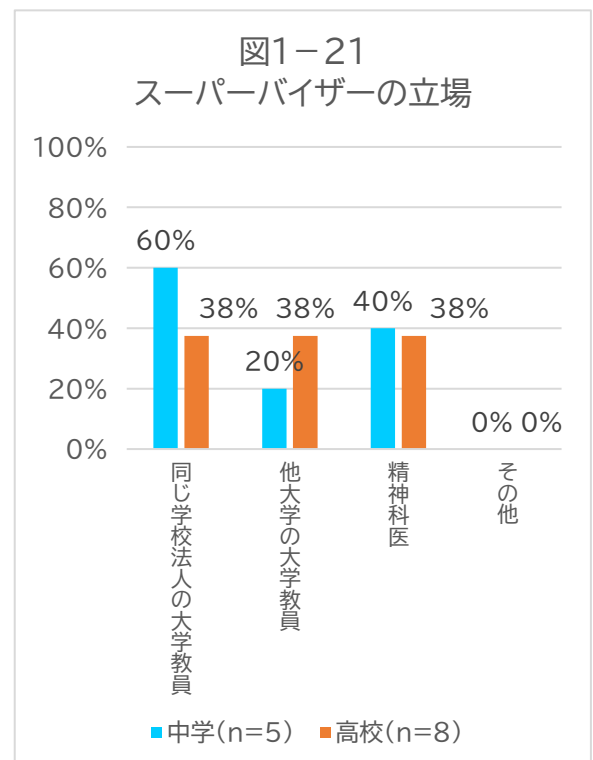
① 勤務状況

スーパーバイザーの勤務状況について、図1-20に示した。中学で3割(31%)、高校で2割(21%)の学校でスーパーバイザーの勤務があった。



② スーパーバイザーの立場(複数回答有)

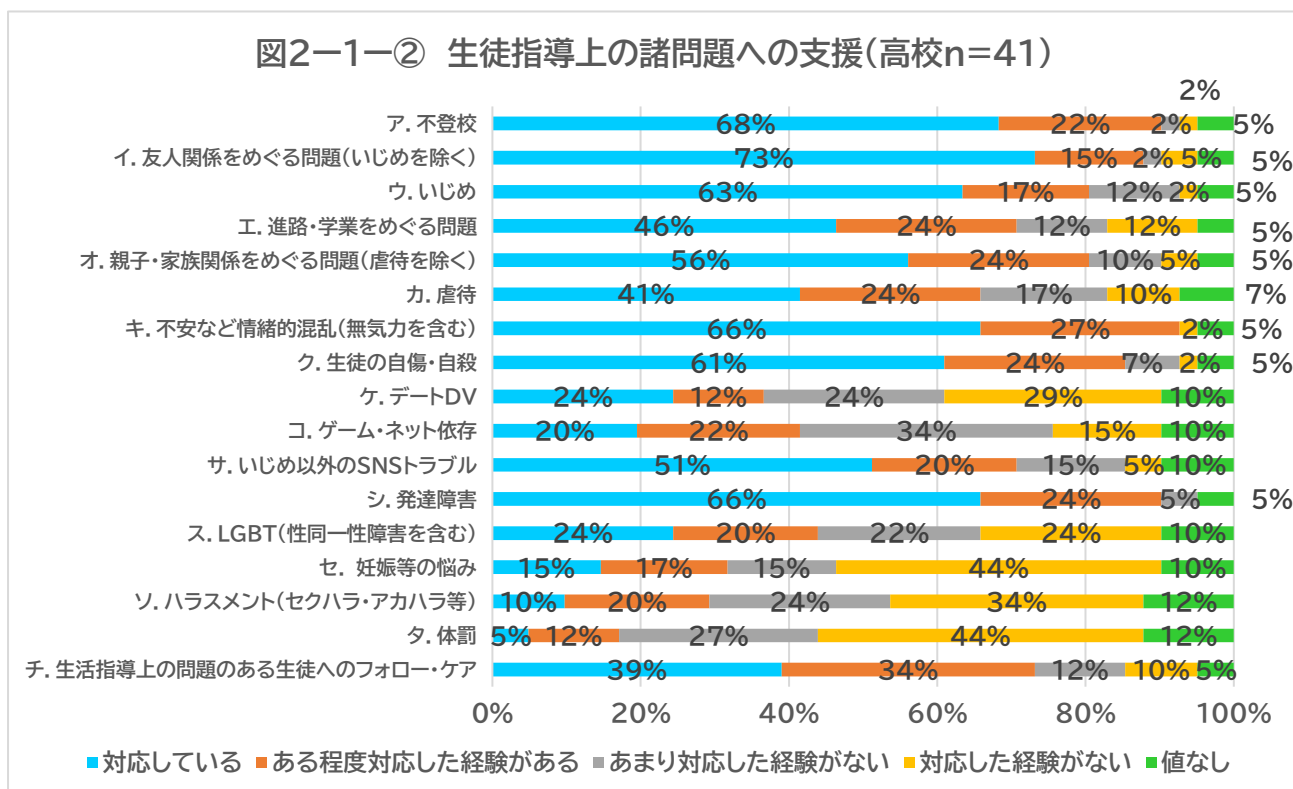
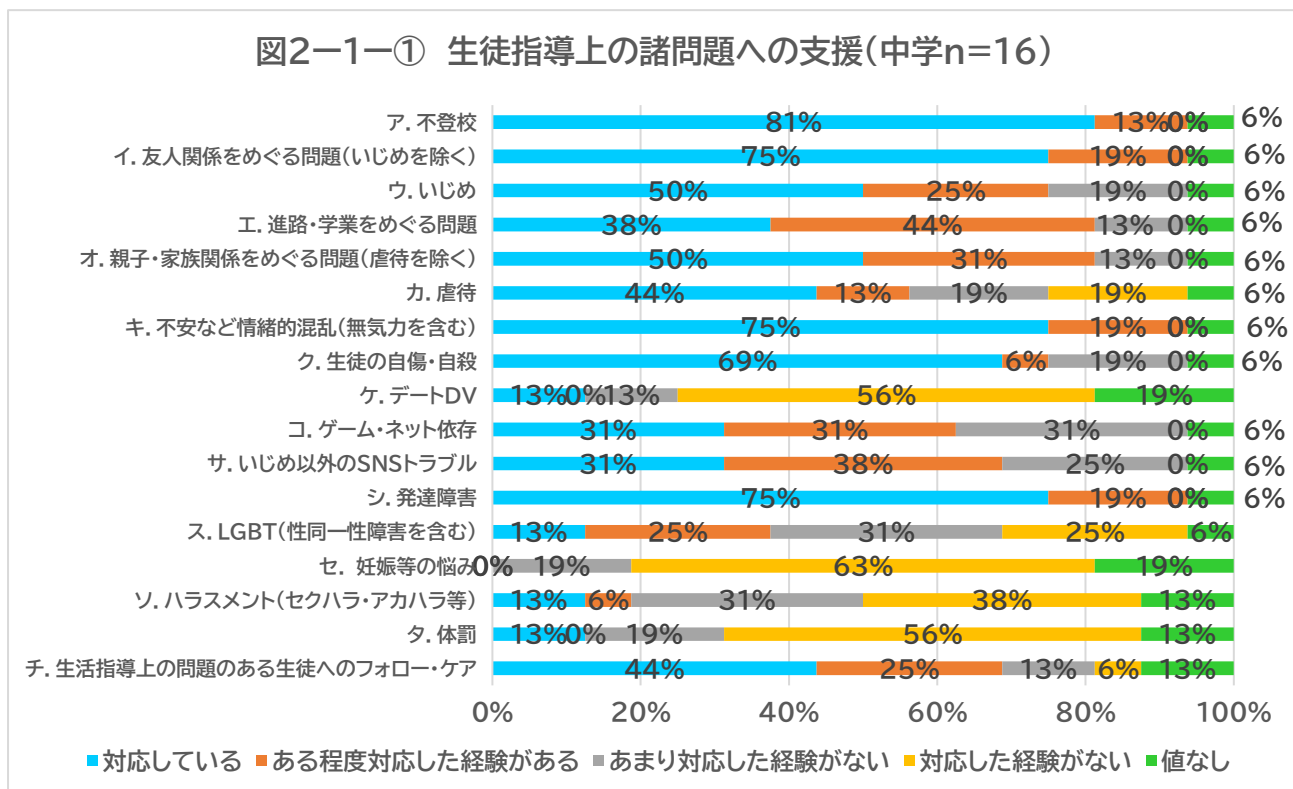
スーパーバイザーの立場について、図1-21に示した。勤務のあった中学においては「同じ学校法人の大学教員」が多く(60%)、「精神科医」(40%)、「他大学の大学教員」(20%)と続いた。高校に関しては、「同じ学校法人の大学教員」、「他大学の大学教員」、「精神科医」がいずれも同程度(38%)であった。



第2部 業務内容の詳細について

1. 生徒指導上の諸問題への対応について

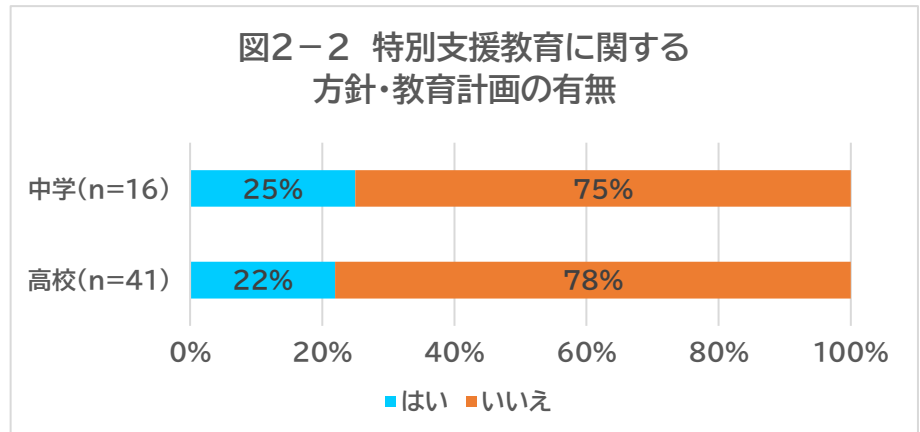
生徒指導上の諸問題への対応について「対応している」から「対応した経験がない」までの4段階で質問し、その結果を中学は図2-1-①、高校については図2-1-②に示した。



2, 特別支援教育について

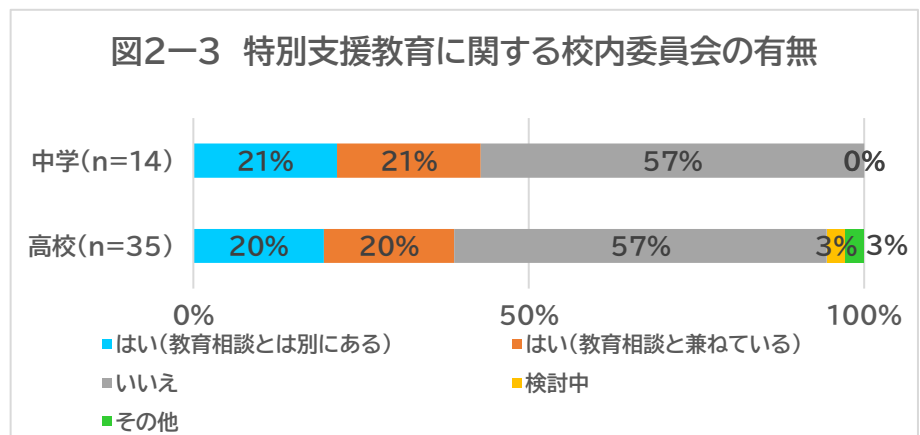
(1) 特別支援教育に関する学校方針や教育計画の有無

特別支援教育に関する学校方針や教育計画の有無について、図2-2に示した。4分の1(中25%/高22%)で、方針・教育計画がある。



(2) 校内委員会の有無

特別支援教育に関する校内委員会の有無とその形態について、図2-3に示した。中学では42%、高校では40%の学校において、何らかの形で特別支援教育に関する校内委員会があった。また、「その他」については、「運営委員会…週1回、生徒支援会…週1回 校内委員会はどちらになるのか不明です」であった。平成30年度特別支援教育に関する調査結果(文部科学省)において、校内委員会の設置率は、私立中学52.3%(公立を含む中学全体では96.3%)、私立高校52.8%(公立を含む高校全体では85.3%)となっており、愛知県私立は、いずれも全国の設置率を下回った。



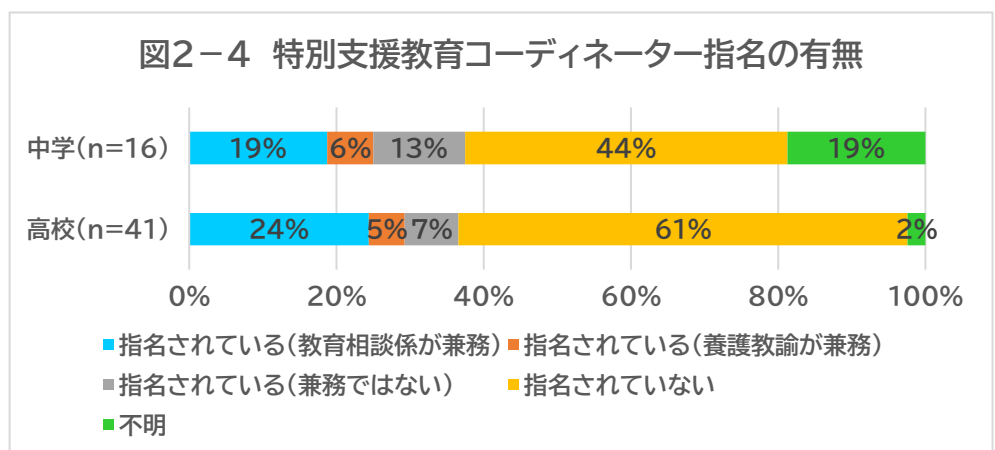
平成30年度特別支援教育に関する調査結果(文部科学省)において、校内委員会の設置率は、私立中学52.3%(公立を含む中学全体では96.3%)、私立高校52.8%(公立を含む高校全体では85.3%)となっており、愛知県私立は、いずれも全国の設置率を下回った。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名と役割

① 特別支援教育コーディネーターの指名

特別支援教育コーディネーターの指名の有無について、図2-4に示した。指名されているのは半数未満(中38%/高36%)であった。

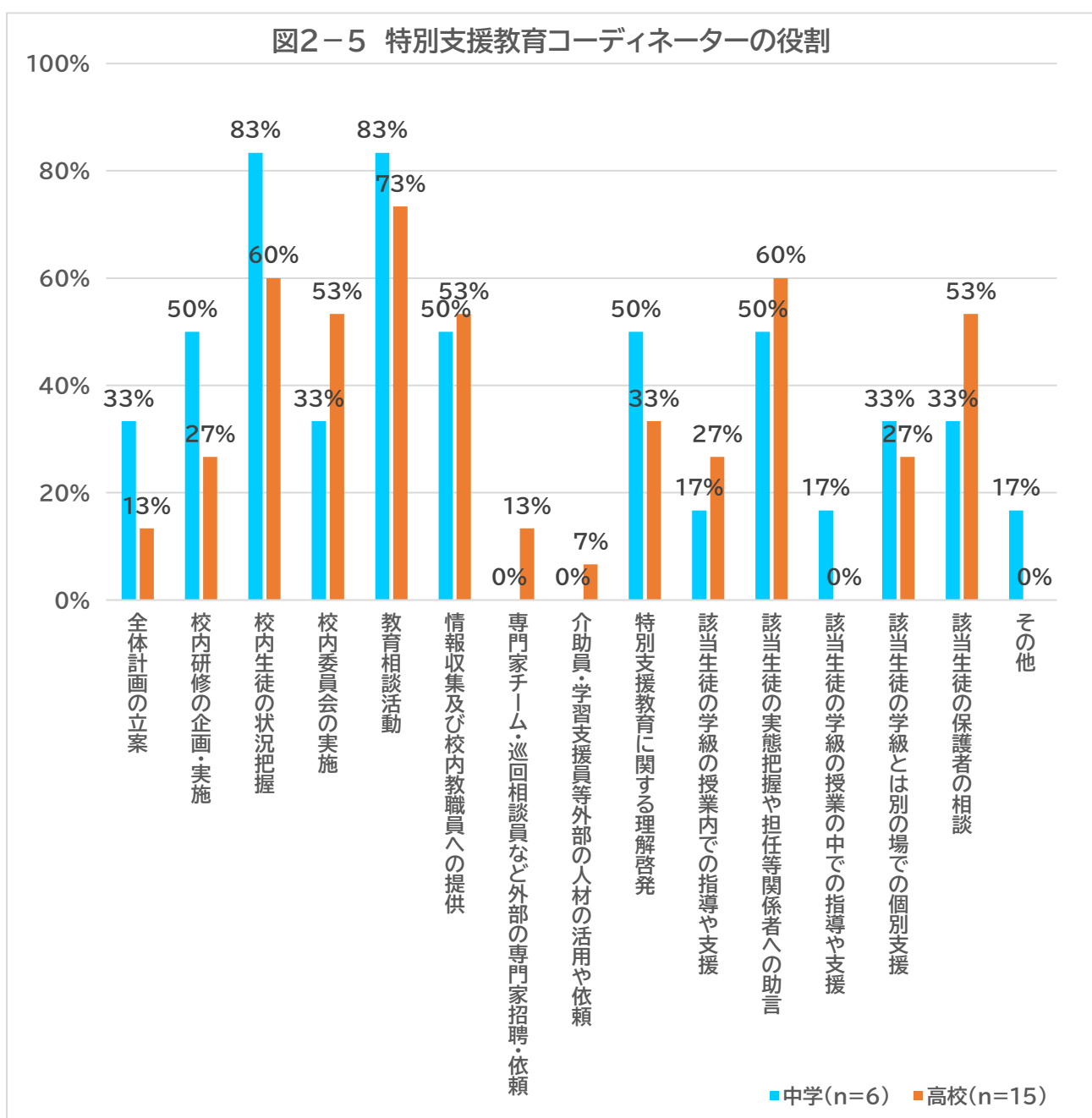
平成30年度特別支援教育に関する調査結果(文部科学省)において、コーディネーターの



指名率は、私立中学38.8%(公立を含む中学全体では95.2%)、私立高校42.3%(公立を含む高校全体では83.8%)となっており、中学校においては全国の指名率と同等であったが、高校においてはやや下回った。

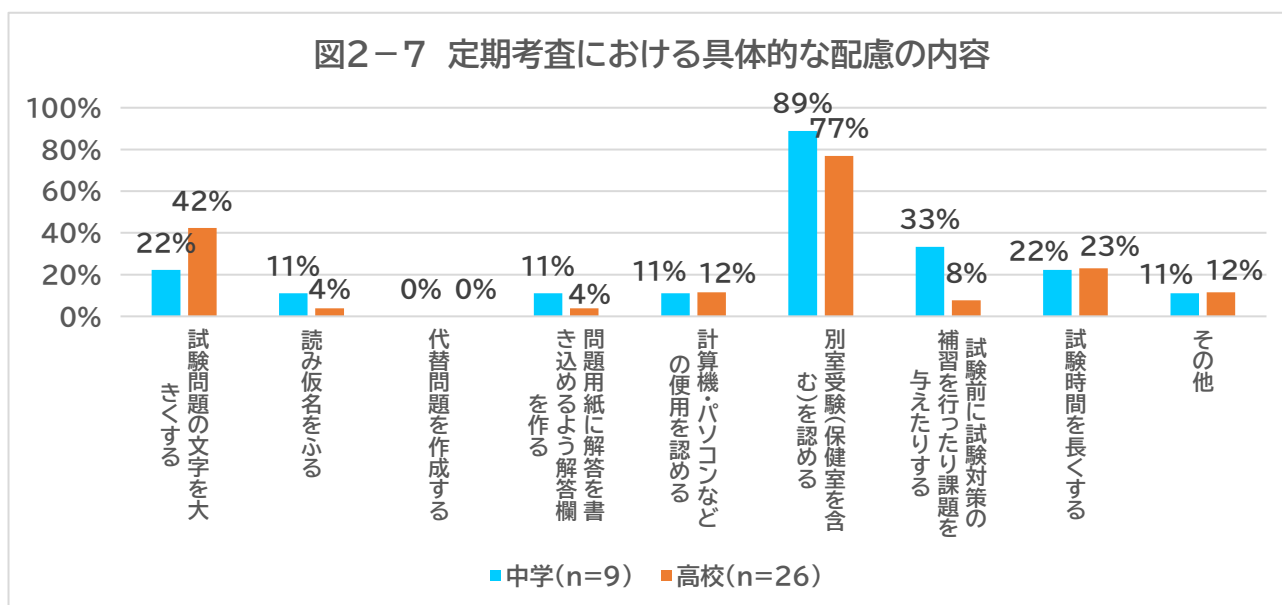
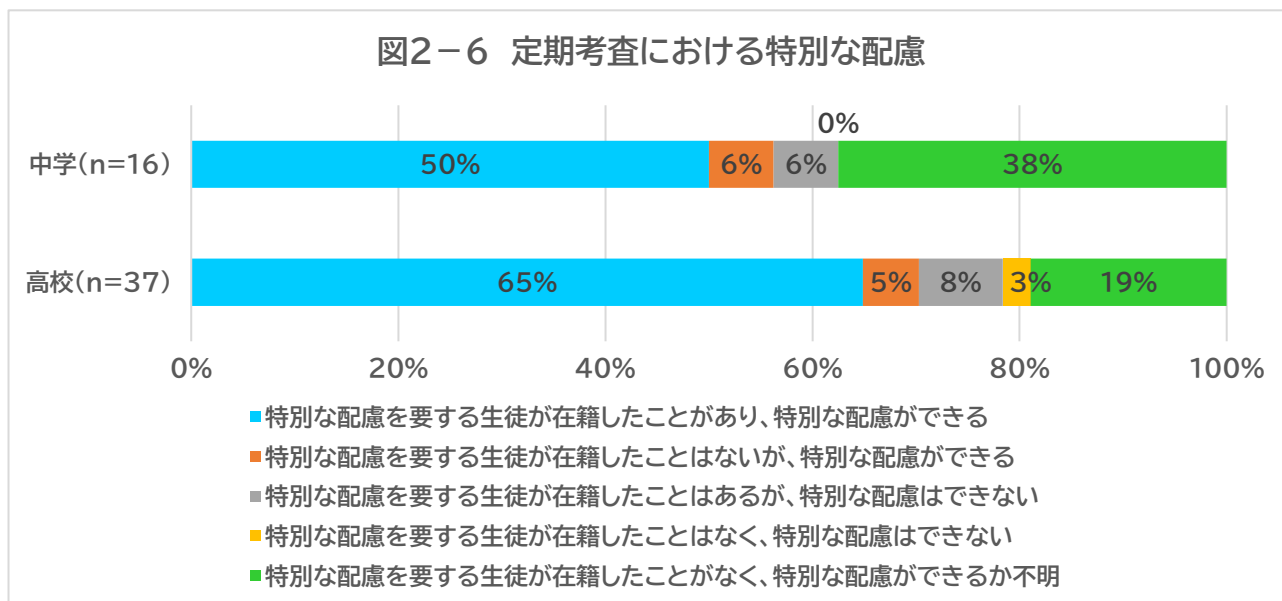
② 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターの役割について、図2-5に示した。中学校・高等学校ともに「教育相談活動」(中83%/高73%)、「校内生徒の状況把握」(中83%/高60%)、「該当生徒の実態把握や担任等関係者への助言」(中50%/高60%)の割合が高かった。これ以外に、半数に達していたものは、中学校では「校内研修の企画実施」(50%)、「情報収集及び校内教職員への提供」(50%)、「特別支援教育に関する理解啓発」(50%)であり、高校では「校内委員会の実施」(53%)、「情報収集及び校内教職員への提供」(53%)、「該当生徒の保護者の相談」(53%)であった。「その他」(中17%)として、心理検査の実施があった。



(4) 定期考査における配慮の有無とその方法

定期考査における配慮の有無について図2-6に、その具体的な方法について図2-7に示した。



定期考査において半数以上の学校(中 56%/高70%)で、何らかの配慮が行われていることが分かった。また、具体的な配慮としては別室受験を上げる学校(中89%/高77%)が多かった。「その他」については、次の通りであった。

- ・ 机を特別仕様のものにしている
- ・ 聴覚障害のある生徒の英語テストのヒアリングを免除した
- ・ 難聴の生徒に別室にてリスニングテストを行った(2019年度)
- ・ 解答欄を大きくする
- ・ 弱視生徒の眼鏡に加えて拡大鏡使用を認めた。

3. 別室登校生徒への支援

(1) 別室登校について

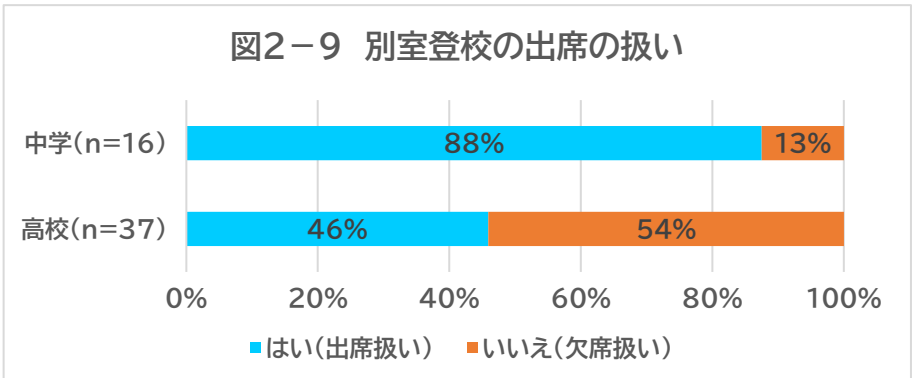
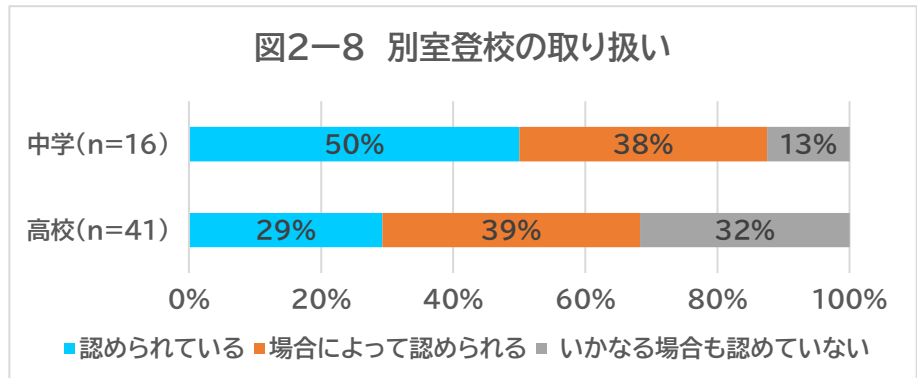
別室登校を認めているかどうか、図2-8に示した。義務教育である中学校では、条件の違いはあるものの、88%の学校で別室登校が認められていた。一方で、高等学校ではその割合が少なく、68%の学校で別室登校が認められていた。

「場合によって認められる」と回答のあった学校における「場合」の具体的な内容は次のとおりであった。

- ・ 教室復帰を前提にすることを本人が理解している場合
- ・ 主治医の依頼があったとき
- ・ 医療機関通院中で抑うつ状態の配慮が必要な生徒
- ・ 基本的に認められてはいないが不登校で保健室への登校ができる生徒を受け入れることはある
- ・ 学年会から要請があった場合
- ・ 保健室(管理職と要相談)
- ・ 保護者、担任、学年等の意向による場合
- ・ 出席にはならないが認めている
- ・ 様子を見る場合、病気により、多勢(ママ)が無理
- ・ 一時的な措置として
- ・ 学年の方針として妥当と判断された場合
- ・ 教室に入れてない時、相談室や面談室を利用
- ・ 基本的には認めていないが、不登校で保健室の登校ができる生徒を受け入れることがある
- ・ 不登校の理由によって対応している
- ・ 教室に入れない
- ・ 復帰のための訓練登校
- ・ 学年会からの要請がある場合

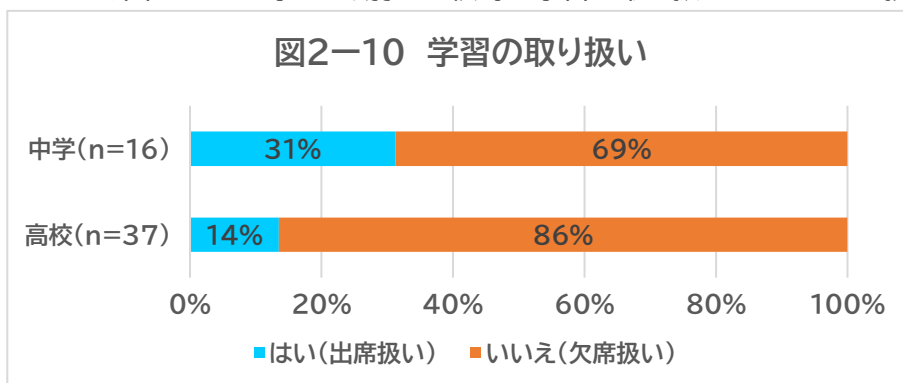
(2) 別室登校時の出席取り扱い

別室登校時の出席の取り扱いについて、図2-9に示した。中学校では88%が「出席」と扱われる一方で、高等学校で「出席」と扱われるのは、46%であった。



(3)別室登校時の学習の取り扱い

別室登校時の学習の取り扱いについて、図2-10に示した。別室登校時の学習の取り扱いについては、授業への出席として扱われるのは、中学校で31%、高等学校では14%であった。

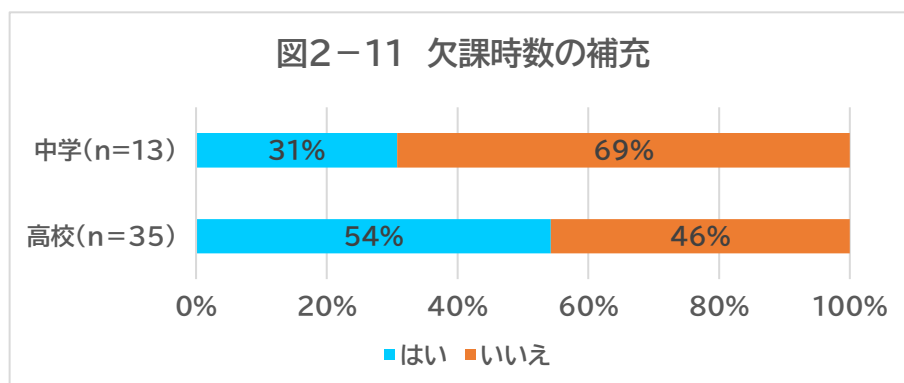


(4)欠課補充について

①欠課補充を認めているか

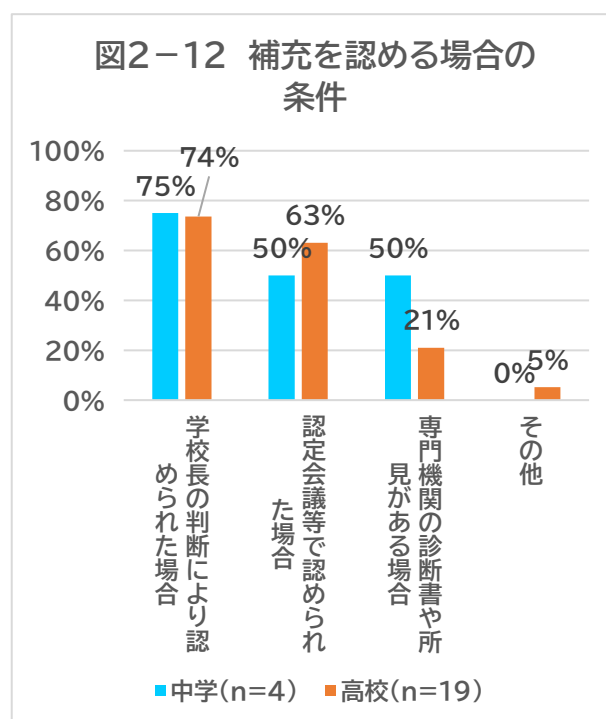
欠課補充の実施の有無について、図2-11に示した。

中学校では31%、高等学校では54%の学校で欠課時数の補充が認められていた。



②欠課補充を認める条件

欠課補充を実施している学校において、補充を認める際の条件について、図2-12に示した。「その他」は、「欠課時数をカウントすることを一時停止する」、「欠課時数一時停止会議で認められた場合」であった。



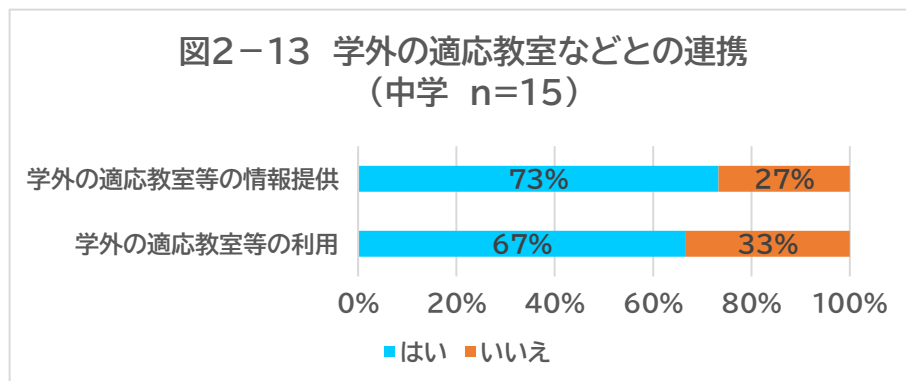
(5) 適応指導教室やフリースクールに関する取扱い

適応指導教室やフリースクールなどの学外機関との連携について、中学校のみを対象として尋ねた。

① 学外の適応教室等の情報提供および在籍の有無

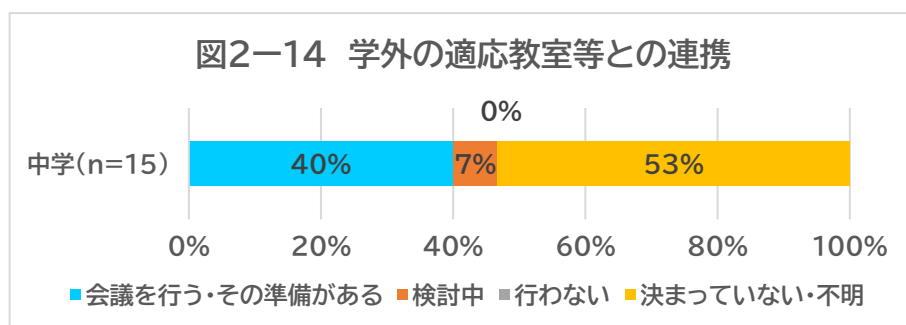
不登校の生徒や保護者に対して、「学外の適応指導教室やフリースクールに関する情報提供の有無」、また「学外の適応教室やフリースクールの利用」を図2-13に示した。

73%の学校において、必要に応じて適応教室等の情報提供をしていた。また、学外の適応教室等を利用するケースが67%であった。



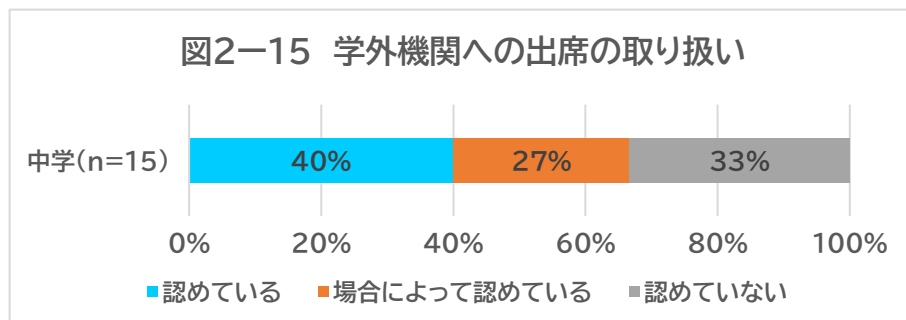
② 学外の適応教室等との支援会議

学外の適応教室を利用する生徒がいた場合に、必要に応じて学外適応教室と情報共有や合同ケース会議を行うかどうかについて、図2-14に示した。「会議を行う・その準備がある」という学校は40%であった。



③ 学外の適応教室等への出席の取扱い

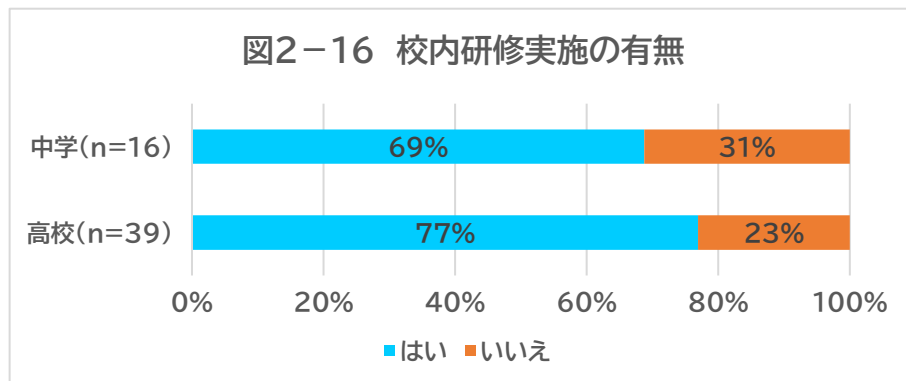
学外の適応教室やフリースクールへの出席も、出席日数と認めているかどうかについて図2-15に示した。40%の学校で「認めている」で、27%の学校で「場合によって認めている」ということが分かった。「場合によって認めている」という学校の、詳細は、「外部受験の場合」「フリースクールからの活動日報の提出」「医師の助言による」であった。



4. 校内研修会について

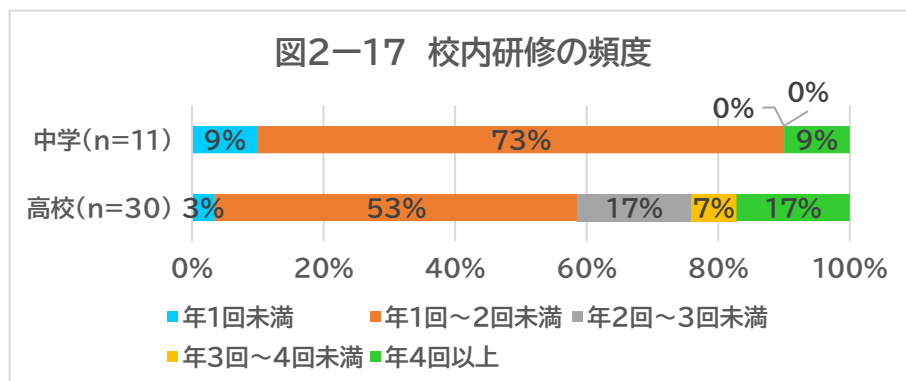
(1) 校内研修会の実施の有無

教職員を対象とした校内研修会・勉強会の実施の有無について、図2-16に示した。中学校 69%、高等学校 77%で何らかの校内研修会・勉強会が実施されていることが分かった。



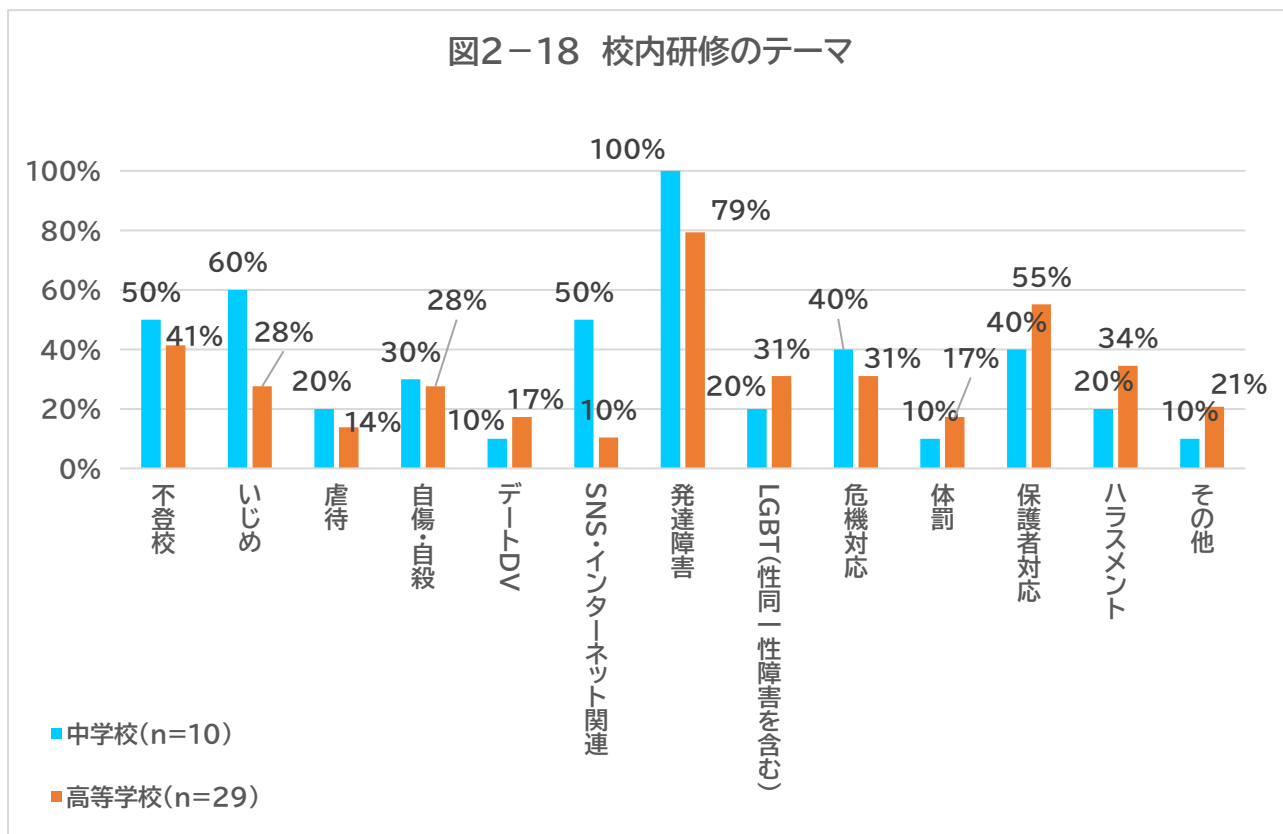
(2) 校内研修会の実施頻度

校内研修会・勉強会の頻度について、図2-17に示した。年に1回程度(中73%/高53%)が多いものの、4回以上行っている学校(中9%/高17%)もあることが分かった。



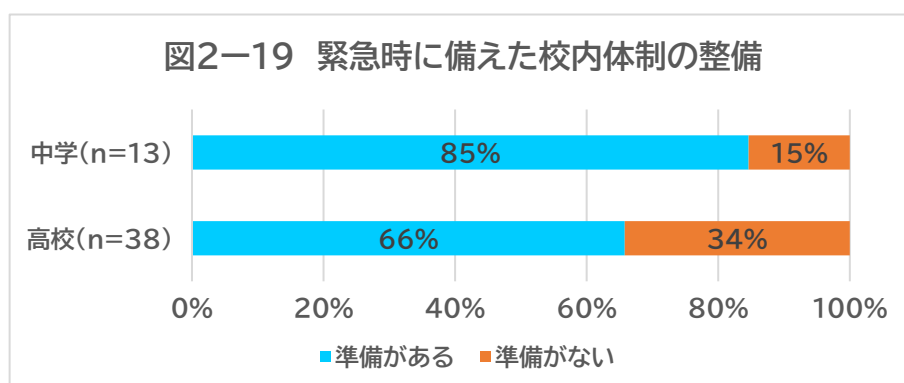
(3) 校内研修会のテーマ

校内研修会・勉強会で扱うテーマについて図 2-18 に示した。中学校、高等学校いずれにおいても、「発達障害」に関するものが最多となった。その他の詳細は、「カウンセリング」、「SC の講話(事例、グループワーク等)」、「個人情報の取り扱い方」、「外部機関との連携」、「HSP(Highly Sensitive Person)」であった。



5. 緊急時に備えた校内体制の整備

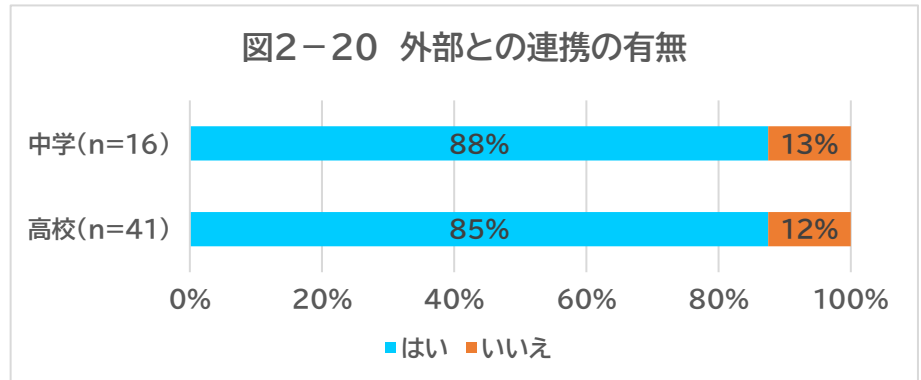
学校事故や自然災害、いじめ重大事案などで生徒全体への心理的支援が必要になったとき、教育相談部として対応する準備があるかどうかについて図2-19に示した。なお、準備のある状態とは、「緊急時の行動マニュアルがある、マニュアルはないが校内の指示命令系統は決まっている、外部支援の依頼先が確保されている」などを指す。中学では85%、高等学校でも 66%の学校で緊急時への備えが整備されていることがわかった。



6. 外部連携について

(1) 外部との連携の有無

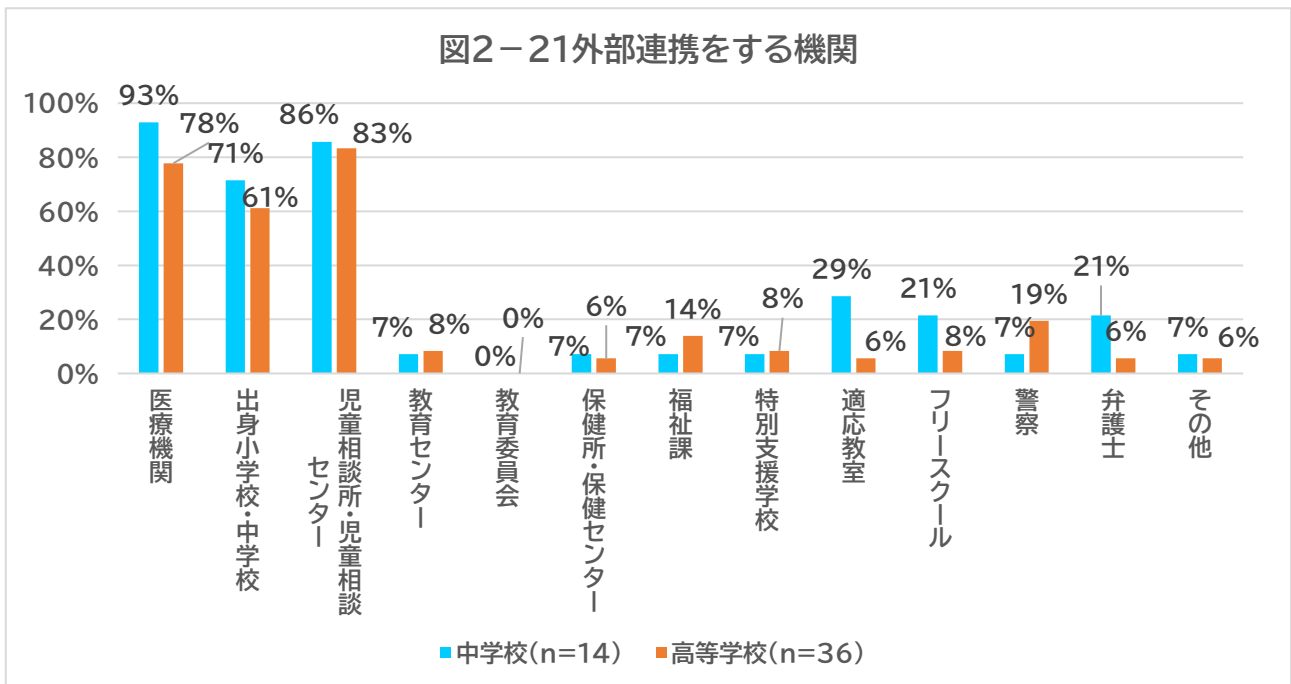
支援を必要とする生徒に対応するために校外機関と連携・協力をしたことがあるか図2-20に示した。この結果、中学校88%、高等学校85%と、ともに8割以上の学校で外部機関との連携をしていることが分かった。



(2) 具体的な連携先

連携・協力をする外部機関について、図2-21に示した。中学校、高等学校ともに、連携先としては「児童相談所・児童相談センター(中86%/高83%)」「医療機関(中93%/高78%)」「出身小学校・中学校(中71%/高61%)」が多かった。

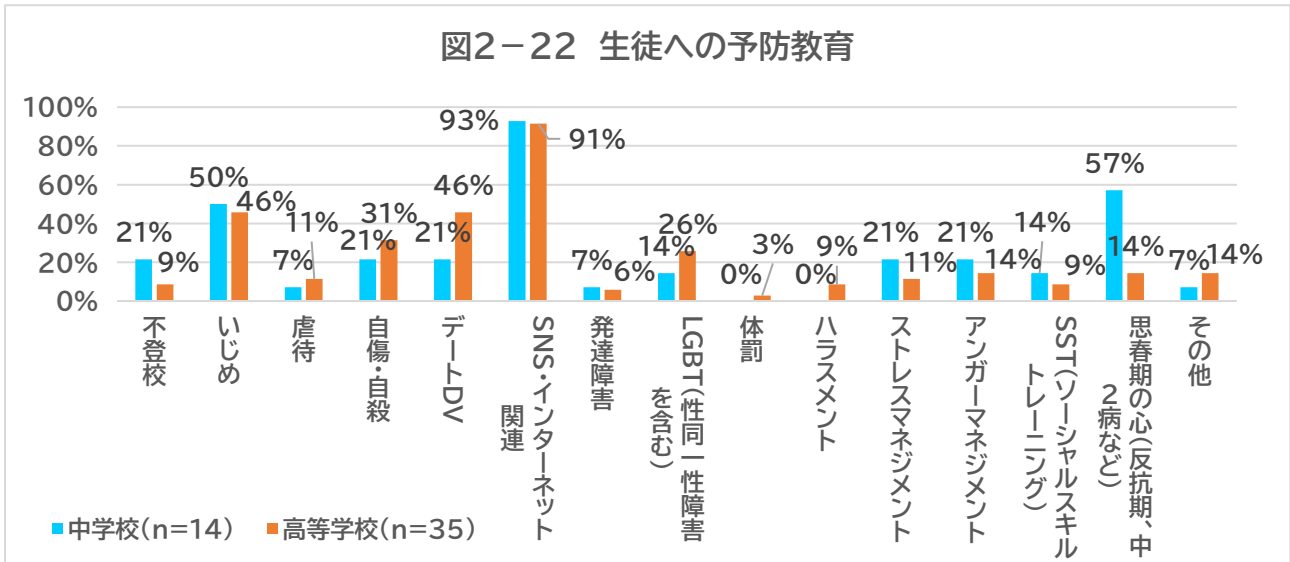
中学では、「適応教室(29%)」、「フリースクール(21%)」、「弁護士(21%)」が、高校は「警察(19%)」、「福祉課(14%)」が1割以上の学校で連携があった。ただし、中学・高校ともに、どの程度の連携か、また、その頻度などはこの調査からうかがい知ることはできなかった。



7. 予防教育について

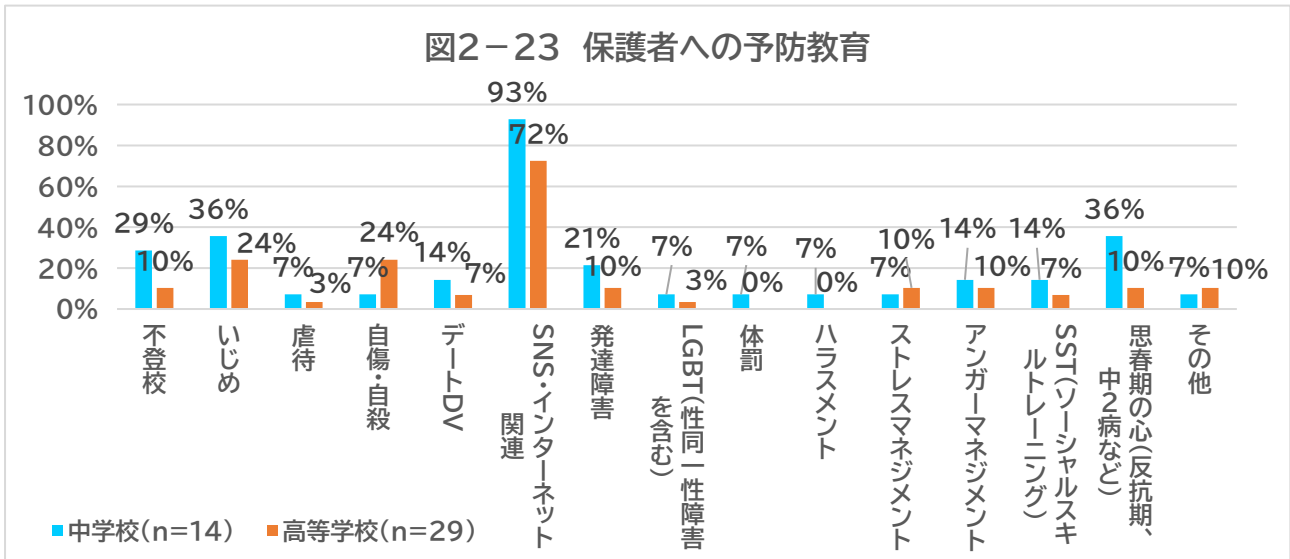
(1) 生徒対象の予防教育の内容

生徒に対する予防教育がどのような分野に関して行われているのか図2-22に示した。なお、予防教育の方法は「授業」「講演」「たよりなどの印刷物を通しての啓発」等、いずれの方法を用いた場合も予防教育を行ったものとして扱っている。中学校、高等学校ともに最も多かったのは「SNS・インターネット関連」で、「いじめ」についても多かった。中学校では「思春期の心」、高等学校では「デートDV」「自傷」も多く、在籍生徒の発達段階によって扱う内容に差が生じている可能性があることがうかがわれた。



(2) 保護者対象の予防教育の内容

保護者に対する予防教育がどのような分野に関して行われているのか図2-23に示した。なお、予防教育の方法は「授業」「講演」「たよりなどの印刷物を通しての啓発」等、いずれの方法を用いた場合も予防教育を行ったものとして扱っている。中学校、高等学校ともに最も多かったのは「SNS・インターネット関連」で、「いじめ」についても多かった。中学校では「思春期の心」、高等学校では「自傷」も多く、生徒対象の予防教育と同様の傾向があった。一方で、高等学校の生徒向けに多かった「デートDV」については保護者対象の予防教育においては件数が少なかった。



第2章 過去の調査と2019年度調査の比較

ここでは、2019年度調査と、過去に愛知県私学協会教育相談部で実施した調査との比較を行なった。①2014年度調査(教育相談業務に関する実態調査)②2016年度調査(特別支援教育に関する実態調査)の中から、2019年度調査と同じ項目のものを抽出して比較を行った。

過去の調査の実施時期、および対象等は表4、回答者の立場は表5の通りである。2014年度調査については「教育相談業務に見る多様性と共通性(2015)」「愛知県私立学校における特別支援教育の整備・進捗状況(2018)」として、当部会より報告済みのものである。

なお、これら3調査の比較は、回答数が多くないことから統計分析を行わず、全体的な傾向を把握するにとどめた。

表4 過去の調査の概要

	2014(教育相談調査)			2016(特別支援教育調査)		
	小学校	中学校	高等学校	小学校	中学校	高等学校
配布(校)	1	21	56	1	21	56
回収(校)	0	13	40	0	16	34
回収率(%)	0	61.9	71.4	9	76.2	60.7
調査の配布・回収時期	2014年5月23日～7月31日			2016年5月～7月4日		
回答の対象とした時期	2011年～2014年1学期の 取り組み			2015年度の取り組み		

表5 回答者の立場

役職名	2014(教育相談調査)		2016(特別支援教育調査)	
	中学校(N=16)	高等学校(N=34)	中学校(N=13)	高等学校(N=40)
相談担当	3(19%)	13(38%)	8(62%)	20(50%)
養護教諭	5(31%)	11(32%)	3(23%)	12(30%)
特別支援教育コーディネーター	1(6%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
スクールカウンセラー	3(19%)	3(9%)	1(8%)	3(8%)
スクールソーシャルワーカー	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
生徒指導担当教諭	3(19%)	4(12%)	0(0%)	0(0%)
未記入	0(0%)	0(0%)	1(8%)	4(10%)
その他	1(6%)	1(3%)	0(0%)	1(3%)
その他内訳	保健主事	教頭		生徒支援担当

第1部 体制について

1. 教育相談の校務分掌における位置づけ

(1) 教育相談の校務分掌上の位置づけ

教育相談担当の校務分掌上の位置づけを図3-1に示した。上2段に中学、下2段に高校を示し、2014年度調査をそれぞれ1段目に示した。

なお、2019年度調査では教務部と回答されたものは「その他」に入っている。「その他」の詳細は表6の通りであった。

2014年度調査と比較すると、「その他」が減り(中61.5→35.0%/高36.8→10.0%:2014→2019)、教育相談部、生徒指導部の所属が増加している。ただし、特に中学において、回答数の変化が割合に大きく影響を与えていると考えられるため、校務分掌の改変による増加とは断定はできない。

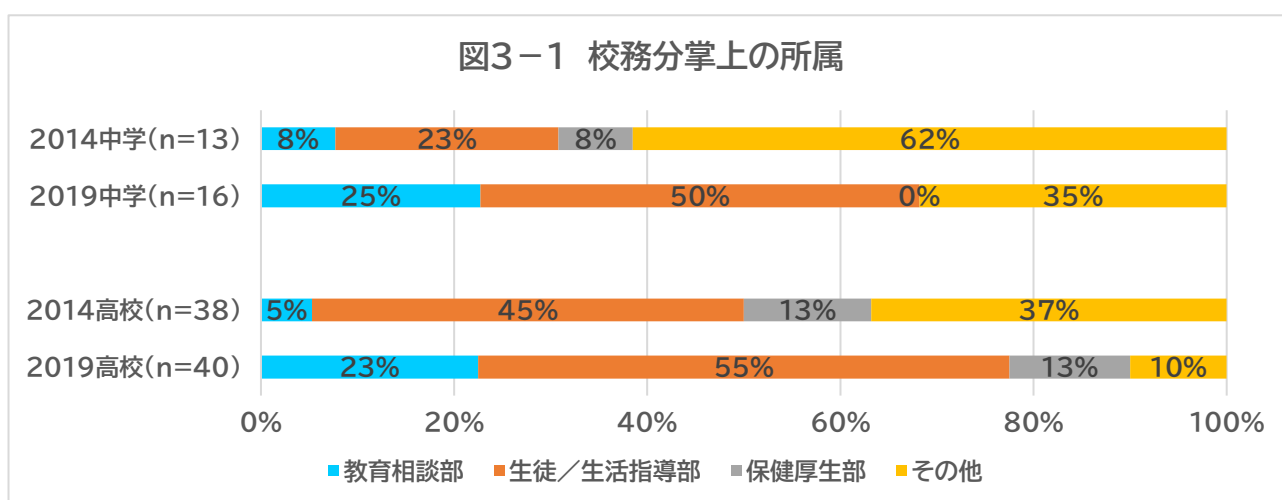


表6 教育相談の校務分掌上の位置づけにおける「その他」の内訳

2014	教頭直属(2)/サポート委員会(2)/学校運営委員会(2)/厚生課/相談室係(中高一人で担当、部課に属さず)(2)/総務部/特活部/教育相談部と生徒指導部の両方(4)/学年(担任)×生活指導部で対応(2)/保健安全部/生徒支援センター/特に入っていない
2019	教務部/教育相談室/生徒部/特活部/教頭直属の委員会/保健安全部/生徒・生活指導部と保健厚生部(の両方にまたがる形態)

(2)教育相談系の構成員

教育相談係を構成している教職員について、中学校を図3-2-①に、高等学校を図3-2-②に示した。「その他」の詳細は表7の通りである。10%以上増減のあったものとしては次の通りであった。増加していたのは、高校の生徒/生活指導主任(28→45%)であった。減少していたのは、教頭(中54→19%/高35→25%)、スクールカウンセラー(中92→81%/高80→68%)、教育相談担当(高78→65%)であった。

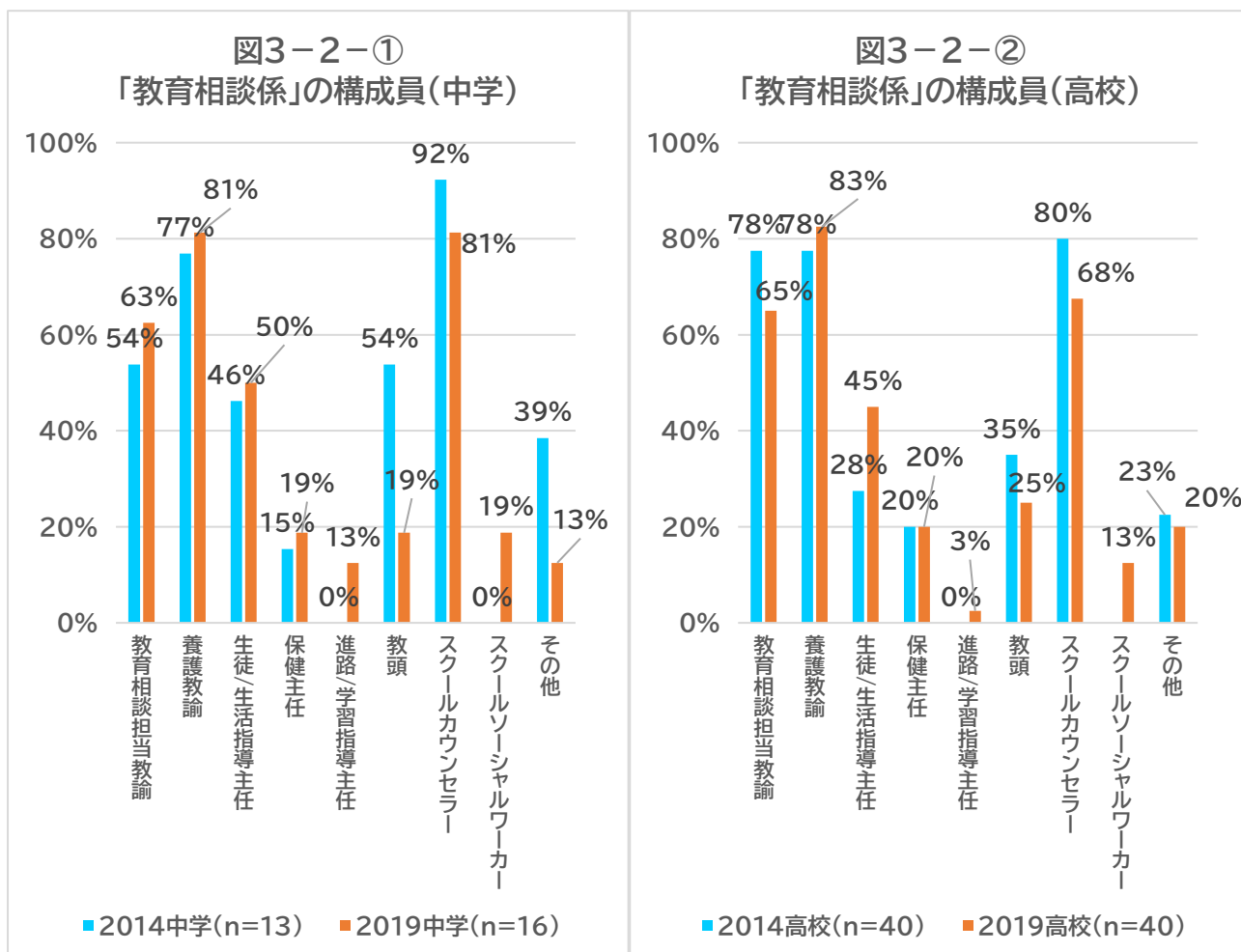
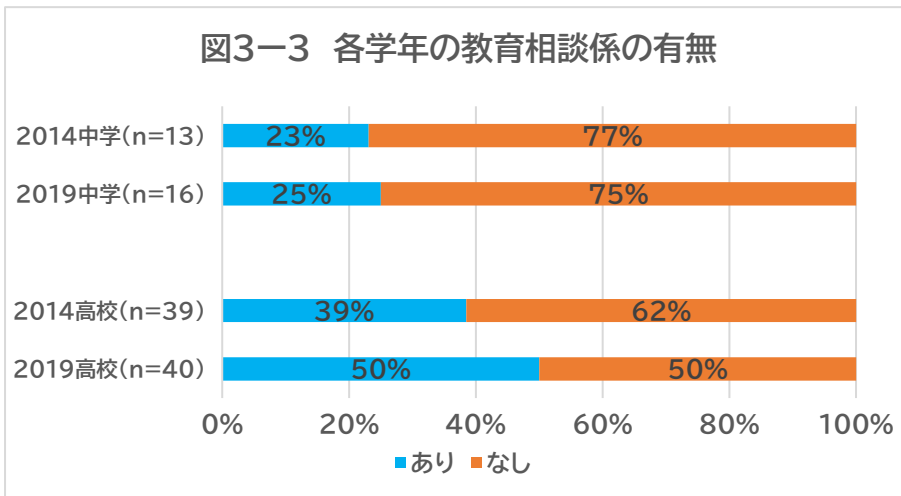


表7 教育相談系の構成員における「その他」の詳細

2014	校長/副校長/教務部長(2)/入試広報部長/指導部長/学年主任(5)/教務副部長/生活指導部担当者/進路指導部担当者/教務主任/担任等/(教育相談担当=スクールカウンセラー)
2019	校長(3)/教務部長/寮務部長/学年主任(6)/各学年副主任/教育支援コーディネータ

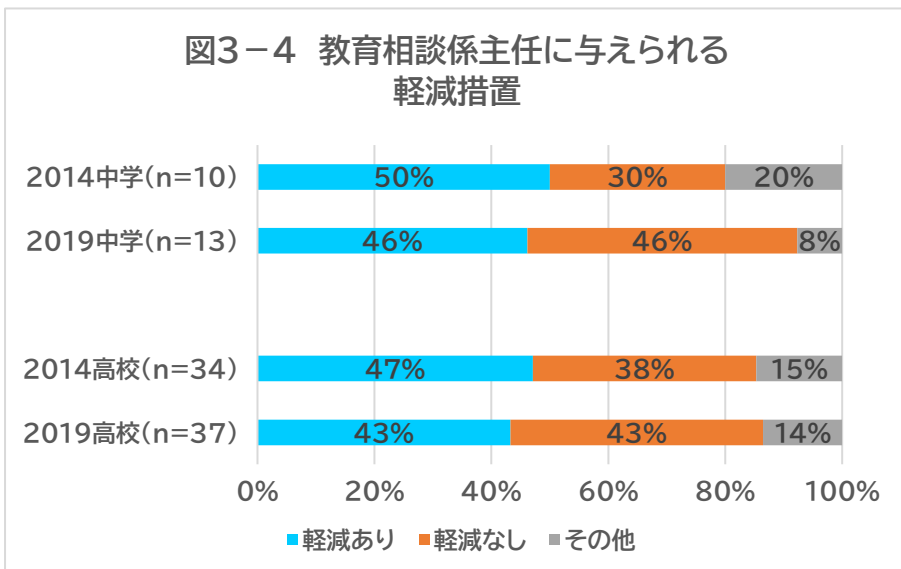
(3)各学年における教育相談係の有無

各学年の教育相談係の配置有無について、図3-3示した。いずれの調査においても高等学校の方が配置されている割合が高かった(中23→25%/高39→50%)。



(4)教育相談係主任における業務軽減

教育相談係主任に与えられる業務軽減について図3-4に示した。「その他」については、養護教諭やSCであるということが主であった。業務軽減については、ほぼ変化は見られなかった。

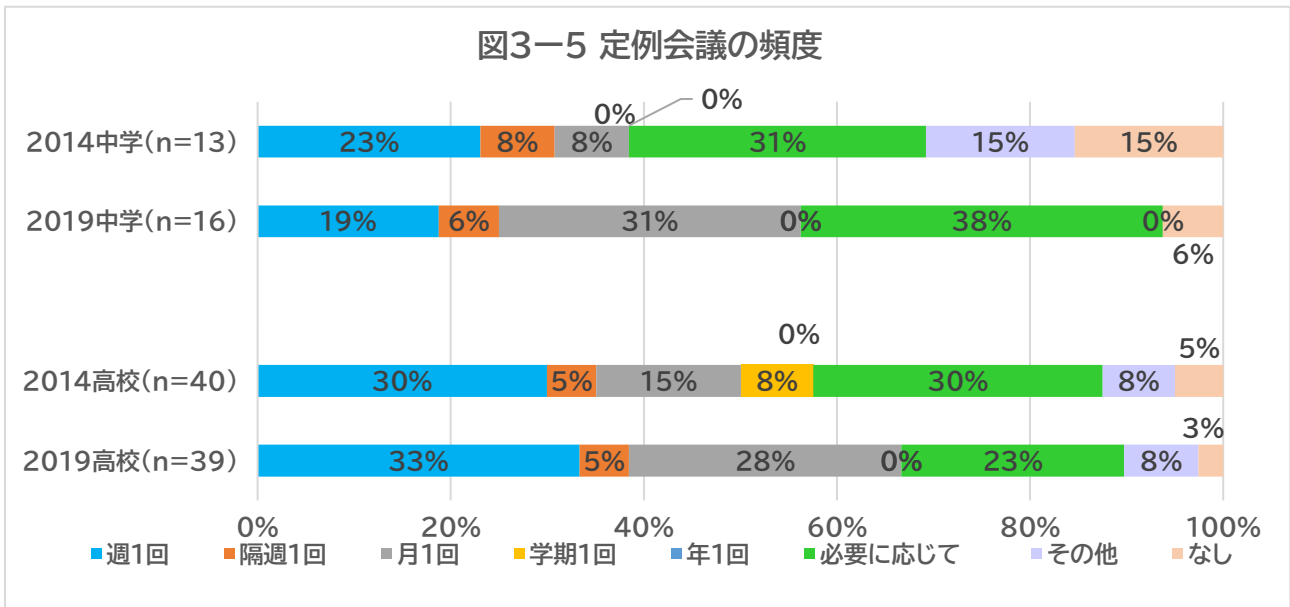


2. 定例会議について

(1) 定例会議の頻度

定例会議の頻度について、図3-5に示した。

中学校、高等学校ともに、「月1回」の学校(中8→31%/高15→28%)が増加している。一方、「学期1回」の学校(高8%→0%)が減少していた。また、中学、高校とも「なし」の学校(中15→6%/高5→3%)も減少していた。



(2)定例会議の参加者

定例会議参加者について、中学校を図3-6-①に、高等学校を図3-6-②に示した。

中学では進路指導主任(0→20%)が、高校ではスクールソーシャルワーカー(0%→19%)が新たに会議のメンバーに入った。また、養護教諭(中87→93%/高90→95%)、SC(54→80%/高70→79%)の参加率も上がっており、様々な角度から生徒支援を行おうとしている姿が推察される。

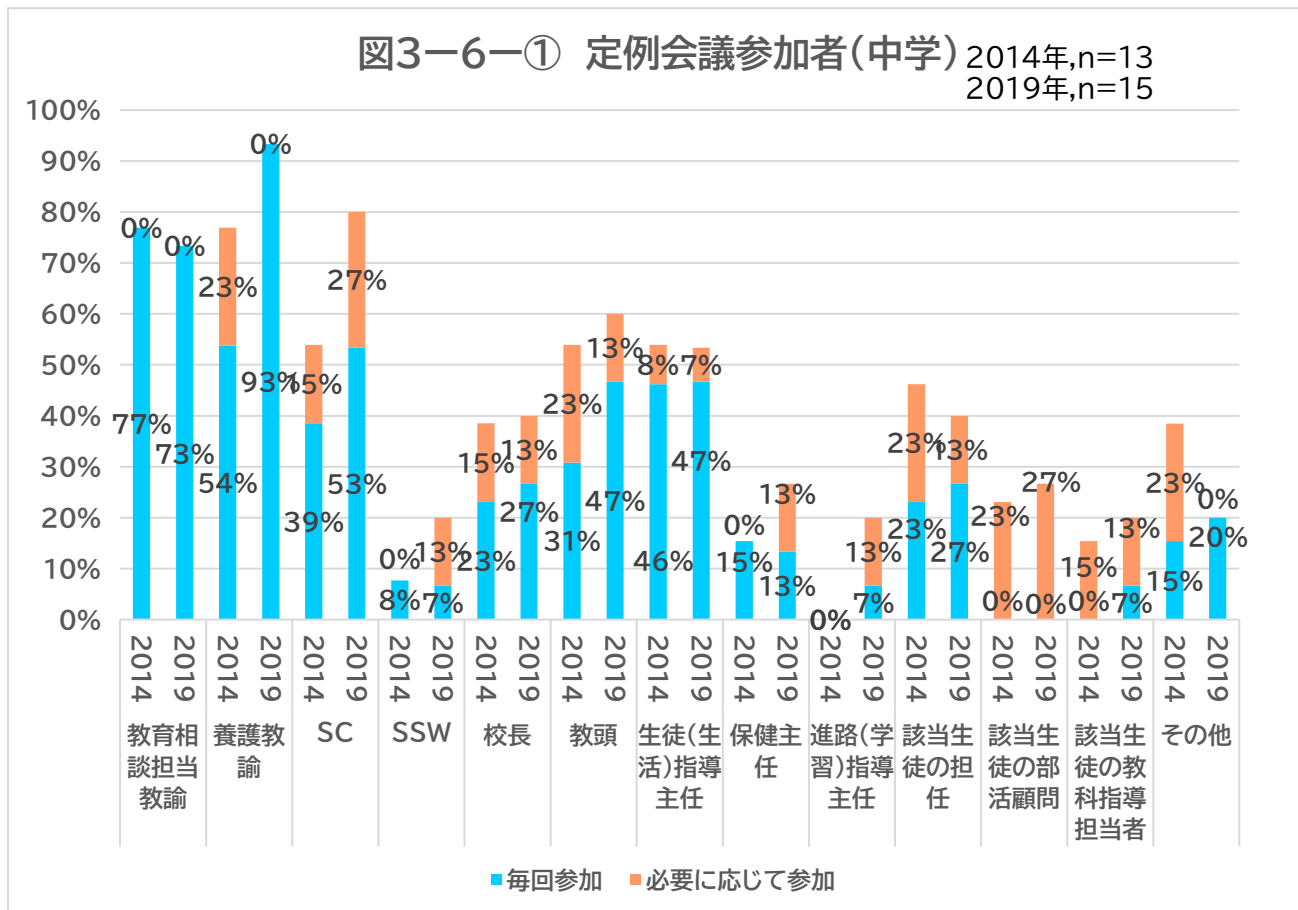
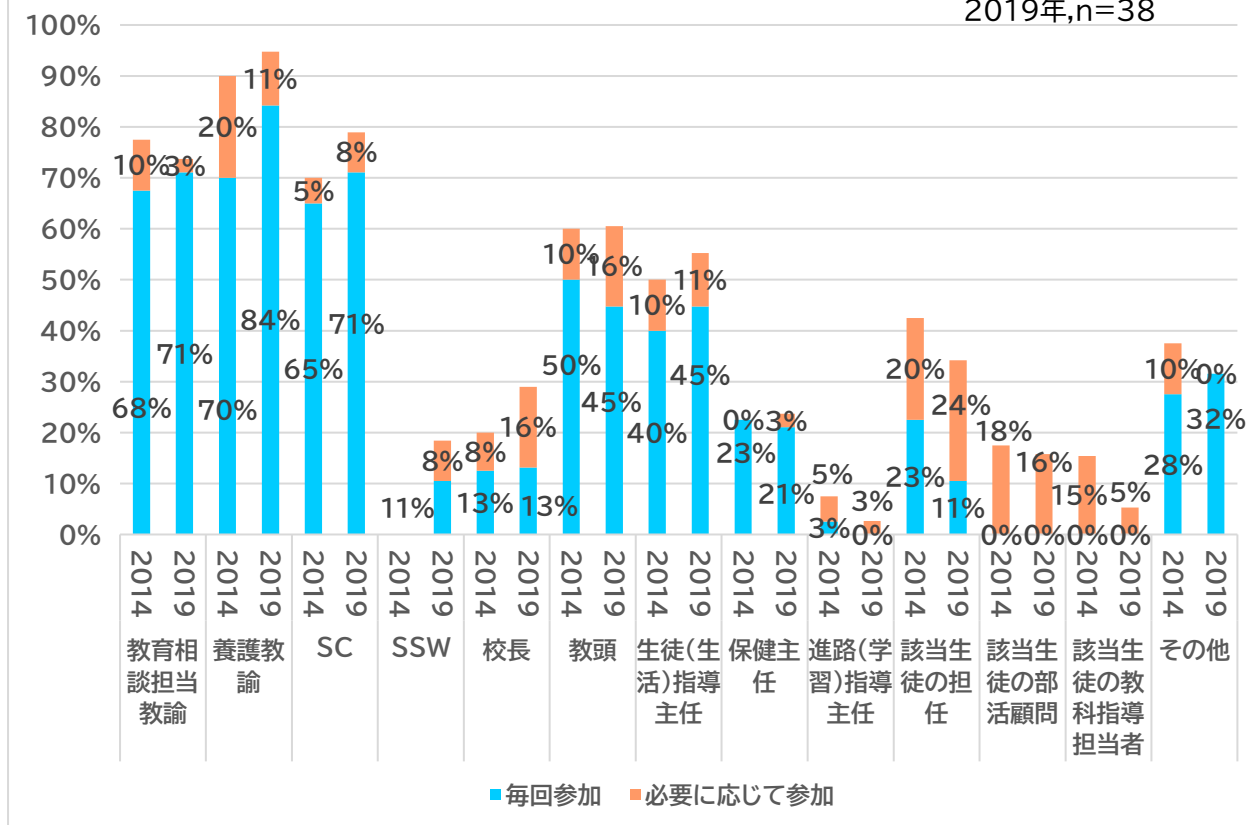
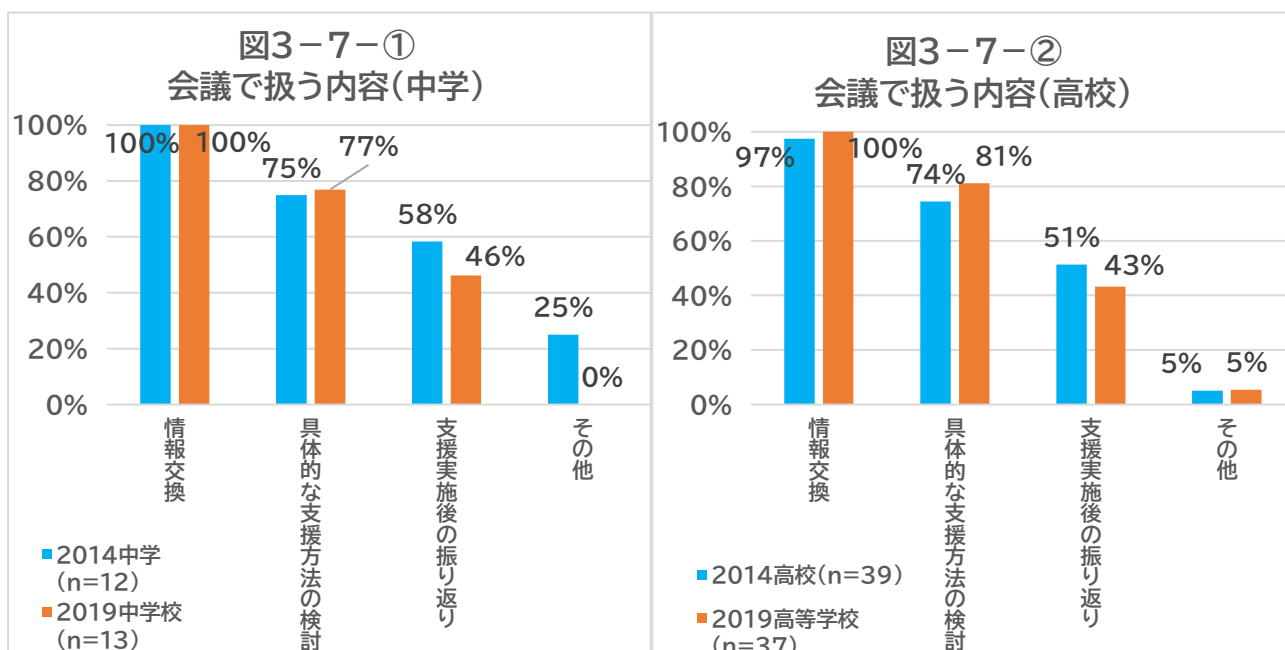


図3-6-② 定例会議参加者(高校) 2014年,n=40
2019年,n=38



(3)会議で行う内容

会議で行う内容について、中学校を図3-7-①に、高等学校を図3-7-②に示した。中学高校ともに、情報交換(中100%/高97→100%)はほとんどの学校でおこなわれているが、具体的な支援方法の検討(中75→77%/高74%→81%)、支援実施後の振り返り(中58%→46%/高51%→43%)までは手が回らない学校もあるようであった。全体として、大きな変化は見られず、図3-5で示した通り、定例会議の頻度は増加していたが、扱う内容には大きな変化が見られなかった。

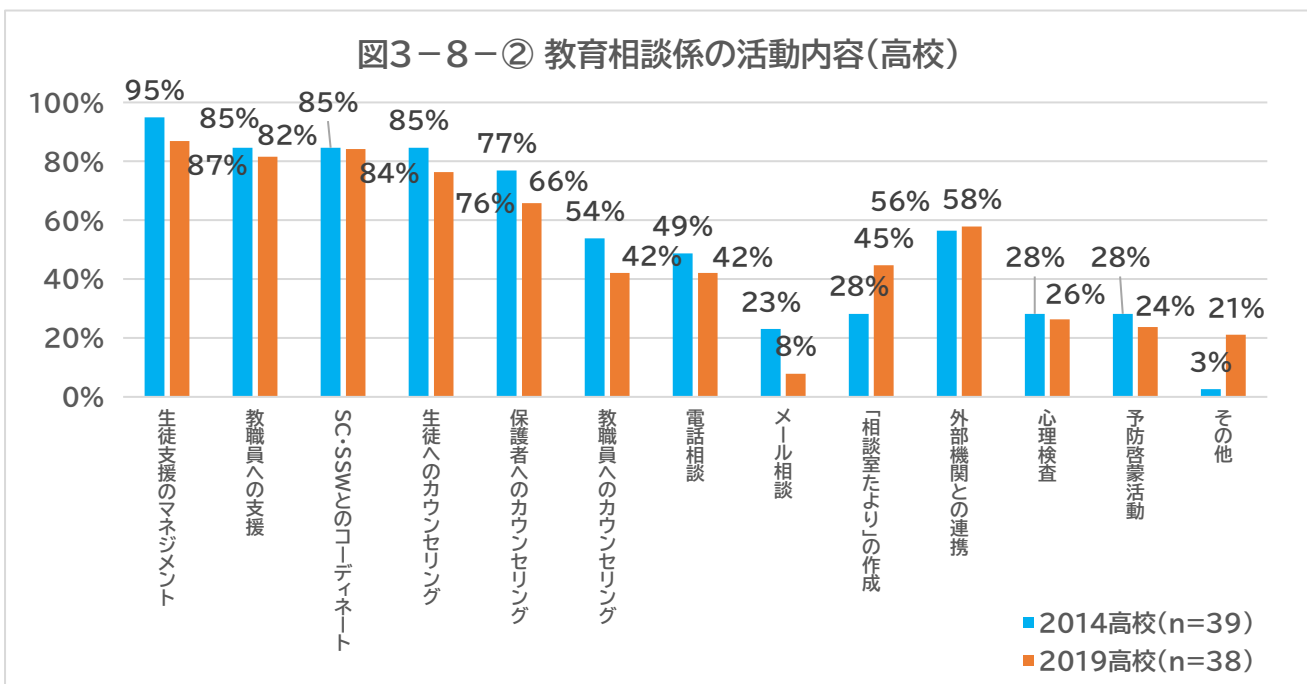
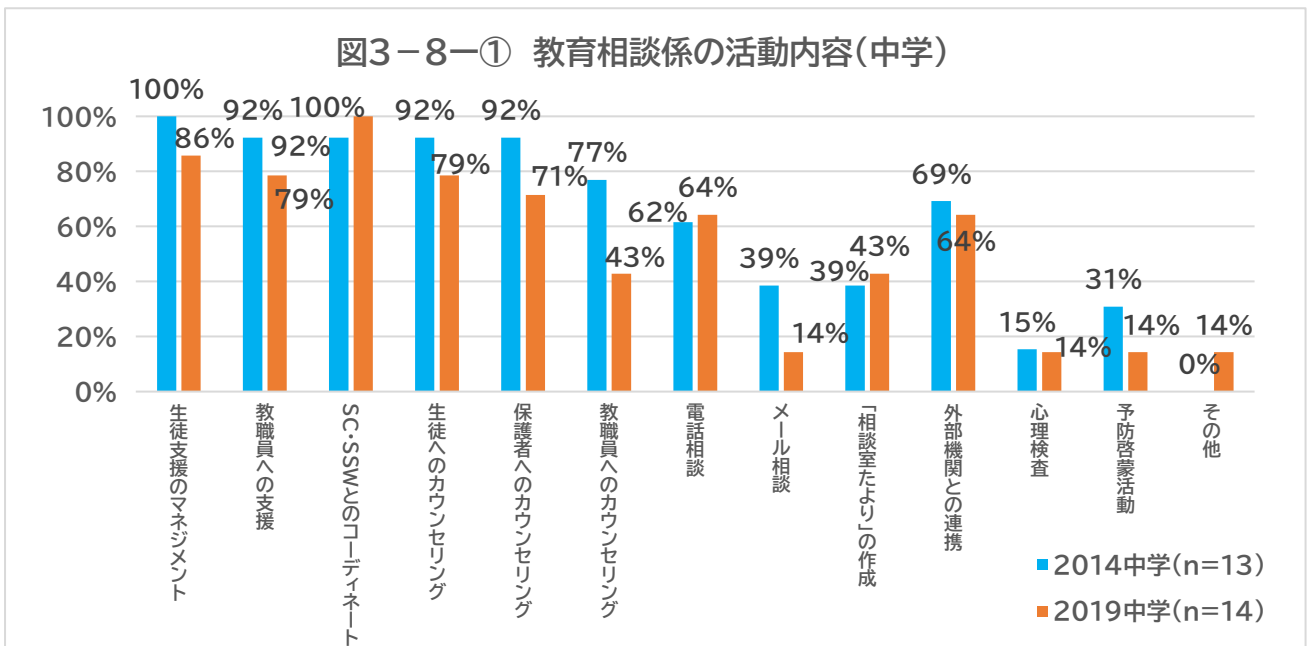


3. 教育相談系の活動(業務)内容

教育相談系の活動(職務)内容について、中学校を図3-8-①に、高等学校を図3-8-②に示した。

中学校では、生徒支援のマネジメント(100→86%)、教職員への支援(92→79%)、生徒へのカウンセリング(中92→79%)、保護者へのカウンセリング(92→71%)、教職員へのカウンセリング(77→43%)、メール相談(39→14%)、予防啓発活動(31→14%)へ、高等学校では、生徒支援のマネジメント(95→87%)、生徒へのカウンセリング(中85→76%)、保護者へのカウンセリング(77→66%)、教職員へのカウンセリング(54→42%)、メール相談(23→8%)へと減少していた。

中学高校ともに、生徒・保護者・教職員へのカウンセリング、メール相談など、直接支援にあたるような職務内容が減少傾向にあった。

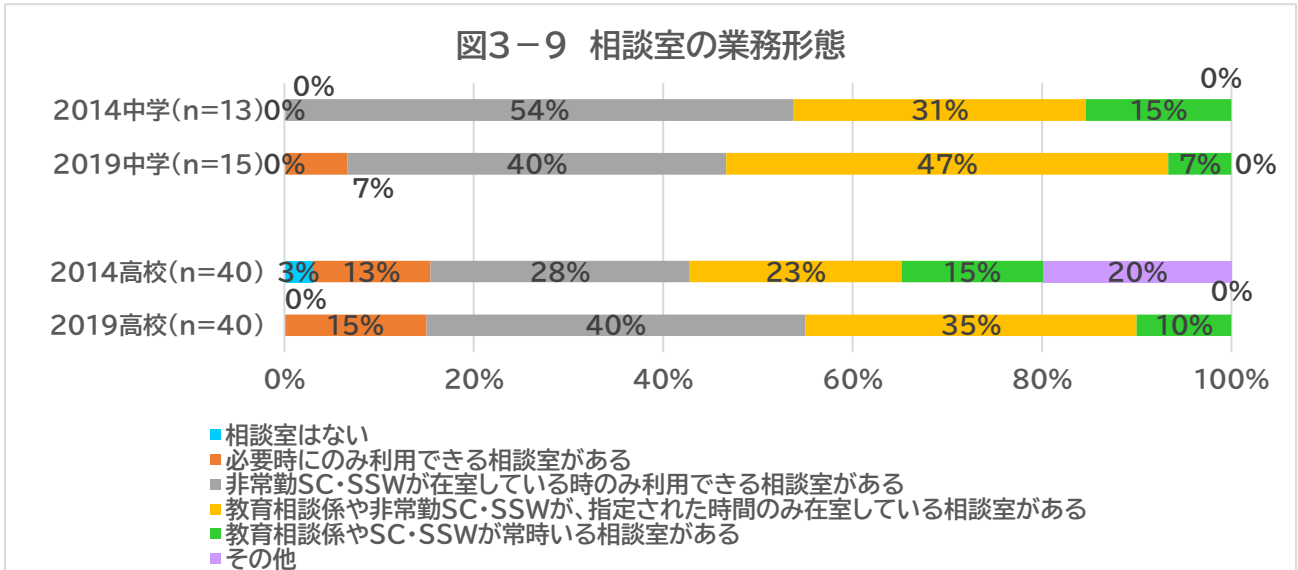


4. 相談室について

(1) 相談室の業務形態

教育相談室の業務形態について、図3-9に示した。教育相談係や SC・SSW が指定された時間の在籍している相談室の割合が増加し(中31→47%/高23→35%)、常時いる相談室の割合が減少していた(中15→7%、高15→10%)。常時相談室を開設しつづける、もしくは担当者が在室しつづけるということが難しくなっていることが推察される。

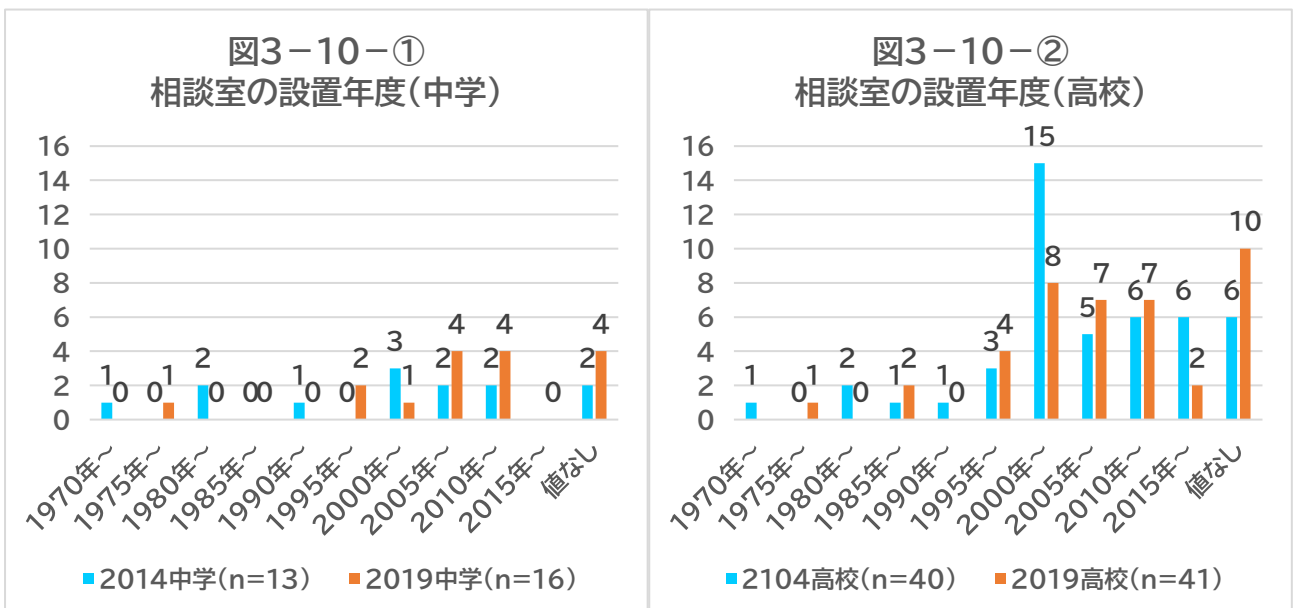
なお、2014 年度調査の高校で20%を示している「その他」は複数回答や「不登校生徒が使用する学習室がある」など、質問項目には分類しにくいものが含まれていた。



(2) 相談室の設置年度(複数回答有)

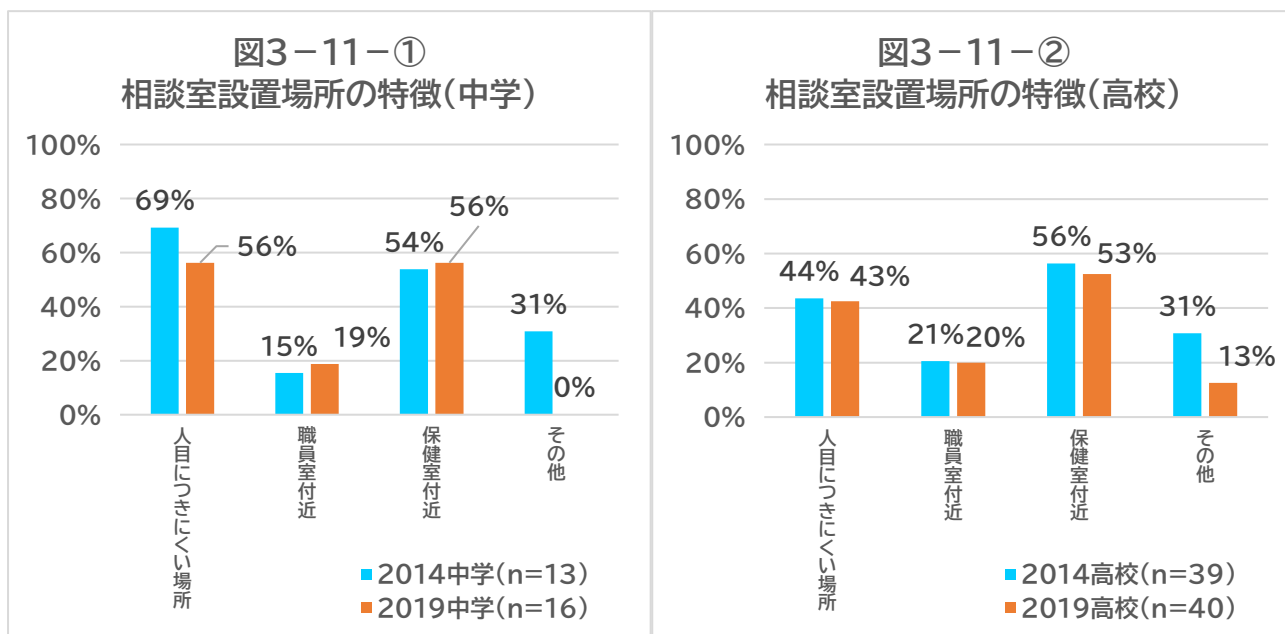
相談室の設置年度について、中学校を図3-10-①に、高等学校を図3-10-②に示した。

中学高校ともに、2000 年以降で相談室が増加しており、2001 年に開始されたスクールカウンセラー活用事業補助の影響が推察される。



(3) 相談室の設置場所

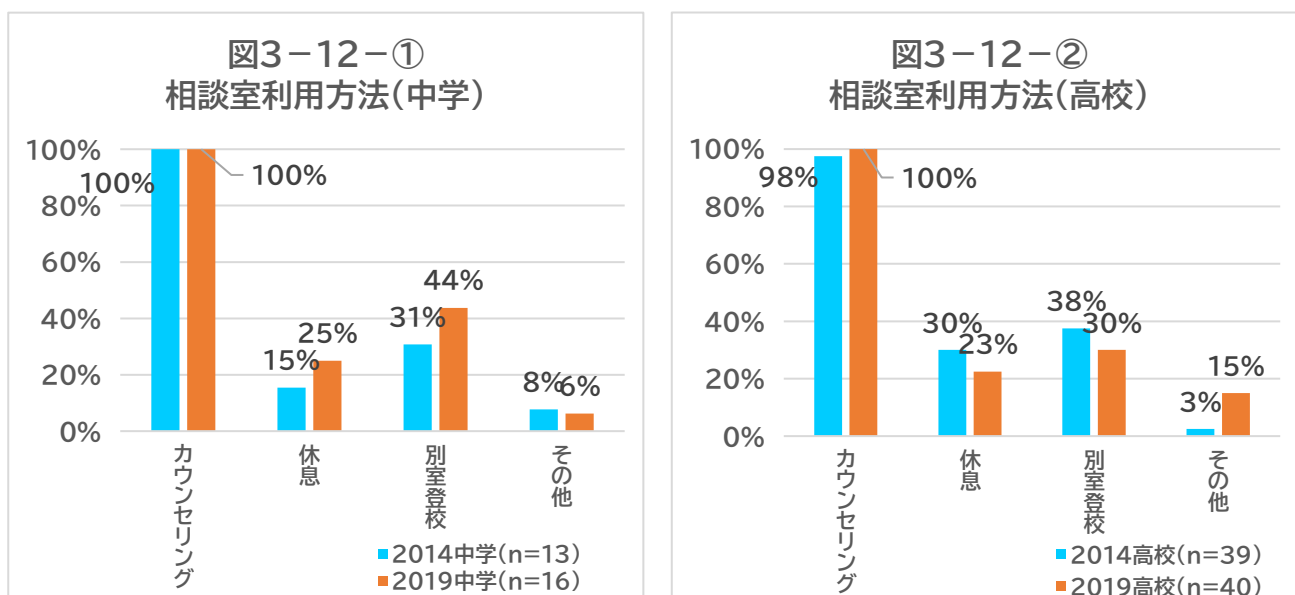
相談室の設置場所について、中学校を図3-11-①に、高等学校を図3-11-②に示した。大きな変化は見られなかった。



(4) 相談室の利用方法

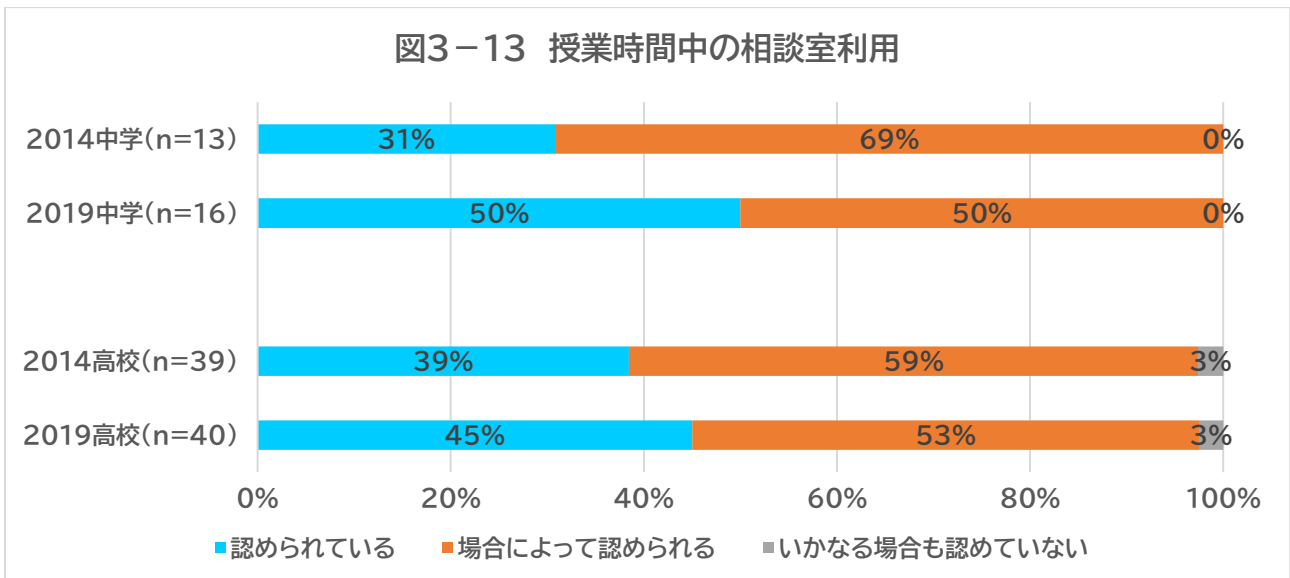
相談室の利用方法について、中学校を図3-12-①に、高等学校を図3-12-②に示した。中学ではカウンセリングはすべての学校において認められ、休息(15→25%)、別室登校(31→44%)は増加していた。一方で、高等学校では休息(30→23%)、別室登校(38→30%)と減少していた。

2016年に公布された教育機会確保法により、義務教育段階においては、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」「不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備」が求められており、中学校での休息、別室登校時の利用の増加はこの影響が推察される。



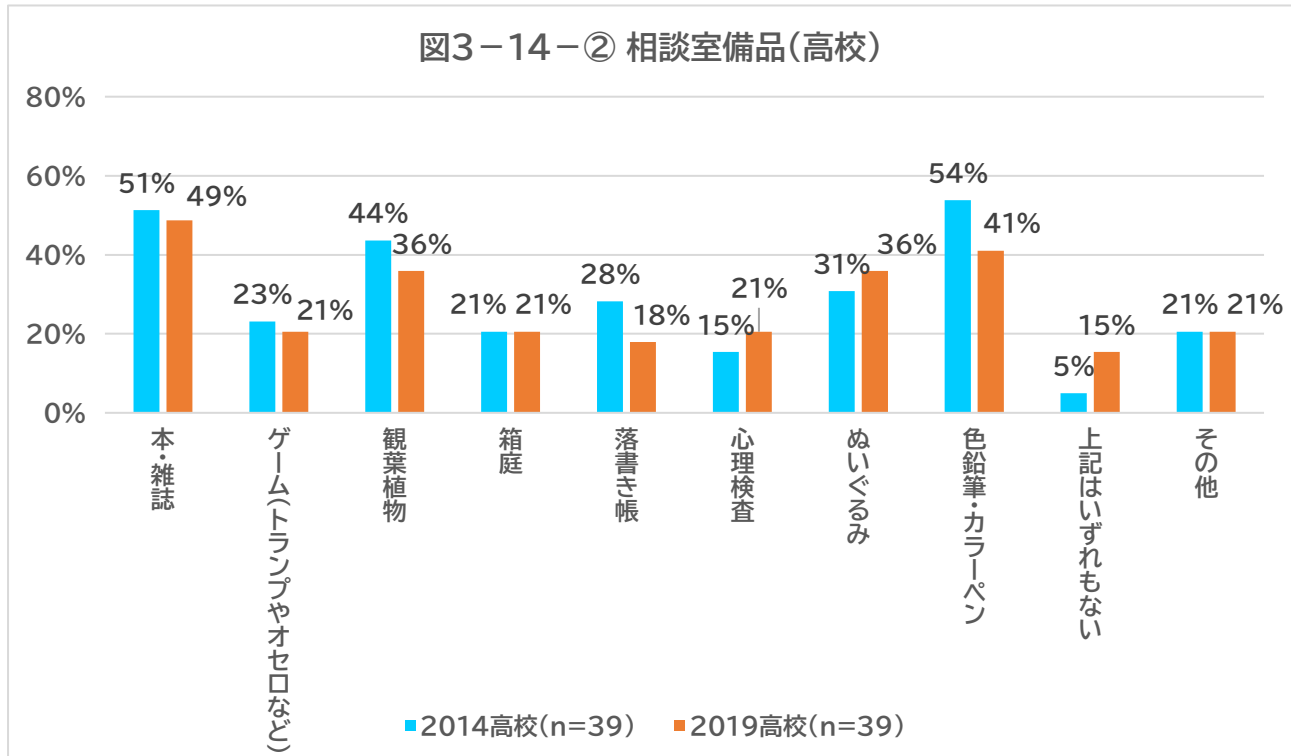
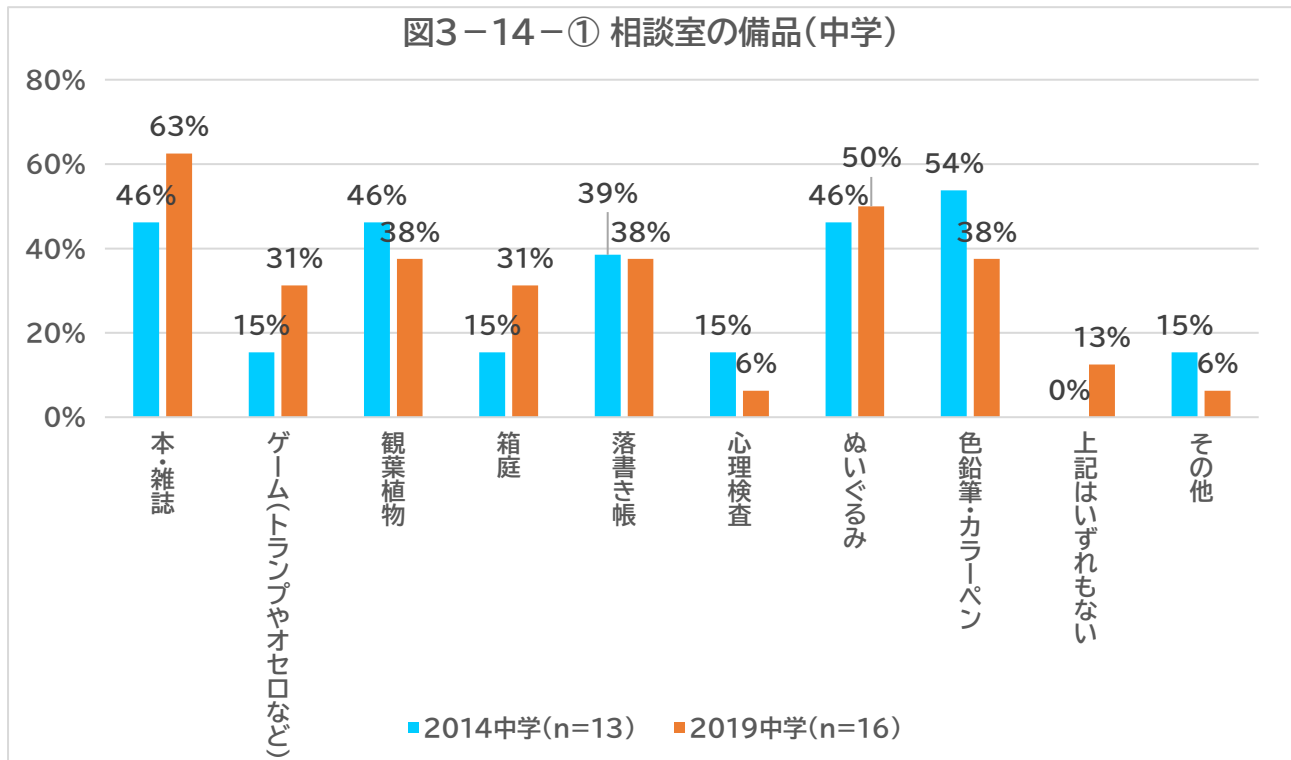
(5)授業時間中の相談室の利用

授業時間中の相談室利用について、図3-13に示した。中学高校ともに認められる学校が増えており(中31→50%/高39→45%)、相談室の利用方法と同様に、教育機会確保法の影響が推察される。



(6)相談室の備品

相談室に置かれている備品について、中学校を図3-14-①、高等学校を図3-14-②に示した。中学校では本雑誌(46→63%)、ゲーム(15→31%)、箱庭(15→31%)が増加、観葉植物(46→38%)、心理検査(15→6%)、色鉛筆カラーペン(54→38%)が減少していた。高等学校では、観葉植物(44→36%)落書き帳(28→18%)、色鉛筆カラーペン(54→41%)が減少していた。

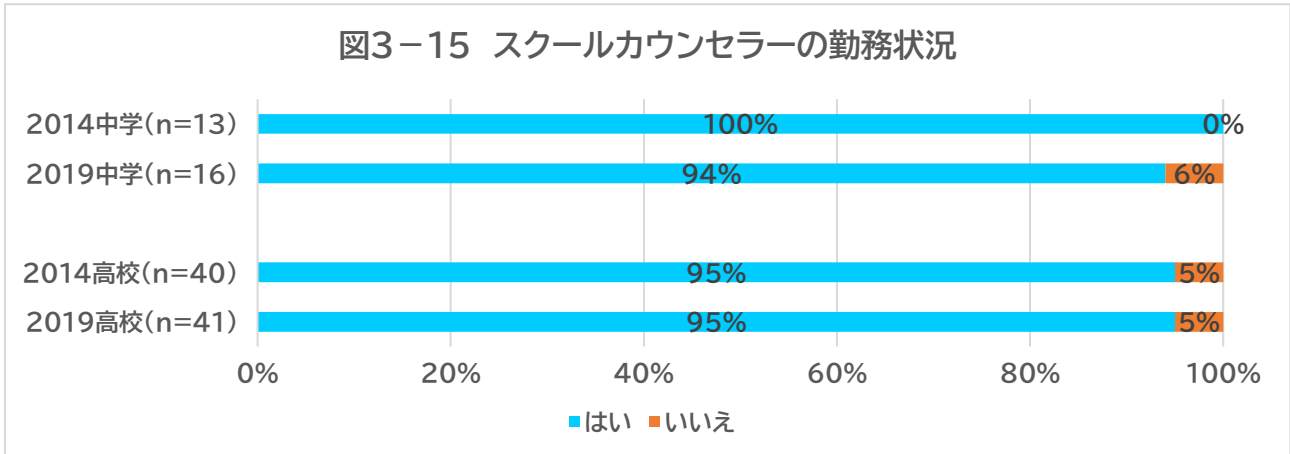


5. 専門職の活用

(1) スクールカウンセラーについて

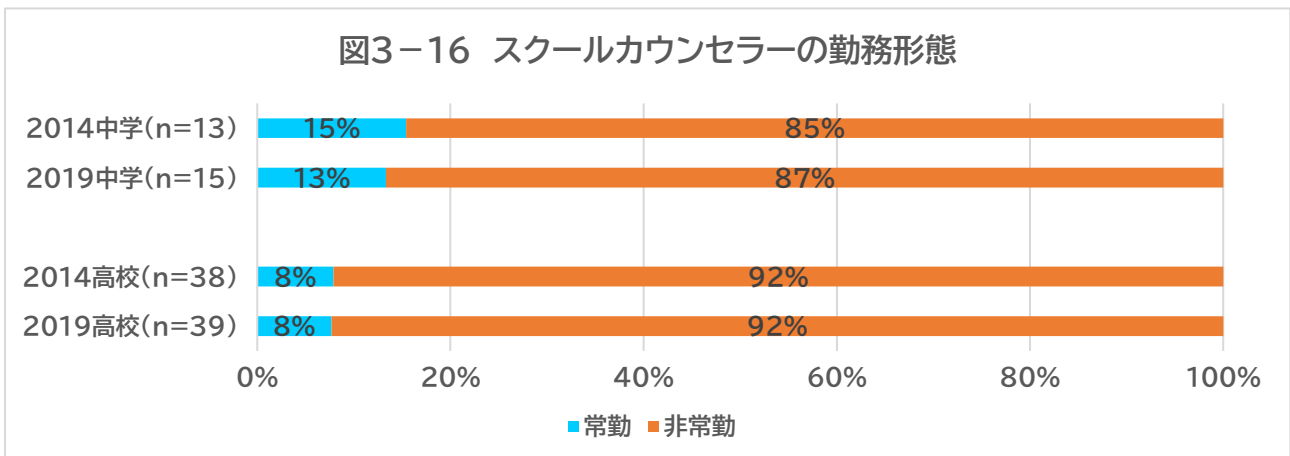
① 勤務状況

スクールカウンセラーの勤務の有無について、図3-15示した。中学において、2014年はすべての学校でスクールカウンセラーが配置されていたが、2019年には配置されていない学校があった。



② 勤務形態

スクールカウンセラーの勤務のある学校において、その勤務形態を図3-16に示した。変化は見られなかった。



③ 平均勤務時間数

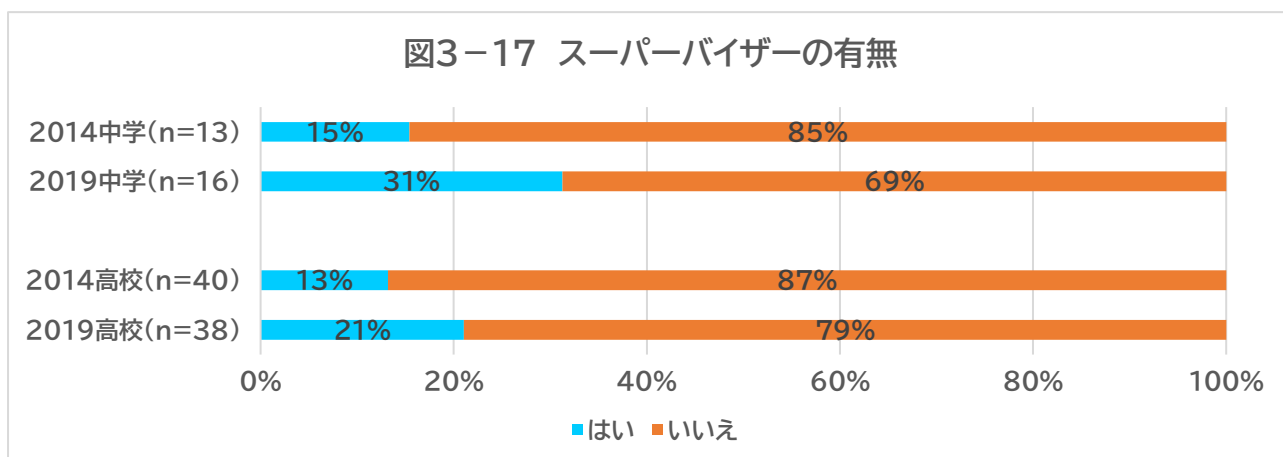
非常勤 SC のみが勤務している学校における一週間の平均勤務時間数は、中学(11.1→12.9 時間)、高校(10.9→13.5 時間)ともに増加となり、非常勤 SC の一週間当たりの勤務時間数は増加していることが分かった。

表8 一週間当たりの非常勤 SC 勤務時間

	中学	高校
2014年	11.1時間 / (n=11)	10.9時間 / (n=38)
2019年	12.9時間 / (n=13)	13.5時間 / (n=36)

(2)スーパーバイザーの勤務状況

スーパーバイザーの勤務状況について、図3-17に示した。中学(15→31%)、高校(13→21%)と、ともに増加していた。



第2部 業務内容の詳細について

1. 生徒指導上の諸問題への支援

生徒指導上の諸問題への対応について、「対応している」から「対応した経験がない」までの4段階で質問し、その結果を、中学は図4-1-①、高校については図4-1-②に示した。

なお、質問の文言が2014年と2019年で異なる項目もあり、グラフ中の項目名が質問内容となっている。

また、グラフ右側に平均値を載せた。

平均値の比較において0.1以上増減していたのは次の項目であった。

<中学・高校ともに増加>

- いじめ:中学3.15→3.33(+0.18)/高校3.23→3.49(+0.25)
- デートDV:中学1.18→1.62(+0.44)/高校2.03→2.35(+0.32)
- 性同一性障害【2014】LGBT【2019】:中学1.67→2.27(+0.6)/高校1.97→2.49(+0.52)
- 非行行為【2014】生活指導上の問題のある生徒へのフォロー・ケア【2019】:中学2.58→3.21(+0.63)/高校2.45→3.08(+0.63)
- 自傷行為【2014】、生徒の自殺予防【2014】、生徒の自傷・自殺【2019】:中学2.92および2.33→3.53(+0.51)/高校3.34および2.34→3.51(+0.17)

<中学のみ増加>

- 友人関係をめぐる問題:中学3.50→3.80(+0.3)

<高校のみ増加>

- 虐待:高校2.58→3.05(+0.47)

<中学のみ減少>

- 親子・家族関係をめぐる問題:中学3.58→3.40(-0.18)

中学においては、2014年において対応の経験が多かった上位3項目は、2019年においても変わらず「不登校」「不安など情緒的混乱」「発達障害」であった。2019年には、同率3位で「友人関係をめぐる問題」が加わった。また、高校においても、2014年において対応の経験が多かった上位4項目は、2019年においても変わらず「不登校」「不安など情緒的混乱」「発達障害」「友人関係をめぐる問題」であった。これらの点より、中学、高校ともに、対応の経験が多い項目はほぼ同じであり、両調査で変動はなかった。

一方で、「デートDV」や「性同一性障害/LGBT」など、これまであまり対応されてこなかった問題への対応が増加している可能性が示唆された。また、中学校での「生徒の自傷・自殺」、高校での「虐待」への対応の増加が顕著であった。

加えて「いじめ」「非行行為/生活指導上の問題のある生徒へのフォロー・ケア」など、生活指導において対応されることが多かったと思われる問題への関与の増加も伺われた。ただし、これには回答者の属性の影響もあると思われる。

なお、いくつかの項目は質問内容が異なるため、その影響も大きいと考えられる。

図4-1-① 生徒指導上の諸問題への支援(中学)

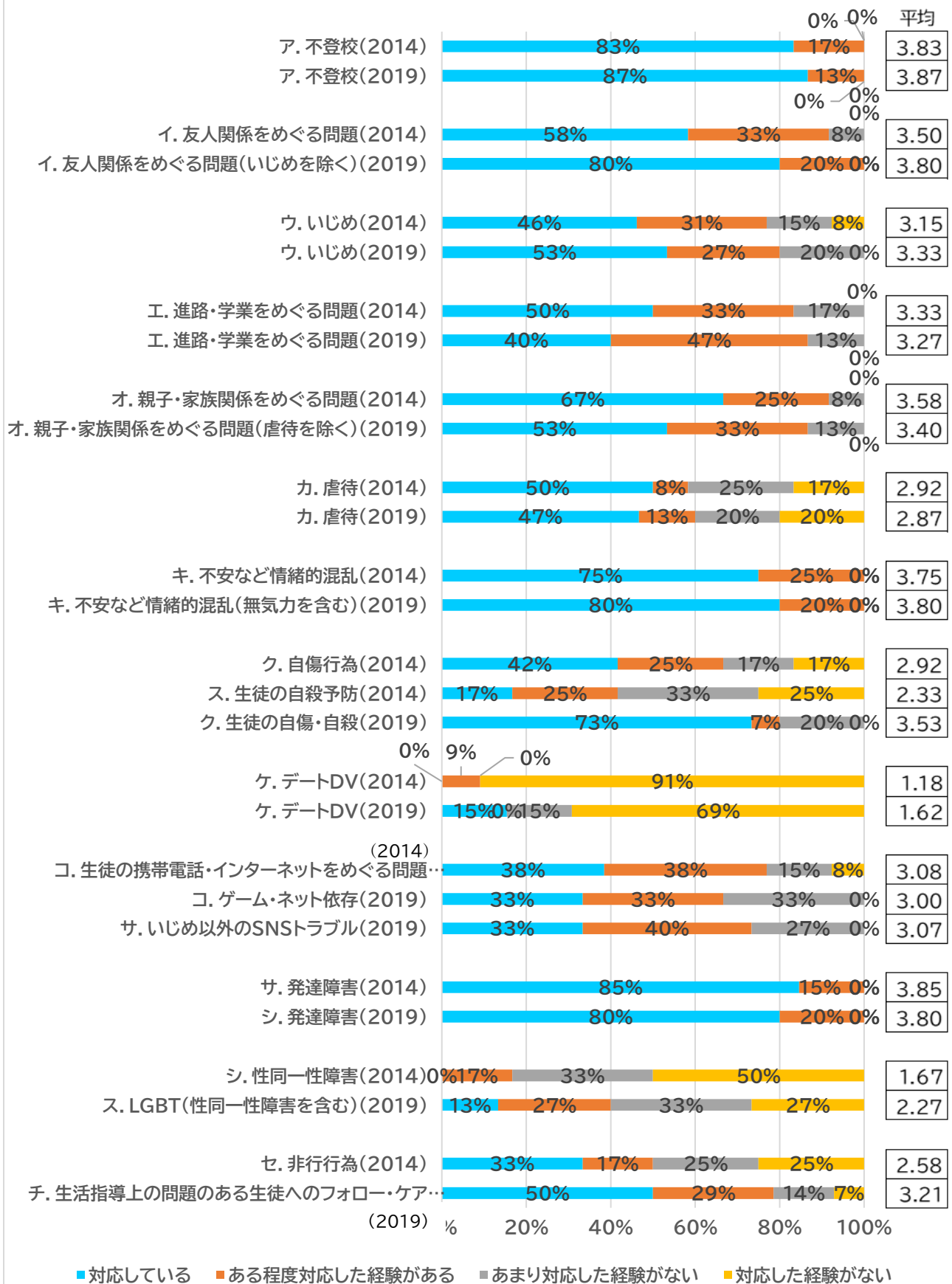
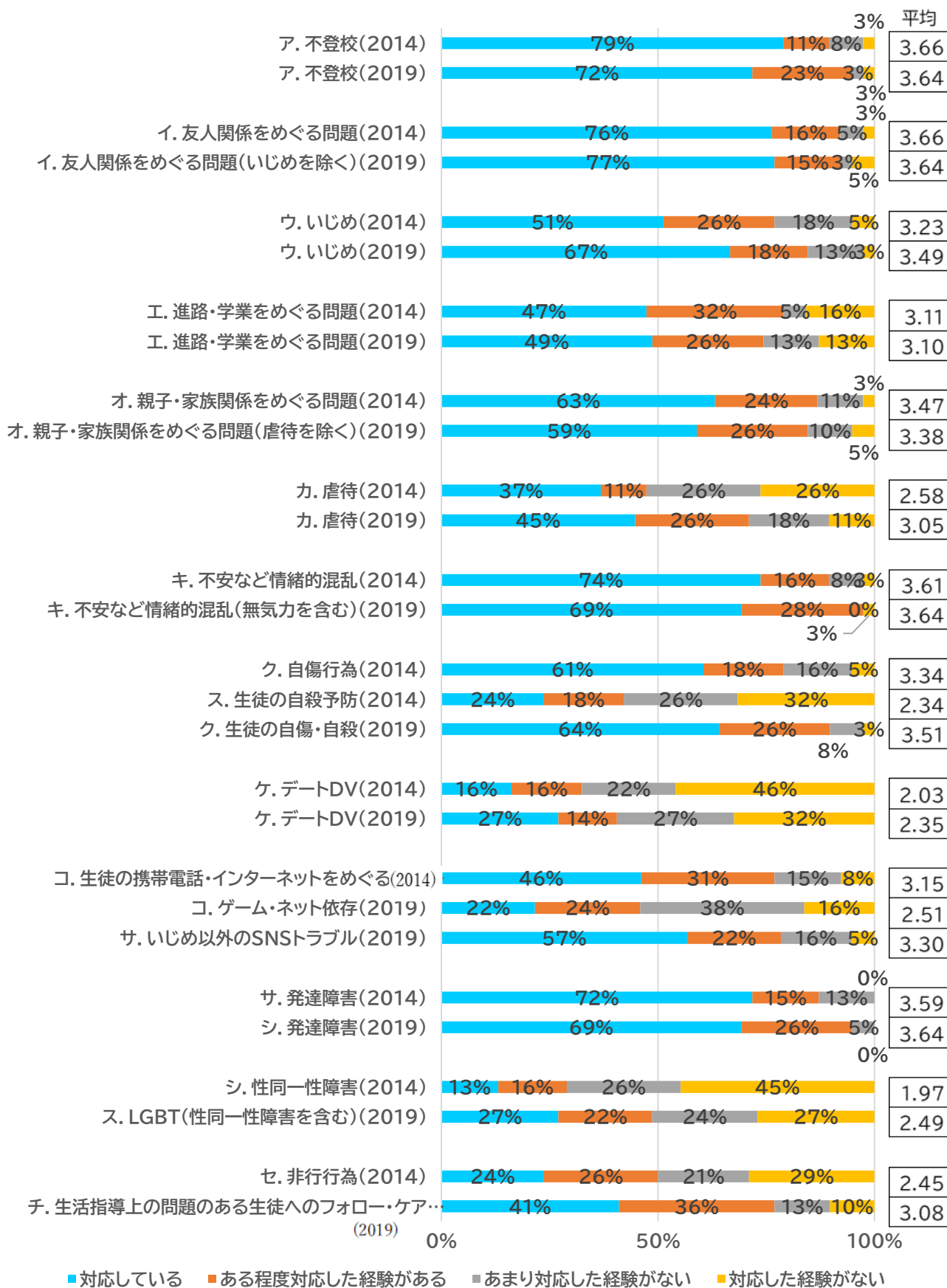


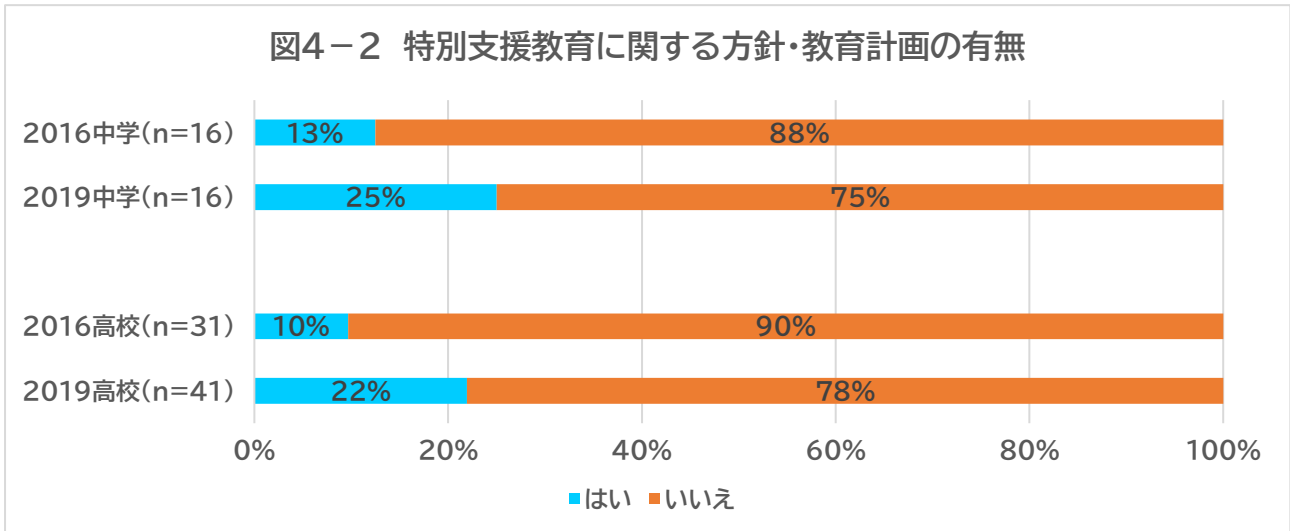
図4-1-② 生徒指導上の諸問題への支援(高校)



2. 特別支援教育

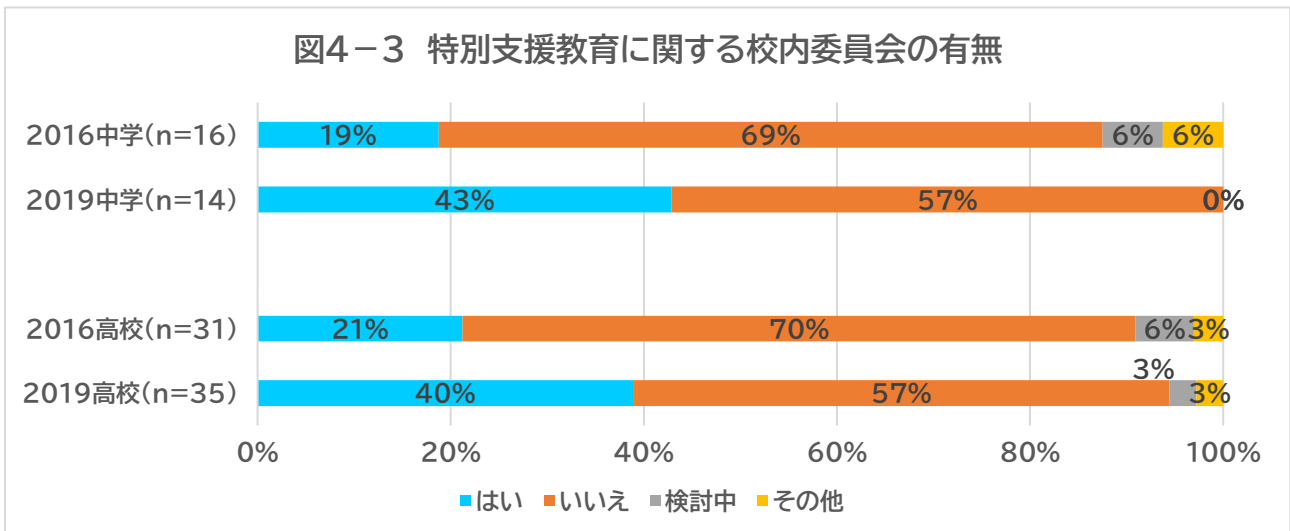
(1) 特別支援教育に関する学校方針や教育計画の有無

特別支援教育に関する学校方針や教育計画の有無について、図4-2に示した。中学・高校いずれにおいても方針や教育計画がある学校が増えていた(中13→25%/高10→22%)。



(2) 特別支援教育の校内委員会の有無

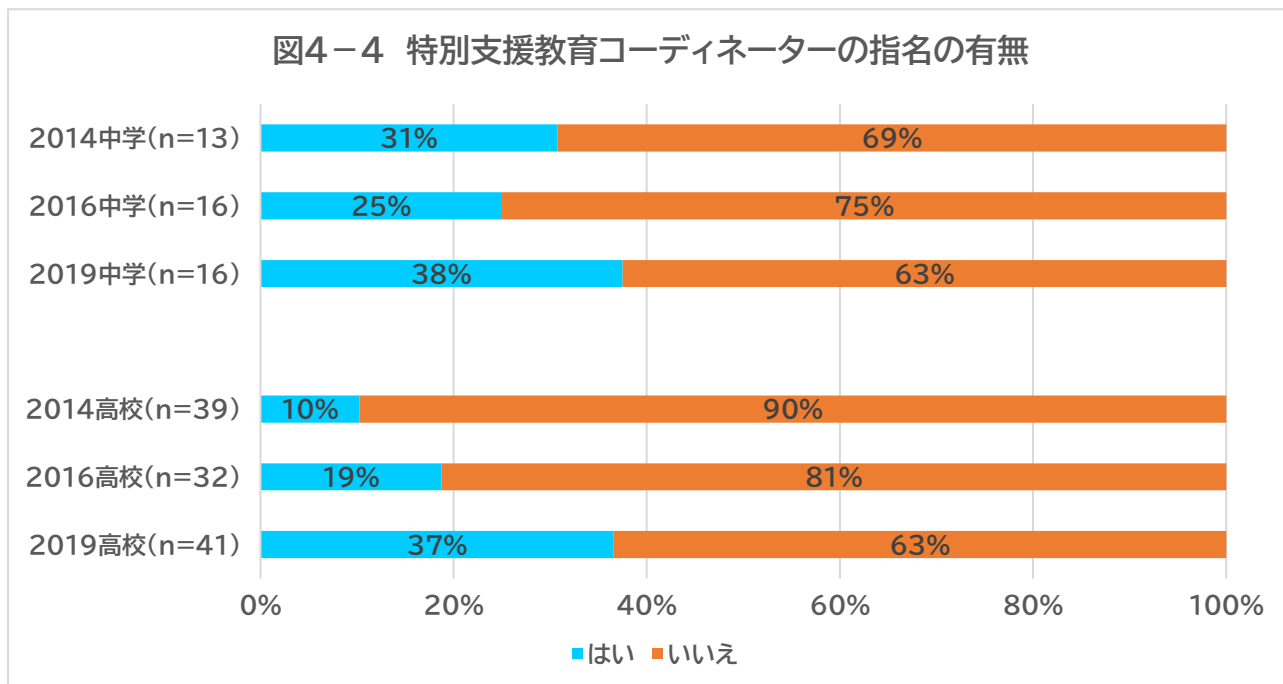
特別支援教育に関する校内委員会の有無について図4-3に示した。中学・高校いずれにおいても校内委員会が設置されている学校が増えていた(中19→43%/高21→40%)。



(3)特別支援教育コーディネーター

①指名の有無

特別支援教育コーディネーターの指名の有無について図4-4に示した。なお、この項目については、2014年度調査、2016年度調査、2019年度調査の3調査の比較となっている。中学ではいったん2016年に減少したものの、2019年には増加した(中31→25→38%)。高校は調査を迫うごとに増加していた(10→19→37%)。



②役割

特別支援教育コーディネーターの役割について、中学校を図4-5-①、高等学校を図4-5-②(次ページ)に示した。なお、この項目については、2016年度調査と2019年度調査の比較となっている。該当生徒の学級の授業内での指導や支援(14→17%)、該当生徒の学級とは別の場での個別支援(29→33%)のみ、微増となっており、そのほかは軒並み減少していた。

図4-5-①

コーディネーターの職務 (中学)

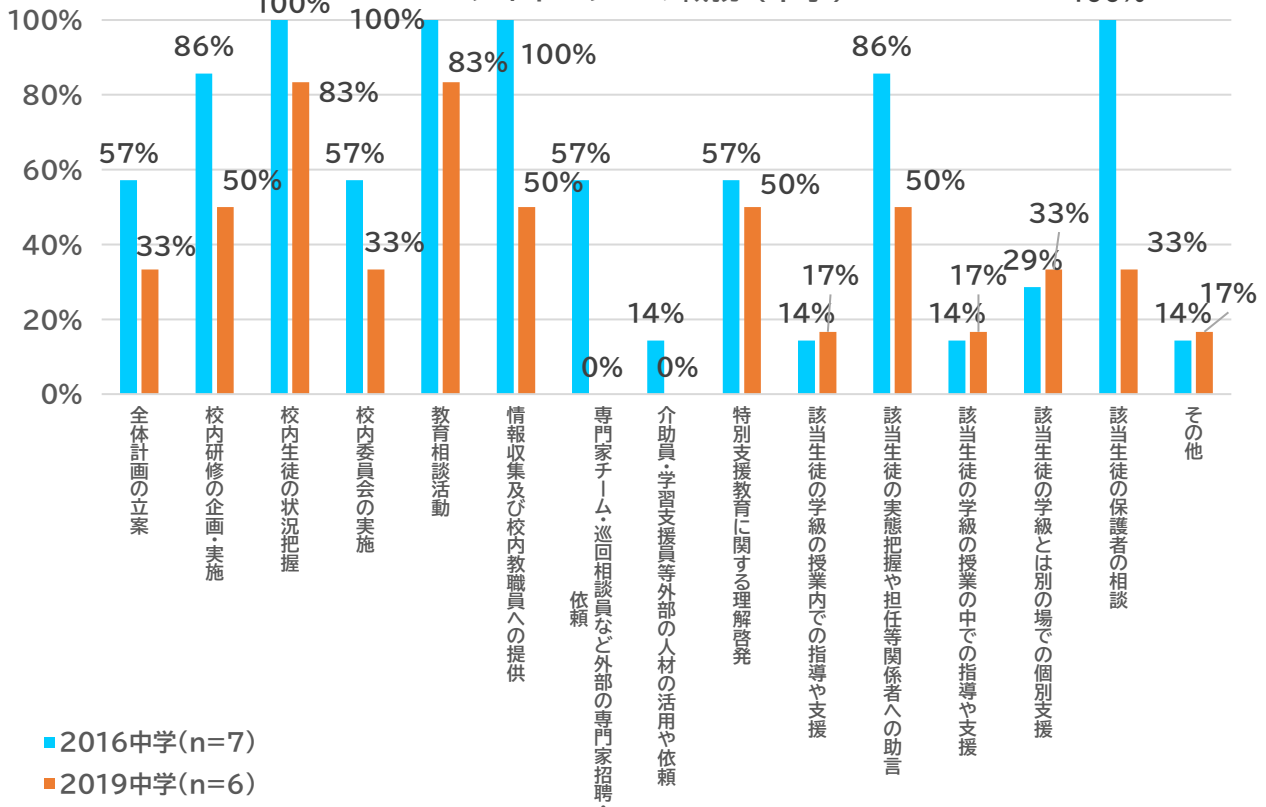
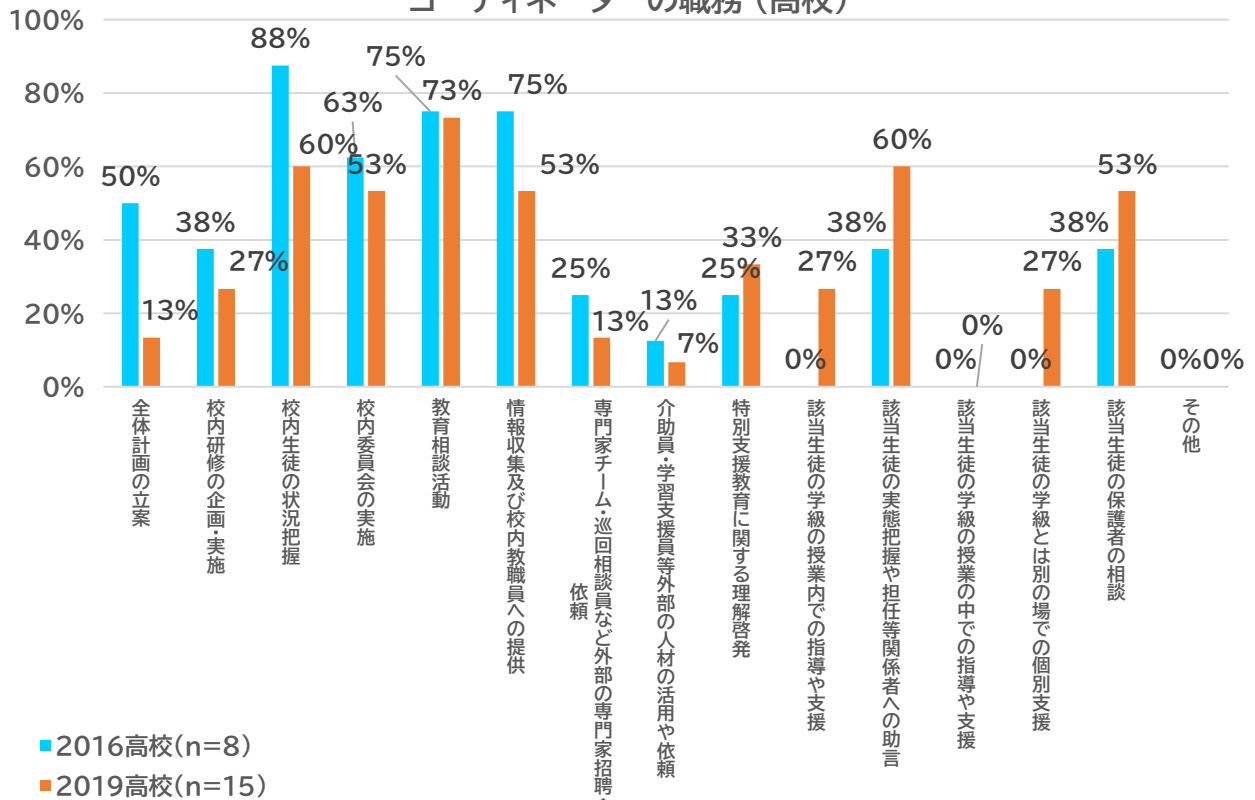


図4-5-②

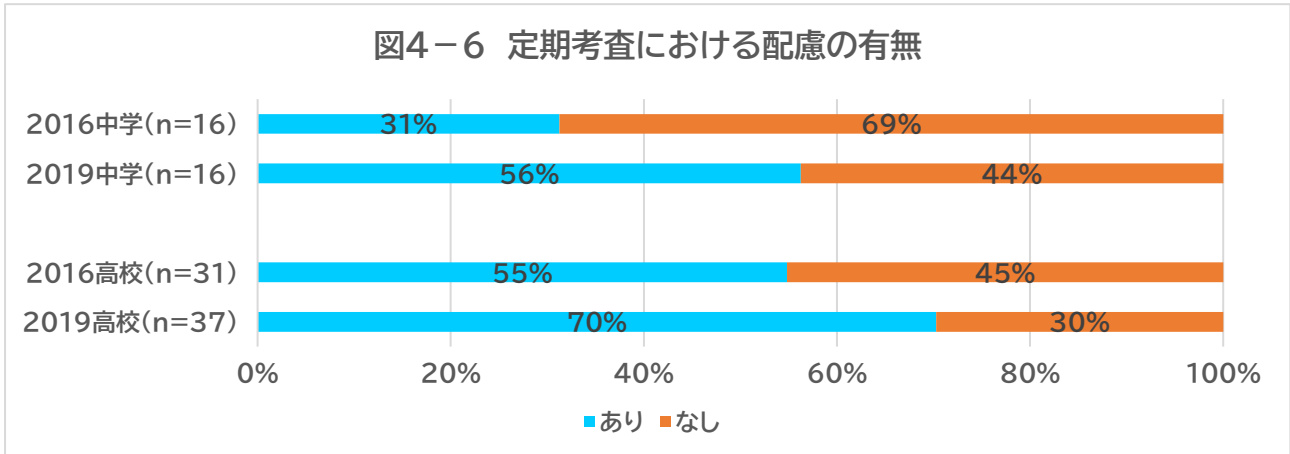
コーディネーターの職務 (高校)



(4) 定期考査における配慮

① 配慮の有無

定期考査における配慮の有無について、図4-6に示した。なお、この項目については、2016年度調査と2019年度調査の比較となっている。中学・高校いずれにおいても定期考査における配慮がある学校が増えていた(中 31→56%/高 55→70%)。



② 実施可能な配慮の具体的な内容

定期考査における実施可能な配慮の具体的な内容について、中学校を図4-7-①、高等学校を図4-7-②に示した。なお、この項目については、2016年度調査と2019年度調査の比較となっている。いずれの調査においても、具体的な配慮内容としては別室受験が最多であった(中100%・89%/高78%・77%)。

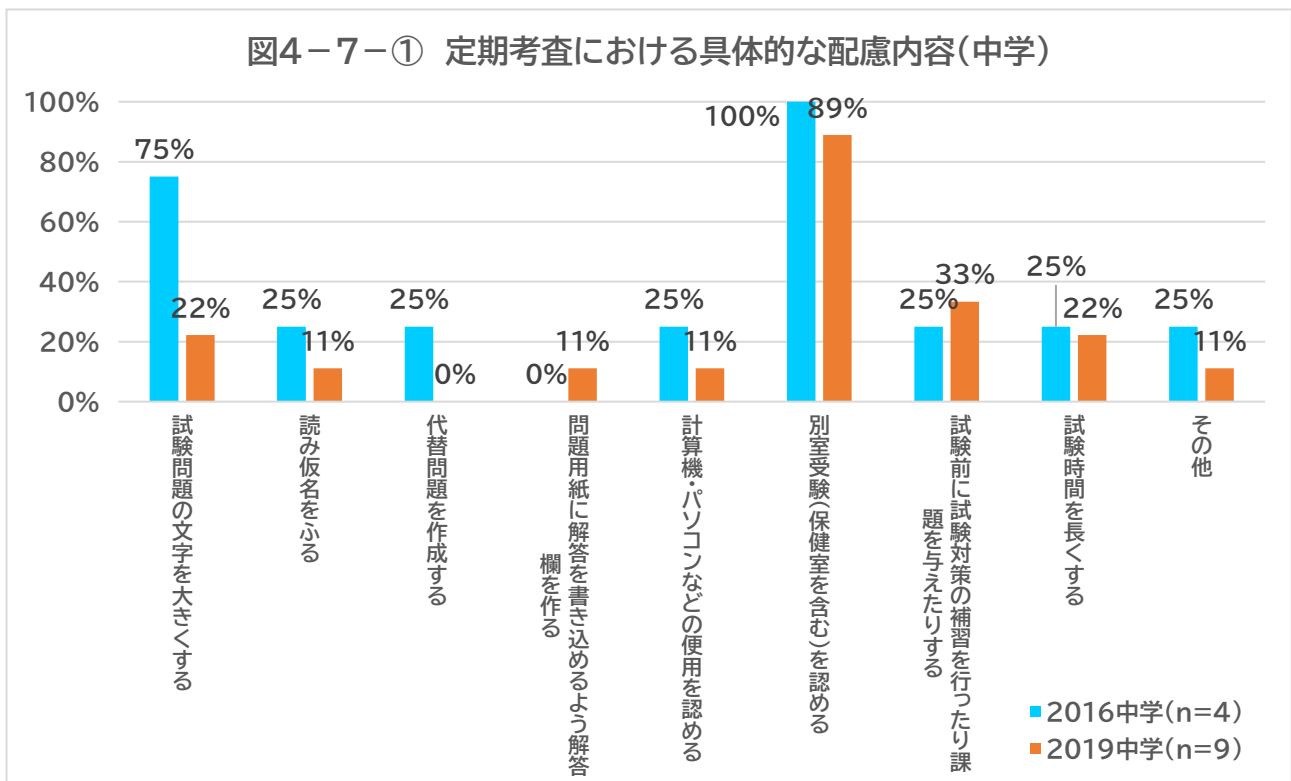
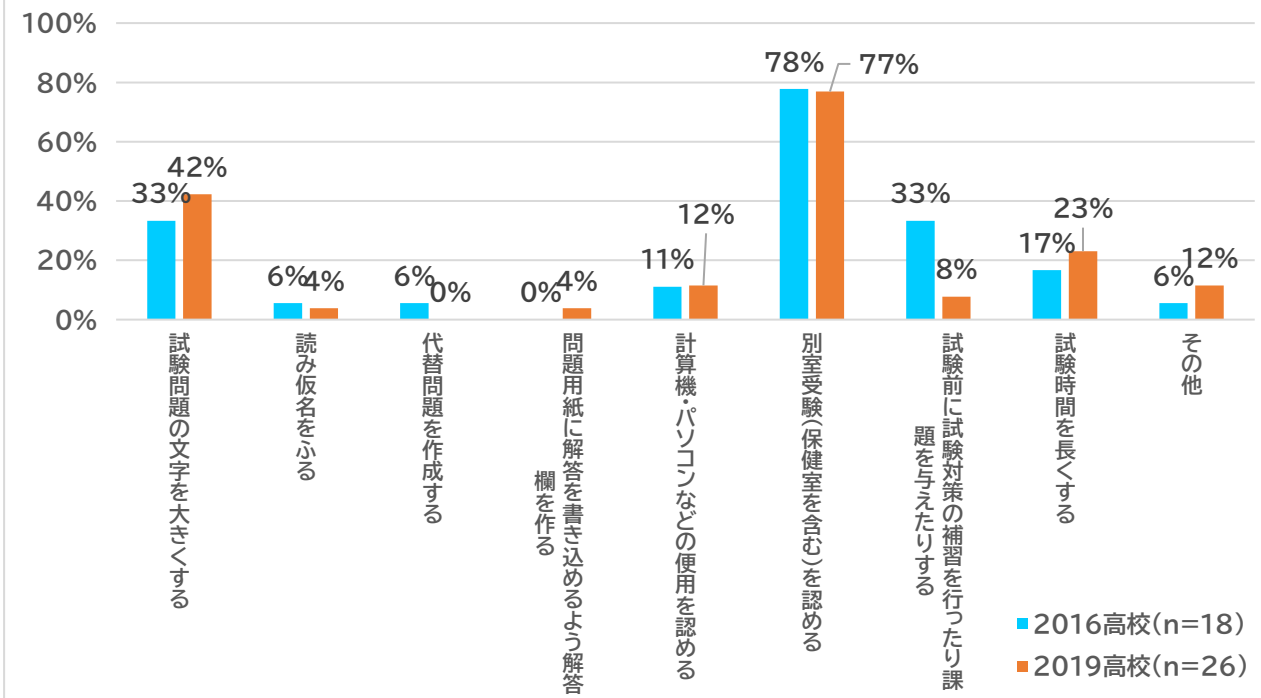


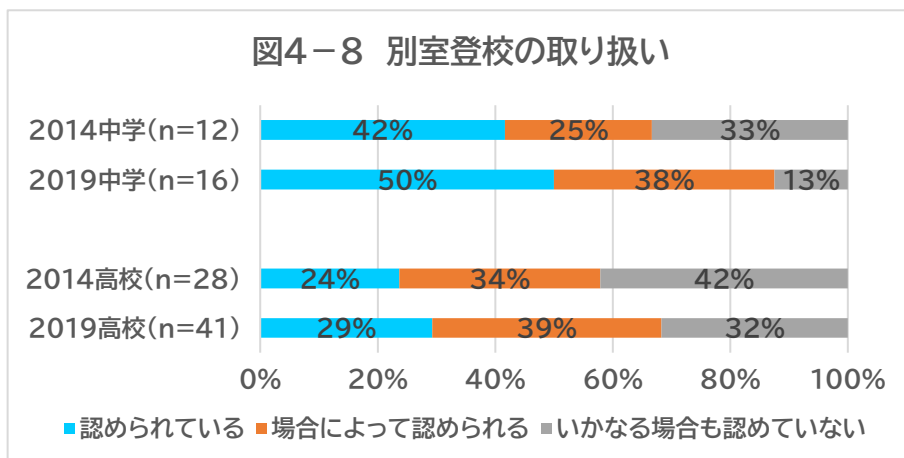
図4-7-② 定期考査における具体的な配慮内容(高校)



3. 別室登校について

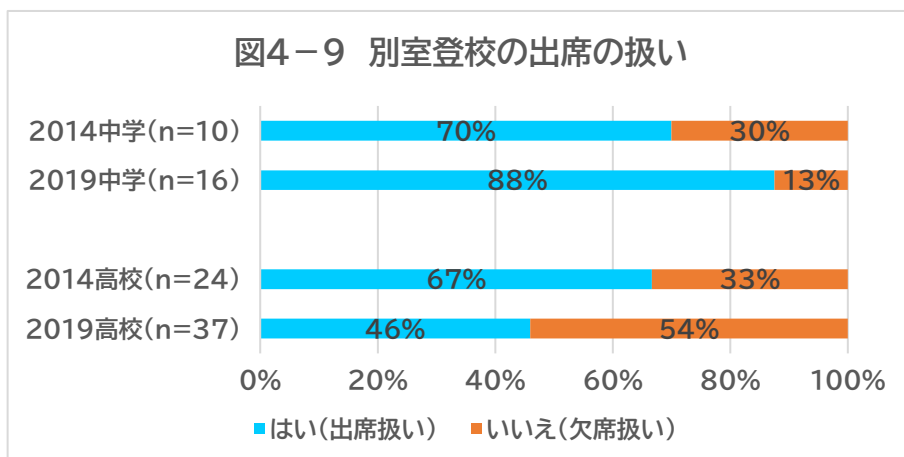
(1) 別室登校を認めているか

別室登校の取り扱いについて、図4-8に示した。中学(42→50%)、高校(24→29%)ともに、別室登校を認める学校が増加していた。



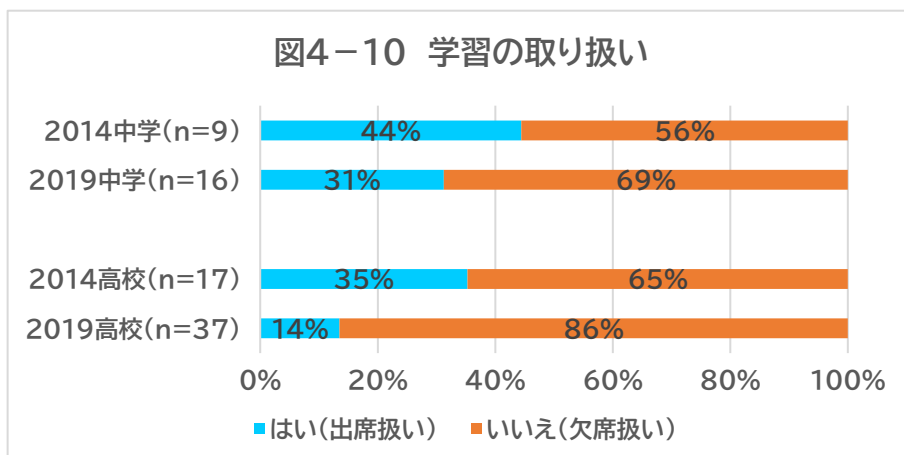
(2) 別室登校時の出席取り扱い

別室登校時の出席の取り扱いについて図4-9に示した。中学(70→88%)は増加し、高校(67→46%)は減少し、両者で取り扱いが異なった。中学では教育機会確保法施行の影響もあるものと考えられる。



(3) 別室登校時の学習の取り扱い

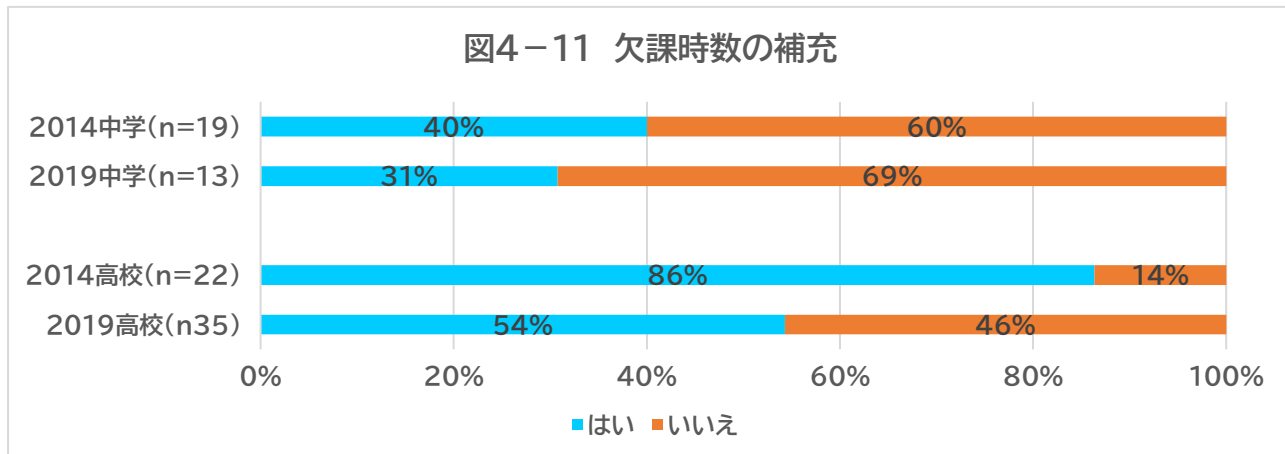
別室登校時の学習の取り扱いについて、図4-10に示した。中学(44→31%)、高校(35→14%)ともに授業については出席の扱いが減少していた。



(4)欠課補充

①欠課補充を認めているか

欠課補充の実施の有無について、図4-11 に示した。中学(40→31%)、高校(86→54%)ともに、欠課時数の補充を行っている学校は減少していた。

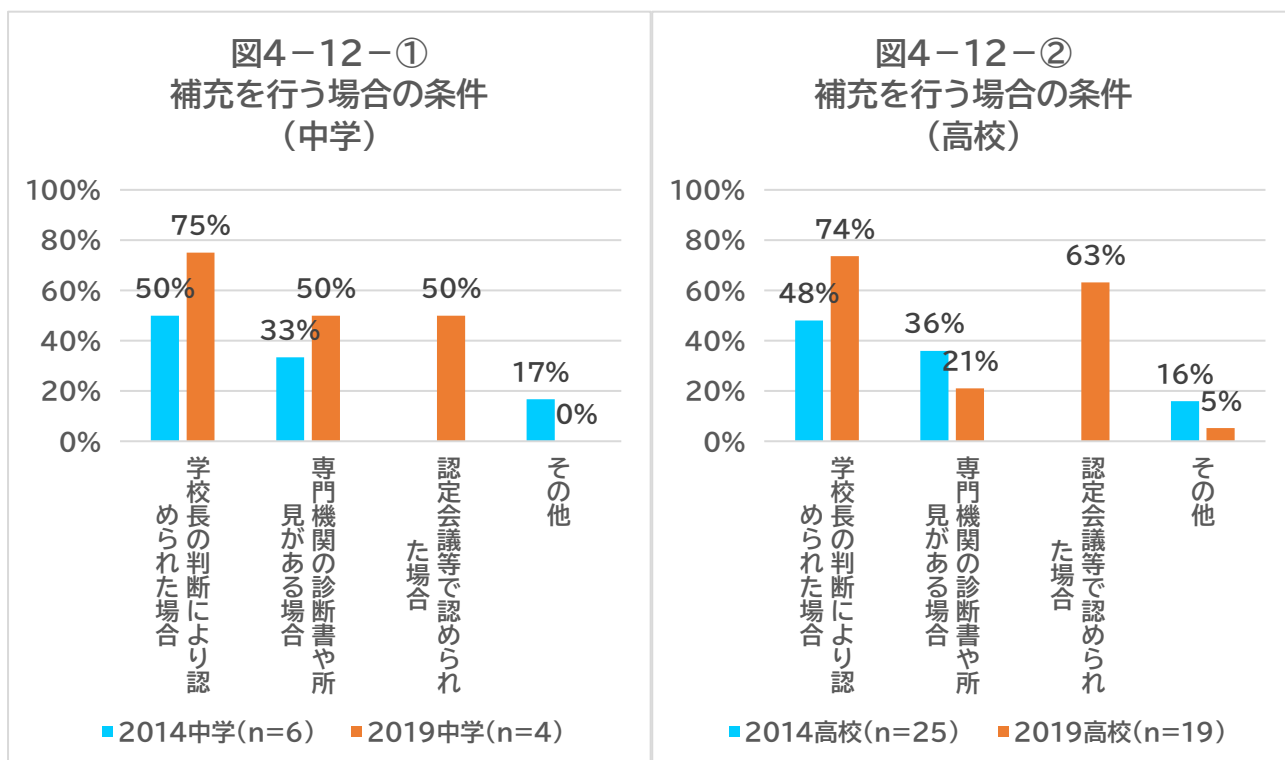


②欠課補充を認めるの条件

欠課補充を実施している学校において、欠課を補充する際の条件について、中学校を図4-12-①、高等学校を図4-12-②に示した。なお、2016年度調査においては「認定会議等で認められた場合」という選択肢がなかったため、同様の扱いが「その他」に含まれている。

中学(50%・75%)、高校(48%・74%)ともに、いずれに調査においても「学校長の判断により認められた場合」が最多となった。

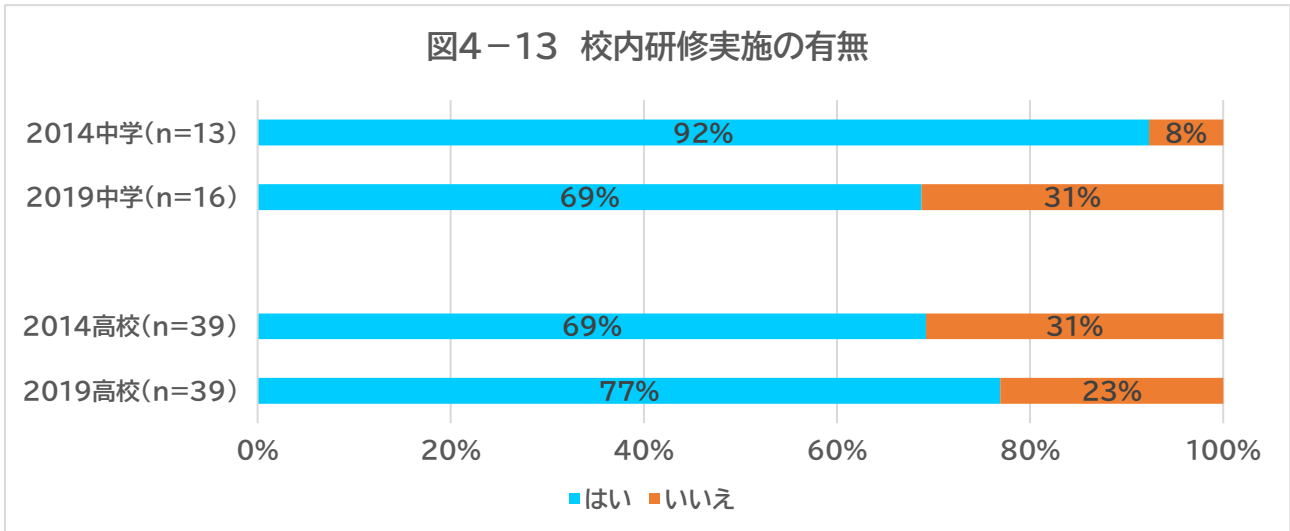
一方、「専門機関の診断書や所見がある場合」については、中学では33→50%と増加したが、高校では36→21%と減少し、その取扱いが異なった。



4. 校内研修会について

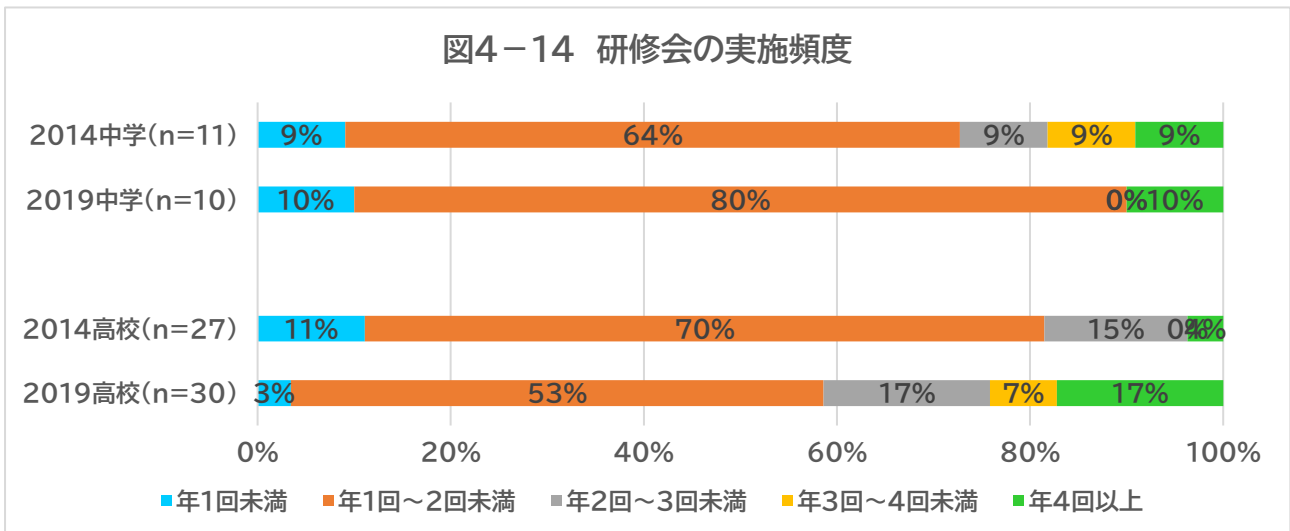
(1) 校内研修会の実施の有無

校内研修会実施の有無について、図 4-13 に示した。中学(92→69%)は減少し、高校(69→77%)は増加していた。



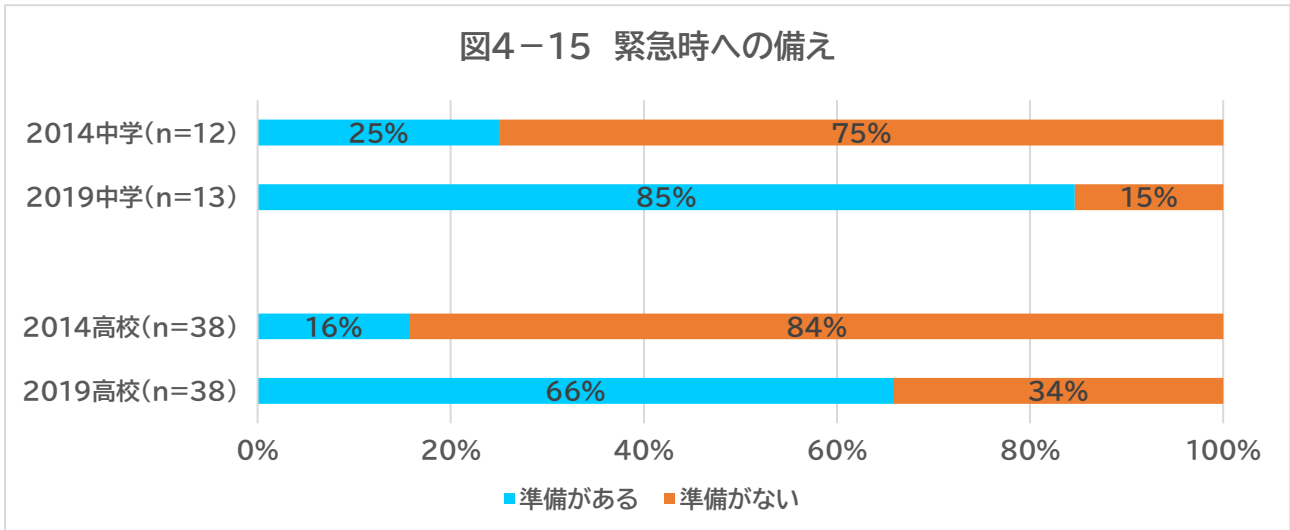
(2) 校内研修会の実施頻度

校内研修会の実施頻度について、図4-14 に示した。中学では年に2・3回実施が無くなり(18→0%)、年1回程度の学校が増加した(64→80%)。高校では、年2回以上実施する学校が増加した(15→41%)。



5. 緊急時に備えた校内体制の整備

緊急時に備えた校内体制の整備について、図4-15 に示した。なお、2014 年度調査においては、「準備がある」「準備がない」に加えて「検討中」という項目があったが、「検討中」は「準備がない」に読み替え、2019 年度調査にそって「準備がある」「準備がない」にて示した。備えがある学校は、中学(25→85%)、高校(16→66%)ともに、増加していた。なお、2014 年を「準備がある+検討中」とした場合でも、中学が50%、高校が38.5%であったため、緊急時の備えは整備されてきていると考えられる。



4. 考察

考察においては、2019年調査から考えられること、2014年調査と2019年調査の比較から考えられることについて述べる。2章(p.27)においても触れたが、2014年調査と2019年調査では回答者が一部異なるため、経年変化による差異とは考えられない部分がある。また、回答者数も統計分析をするのに十分とは言えないため行っていない。このため、本考察は「こうである」と断言できるようなものではなく、あくまでも愛知県私立学校の教育相談におけるトレンド(時代の趨勢・全体の流れ・動向)として示していくこととする。

第1章 体制について

(1) 教育相談体制について

校務分掌上の位置づけが、生徒指導部の所属や教育相談部となる学校が増加しており(図3-1)、校内で教育相談の部署としての位置づけが変化してきているようである。

また、相談系の構成員においては、新たな役職としてSSWや進路/学習指導主任が加わった(図3-2)。さらに、高校においては各学年に教育相談係がいる学校が半数になり学年主任が教育相談係に入っている学校も10%程度あったことから、教育相談係と学年の連携が行いやすい体制が整いつつあることがうかがわれた。

「様々な専門性を持った教職員の加入」、「学年との連携」は、組織的に教育相談を行っていく上で、重要な要素となるのではないか。

一方で、業務軽減に変化は見られず(図3-4)、2017年に文部科学省より出された「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」に記された配慮(授業持ち時間の考慮や担任業務のない教職員の配置)は増加していないことが分かった。

(2) 会議について

中学、高校ともに月に1回以上の頻度で定例会議を持つ学校が増加しており(図3-5)、定例会議の参加者にも教育相談系の構成員(図3-2)と同様にSSWや進路/学習指導主任が加わった(図3-6)。さらに、養護教諭やSCの参加率も上がっていた。

しかし、会議で行う内容については、情報交換はすべての学校でなされるものの、具体的な支援方法の検討や支援実施後の振り返りはできていない学校もあり、2014年度調査から、全体として変化が見られなかった(図3-7)。

これらのことから、異なる専門性を持つ教職員が支援会議に参加し、多様な視点で生徒を見立て、きめ細かい支援を行うことを目指している様子がうかがわれる。その一方で、多忙な業務の中、各メンバーがスケジュールを調整し、定例会議に参加すること、支援方法やその振り返りのために十分な時間を取ることに苦慮している姿も見られた。

ところで、情報共有は会議においてしかできないものであろうか。支援が必要な生徒の情報を適時に関係者に共有できる情報共有システムを整えることで、会議の時間を節減し、支援方法の検討や振り返りの時間に充てることができる。対面でなければ伝わらない情報やデータの管理の問題があるが、積極的に考えていくことが必要である。

このことも踏まえ、今後、教育相談部会では、効果的な会議の運営を考え、先進校の取り組みなども紹介し、会議の目的(情報共有・支援の検討)、事前準備、当日のファシリテートなどより細かな点についての研修を企画し、担当者の技術向上に貢献したいと考える。

(3)教育相談系の活動(業務)内容

中学、高校ともに、生徒・保護者・教職員へのカウンセリング、メール相談など、直接支援に当たるような職務内容が減少傾向にあった(図3-8)。このことは、教育相談系に求められる職務内容が変化していることを示すものかもしれない。文部科学省(2017)は「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり(報告)」において、「教育相談を組織的に行うためには、校長のリーダーシップの下、学校が一体となって対応することができる校内体制を整備することが重要であり、コーディネーター役として、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談担当教員の存在が必要である」とされている。その役割として「生徒や保護者に対する教育相談」、「生徒理解に関する情報収集」、「事例研究会や情報連絡会の開催」、「校内研修の計画と実施」、「教育委員会や学校外の関係機関との連携のための調整および連絡」が挙げられている。私学においては長年の間に培われた、その学校ならではの文化もあり、学校ごとに教育相談系に求められる役割も異なる面があると思われる。教育相談系・教育相談コーディネーターの役割・活動内容を丁寧に捉えていくことが求められるであろう。

(4)相談室について

中学・高校ともにすべての学校で相談室は開室されていた。しかし、常時開室している相談室は減少しており、教育相談系やSC・SSW いるときのみ開室している学校の割合が増加していた(図3-9)。中学・高校ともにカウンセリングでの利用が中心で、休息や別室登校での利用は、中学では増加し、高校では減少していた。授業中の相談室利用についても、中学・高校ともに認められる学校が増えていた。2016年に公布された教育機会確保法により、義務教育段階においては、「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」「不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備」が求められており、中学校での休息、別室登校時の利用の増加や、授業時間中の相談室利用が認められる方向にあることは、この影響が推察される。

(5)専門職の活用について

中学・高校とも9割以上の学校でSCが勤務していたが、勤務のない学校もあった(図3-15)。加えて、勤務形態についても、常勤の割合には変化がなかった。

SSWについては、中学・高校ともにおよそ4校に1校の割合で勤務していた(前回調査では調べていないためはっきりとはしないが、定例研修会に参加される先生方との情報交換から、増加しているのではないかと推察される。)しかし、SCと比較すると、まだまだ少ないのが現状である(図1-18)。なお、愛知県の公立学校では、2017年にはSSW6名を、県立高等学校7校に配置し、必要に応じて全県立高校に派遣できる体制を構築し、勤務形態は1日7時間×週2回×40週であった。

SC・SSW以外の大学教員や精神科医などがスーパーバイザーとして勤務している中学・高校は、ともに増加していたが、勤務のない学校の方が依然多い(図3-17)。

愛知県の公立学校では、SCのスクールスーパーバイザー制度があり、愛知県総合教育センターに

2012年より5名(現在は7名)配置されている。スーパーバイザーの役割は、重篤かつ緊急な事案に対応したり、学校での勤務経験の浅いスクールカウンセラーへの巡回指導を行ったりすることで、相談体制の充実やスクールカウンセラーの資質向上を図っている。一方、私立学校は各校独自でSCが雇用されており、緊急事態発生時にも、基本的に勤務しているSCが対応する状況がある。私学におけるスーパーバイザーも、その役割は学校により異なると思われる。すでにスーパーバイザーが勤務している学校ではどのような業務を行い、役割を果たしているのか、また何を求められているのか、その実態を捉えていくことが必要と考える。

第2章 業務内容の詳細について

(1) 生徒指導上の諸問題について

中学においては、2014年において対応の経験が多かった上位3項目「不登校」「不安など情緒的混乱」「発達障害」は、2019年においても同じであった(図4-1-①)。ただし、2019年には、同率3位で「友人関係をめぐる問題」が加わった。また、高校においても、2014年において対応の経験が多かった上位4項目「不登校」「不安など情緒的混乱」「発達障害」「友人関係をめぐる問題」は、2019年においても同じであった(図4-1-②)。これらの点より、中学、高校ともに、対応の経験が多い項目はほぼ同じであり、両調査で変動はなかった。

一方で、「デートDV」や「性同一性障害/LGBT」など、これまであまり対応されてこなかったものが増加していた。また、中学校での「生徒の自傷・自殺」、高校での「虐待」への対応の増加も顕著であり、命に係わるケースへの対応が増加している。「いじめ」「非行行為/生活指導上の問題のある生徒へのフォロー・ケア」など、生徒指導部との連携が必要とされているケースも増えている。「現代社会の変容の中で、家庭の教育力や地域の機能が低下するとともに、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向も見られる。(学校における教育相談の充実について:2009 文部科学省)」と言われて久しいが、教育相談で支援する問題は、この5年でさらに多様化しているといえる。時代によって求められるものが変わるため、様々な専門性を持った教職員が、それぞれの専門性を活かし、きめこまやかな支援をしていくことがこれまで以上に求められているのであろう。これに加え、研修等を通して知識を深めたり、他校との情報交換がより重要になってくると思われる。

(2) 特別支援教育について

中学・高校とも「学校方針や教育計画」「校内委員会」が「ある」と回答した割合は約2倍に増えている(図4-2, 3)。コーディネーターの指名も少しずつは進んでいる(図4-4)ものの、平成30年度特別支援教育に関する調査結果(文部科学省表9)と比較すると、公立中学、高校における校内委員会設置率やコーディネーターの指名率において、愛知県の私立学校における特別支援教育の体制整備がまだまだ遅れている状況がある。

しかしながら、「定期考査における配慮」についても、半数以上の学校で何らかの形で実施されるようになっており(図4-6, 7)、「障害者差別解消法」が2013年に制定され、少しずつ合理的配慮という考え方が学校の中で普及してきたのであろう。

表9 平成30年度特別支援教育に関する調査結果(文部科学省)と本調査の比較

項目	中学			高校		
	公立	私学	愛知私学	公立	私学	愛知私学
校内委員会	97.4%	52.8%	42.9%	97.4%	52.8%	40.0%
コーディネーターの指名	99.8%	38.8%	37.5%	95.2%	42.3%	36.6%

(3)別室登校について

中学・高校ともに、別室登校を認める学校が増加しており(図4-8)、中学においては、学校出席とみなすことも増加していた(図4-9)。一方で、授業出席と見なす、欠課時数を補充する学校は減少していた(図4-10, 11)。教育機会確保法(2016)において、不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境整備や、登校した折に、安心して学校生活を送れるよう状況に応じた支援をすることが求められている。「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(2019:文部科学省初等中等教育局長)においても、「不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館などを活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていきけるような指導上の工夫が重要であること。」とされ、教室以外の居場所を用意することが求められている。義務教育段階にある中学では、この流れに沿い別室登校が認められているようであるが、別室登校を一つの教育形態として認めるといよりは、一時的な措置として認めているのだろうと推察される。

また中学校では、別室登校を認める学校と、相談室の利用法として別室登校を認めている学校(図3-12)の割合は異なり、別室登校は認めているが、その場合の登校場所は相談室以外の場所を活用している学校があることも推察された。別室登校の取り扱いも、学校によって特色があることが推察され、それぞれの取り組みの実践例を紹介し、学びあえる機会を持てると良いと感じている。

なお、別室登校を認める際には、校長判断や校内での協議を得て実施される学校が増加し(図4-12)、より組織的に対応されていることもうかがわれた。

(4)校内研修

校内研修会を行っている学校は中学・高校とも約7割だが(図4-13)、中学では減少しており、高校では増加していた。また、実施頻度についても中学では、年に2・3回実施が無くなり、年1回程度の学校が増加した。高校では、年2回以上実施する学校が増加した。

また、校内研修会・勉強会で扱うテーマについては、中学・高校いずれにおいても、「発達障害(中10校/高23校)」に関するものが最多となった(図2-18)。図4-1, 2において、対応経験が増加していた「デートDV」や「性同一性障害/LGBT」、「生徒の自傷・自殺」、「虐待」についての研修会は、高校においては、虐待を除き、約2~3割と、中程度の実施があった。

(5)緊急時に備えた校内体制の整備

緊急時の備えとしては中学・高校とも「準備がある」と回答した学校が大きく増加した。この背景には、生徒の抱える問題の多様化や命に関わる緊急事案の増大があると推測する。児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要(2021 文部科学省)においても、児童生徒の自殺者数は過去

最多(前年度 317 人→415 人)となっていることが示されている。

今回の調査では、「緊急時の行動マニュアルがある、マニュアルはないが校内の指示命令系統は決まっている、外部支援の依頼先が確保されている」という状況を備えがあるとして、その有無のみを調査している。しかし、その具体的な内容について触れていないため、今後はどのような備えがなされているのかを検討していくことも必要であろう。

(6)外部連携について

支援を必要とする生徒に対応するために校外機関と連携・協力において、中学・高校ともに 8 割以上の学校で外部機関との連携をしていることが分かった(図 2-20)。また、連携先については、中学・高校ともに、「医療機関」「児童相談所・児童相談センター」「出身小学校・中学校」が多かった。また、数は多くはないものの中学では、適応教室、フリースクール、弁護士との連携が 2 割を超えており、高校は警察、福祉課が 1 割を超えていた。生徒の家庭環境や義務教育段階か否かにより、中学と高校の連携先に違いが生じている部分があると推察された。

(7)予防教育

生徒に対する予防教育においては、中学・高校ともに最も多かったのは「SNS・インターネット関連」で、「いじめ」についても多かった。中学校では「思春期の心」、高等学校では「デート DV」「自傷」も多く、在籍生徒の発達段階によって扱う内容に差が生じている可能性があることがうかがわれた。

保護者に対する予防教育についても、生徒と同様に、中学・高校ともに最も多かったのは「SNS・インターネット関連」で、「いじめ」についても多かった。中学校では「思春期の心」、高等学校では「自傷」も多く、生徒対象の予防教育と同様の傾向があった。一方で、高等学校の生徒向けに多かった「デート DV」については保護者対象の予防教育においては件数が少なかった。

(8)教育相談係の大変さ

教育相談係の大変さについては、自由記述での回答のため、個別情報の保護の観点から結果には不掲載とした。しかし、数字では拾えない、担当者の生の声であり、教育相談の具体的な課題が見いだせる部分であった。自由記述を概観すると、「学校組織の課題」「支援の課題」「その他」に分類できた。より詳細に見ると、「体制」「教職員の理解」「他業務との重なり」「情報共有」「早期発見・早期対応」「学内連携」「ケースの増加・複雑化・多様化」「家庭との協力」「外部機関連携」があった。また、数は少ないものの「後任の育成、引継ぎ」に関する記述もあった。

これらの記述の内、2/3程度が、「学校組織の課題」に関するものであった。教育相談は、その業務がいまいちな部分もあり(安藤・増井 2021, 笠井 2019, 梶川・水口 2018)、組織の中で適切かつ効果的に位置づけられにくい側面があるのではないだろうか。また、伊藤(2012)の指摘する私学特徴(独自の教育的使命、私的な財源と経営的視点、人事や研修の学校間交流の乏しさ、保護者・子どもの期待とニーズ、学校規模などの組織的要素、意思決定のプロセス)が、学校組織の課題に影響しているものと考えられる。これらに対し、どのようにアプローチしていくことができるのか、ここに教育相談体制を充実させていくヒントがあると考えられる。

(9)教育相談系のやりがい

教育相談のやりがいについても自由記述による回答のため、結果には不掲載とした。生徒が問題解決できたり、わずかでも生徒の力になれたと感じる瞬間や、成長のプロセスを見守っていけることがやりがいとなっている。また、支援をチームで行えた場合には、喜びは倍増するようだ。加えて、体制を整え、教育相談が受け入れられてくると手ごたえも感じるようになるのだろう。

「やりがい」としてあげられたことは、「大変さ」と対になっていることも多かった。今、抱えている大変さに真摯に向き合い、一つ一つ超えていくことが、やりがいとなり、さらに先へと進んでいける原動力となるのだろう。

第3章 今後への提言

教育相談(係)の活動内容は多岐にわたる。本調査においては、①生徒支援のマネジメント、②教職員への支援、③SC・SSW とのコーディネート、④生徒・保護者・教職員へのカウンセリング、⑤電話相談、メール相談、⑥相談室たよりの作成、⑦外部機関との連携、⑧心理検査、⑨予防啓蒙活動を挙げた。しかし、これ以外にも様々な職務がある。

2017年、文部科学省は、「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的教育相談体制づくり～(報告)」を出した。この中で、教育相談コーディネーターの役割について、「生徒の状況及び支援状況の一元的把握」、「学校内及び関係機関等との連絡調整」、「ケース会議の開催」など、生徒の抱える問題の解決に向けての調整役と記した。

それでは、文部科学省の報告が出されてから2年後の調査となった今回の本報告において示された結果は、これらを反映したものとなっていたのだろうか。教育相談の職務内容という部分について見てみると次の点が指摘できる。

- 教育相談系の活動内容については、生徒・保護者へのカウンセリングなど直接支援に関する職務は減少、生徒支援のマネジメントはやや減少、外部機関との連携には大きな変化は見られなかった(図3-8)。
- 定例会議は月に1度以上の開催が増えた(図3-5)が、会議で扱う内容については、情報共有は100%できるものの、支援方法の検討は8割程度と変化がなかった(図3-7)
- 校内研修は、中学では減少し、高校ではやや増加した(図4-13)

「教育相談主任/係/担当」などと呼ばれていたものが、新たに教育相談コーディネーターと記されるようになり、その職務内容も調整役としての職務が比重を増していると推察され、直接的な支援に携わることが減っている様子がうかがわれた。また、生徒支援のマネジメントや支援方法の検討には十分に手が回っていない現状もあるようだ。

加えて、「児童生徒の教育相談の充実(報告:文部科学省)」は、学校における教育相談体制の在り方や教育相談コーディネーターが機能する校内体制づくりについても、これまでよりも踏み込んだ提案をしている。この中で、未然防止・早期発見・支援対応を行うために、①教職員やSC・SSWなど関係者が一体となった体制づくり、②外部機関などとの連携体制づくり、③教育相談コーディネーターの配置を求めており、校長が教育相談を学校運営の中に位置づけ適切な指導と援助を行えるよう環境の整備や教職員への指導・助言を行う必要があると述べている。また、教育相談コーディネーターの配置・指名に関して、「担当教員の追加」、「教育

相談主任等が担当」、「副校長、教頭及び主幹教諭や養護教諭又は特別支援教育コーディネーターが兼ねるなど、複数の教職員がこの役割を担う」、ことが示され、教育相談コーディネーターに対し、「一定の役割」を与えることや「授業の持ち時間の考慮」、「学級担任以外の教職員とする」などの配慮も必要だとしている。この点に関しても、本報告の結果を照らし合わせてみると次のようなことが指摘できる。

- 教育相談担当の校務分掌上の所属においては、「その他」が減少し、独立した部も25%と増加した(図3-1)。
- 教育相談系の構成員や定例会議参加者においては、進路指導主任やSSWがメンバーに加わった(図3-1、6)また、高校においては各学年に教育相談係がいる学校が半数となった。
- 教育相談主任における業務軽減には変化がなかった(図3-4)。
- 特別支援教育に関する校内委員会の有無やコーディネーターの指名は増加していたが、全校平均を下回っていた(図4-3、4)。
- SCの1校1週間当たりの勤務時間は、愛知県公立中学よりも1.5倍あることがわかった(表3)。
- 緊急時への備えは、大幅に整備されていた(図4-15)。
- 教育相談の大変さに関する自由記述では、「体制」「教職員の理解」「他業務との重なり」「情報共有」「早期発見・早期対応」「学内連携」「家庭との協力」「外部機関連携」「後任の育成、引継ぎ」が、教育相談体制の在り方や教育相談コーディネーターが機能する校内体制づくりに関連する内容としてあげられていた。

教育相談は、校務分掌上の所属が変化してきているようであり、教育相談に携わる者も様々な専門性を持った教職員や各学年所属教員が加わり、関係者が一体となった体制作りは少しずつ進んできているようである。また、SCについては公立校を上回る勤務時間を有し、充実している側面があることも示された。加えて、緊急時への備えは大幅に整備されており、重大な問題に直結しやすいものは体制化されやすいのではないかと考えらる。

一方で、特別支援教育に関する項目からは、体制化が進んではいるものの全国平均を下回っているということも示された。さらに、教育相談主任における業務軽減には前回調査からの変化はない。校務分掌上の教育相談の位置づけも、独立した部署としての位置づけは増加しているものの、25%と決してその数は多くはなく課題も示された。

これらのことから、教育相談体制の整備は、まだ十分とは言えず、教育相談の担当者は置かれた状況で困難さを抱えながら、出来る支援を行っているということが出来るだろう。

このような中で、今やるべきこと、できることは何なのか。

その一つとして、各学校が置かれている教育相談の現状や職務内容を見直していくということがあるのではないだろうか。先に挙げたすべて教育相談の職務を行うことは、現状の体制のままでは難しいところもある。そうであるならば、それぞれの学校において、現状の教育相談体制の中で、何が課題で何が必要かを検討し、そのひとつから改善に向けた試みを実行することではないか。

例えば、情報共有を意識するのであれば、各学年に教育相談係を配置するということがある。図1-3より、中学25%、高校50%で教育相談係が各学年に配置されていた。高校の場合、2校に1校が学年教員と同じ学年に教育相談係が所属しているため、情報交換がとりやすい環境であるといえる。

また、定例会議が情報共有のみに終始してしまい、支援方法の検討までできないのであれば、校務支援シ

ステム等 ICT を利用し、単に情報共有だけでできれば良いものはこれを利用し、密な話し合いを必要とする支援方法の検討に会議時間を使うという方法もあるだろう。

さらに、教職員の理解についても、理解が困難な教員に対しては、管理職や学年主任、担任や養護教諭、SC、SSW等交えたケース会議も有効であろう。一人一人の生徒を丁寧に支援していく中で、教育相談の理解は徐々に深まっていく。時間はかかるかもしれないが、そこから輪が広がって、学校全体での理解へとつながっていくと考えられる。

加えて、SC・SSW の業務のひとつには学校全体のアセスメントがある。学校全体のアセスメントを通して、なぜ教職員の理解が得られないのか、教育相談体制を整えていくための課題がなんであるかといったことを検討し、管理職に働きかけてもらうこともできるであろう。

外部連携がスムーズに行えないということであれば、SSW を雇用するというのもひとつであろう。SSW は、生徒を取り巻く環境を改善することで、生徒が適応、成長していけるように支援している。これまで学校が介入することが難しかった家族の問題や経済的な問題など環境への働きかけを必要とする問題を、関係者や関係機関と連携・調整を図りながら扱い、生徒を援助してくれる。このため、様々な要因が複合的に重なって困難を抱えている生徒を支援していく中で大きな力となってくれることであろう。

ここに挙げたことは、簡単にはできないものもあれば、少しずつ試していくことができるものもあろう。いずれにせよ、今、各校が抱える課題を私学教育相談部会でも共有し、取り組みを紹介しあい、改善方法を考え、時にねぎらいの言葉をかけあい、共に高めあっていくことが、私学教育相談部会の使命であると考えている。

5. おわりに

2014～2019年の期間は、2015年に「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)」、2017年に「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」が文部科学省より出され、学校で教職員が連携し、多職種と協働できる体制のあり方が取り上げられることの多かった時期であり、本調査の実施期間は、ドラスティック(抜本的)な変化を期待した時期でもあった。

しかし、一步一步着実に前進しているものの、大きな変化とまでは言い難い結果であった。学校現場の実感としては、支援を必要とする生徒は増えており、職員室で生徒の支援に関する話題も増えている。多職種や外部機関との連携も珍しいことではなくなるなど、変化がみられている。調査結果として明らかにはならなかったが、これまでの教育相談部会の活動を通して、各学校の担当者ができる範囲での支援を模索し、積み重ねることで現場は少しずつ変わってきていると感じる。そのような各校の小さな取り組みや変化の一つひとつを積み重ねていくことが、貴重な資源であり財産である。これらのプロセスを形にし、まとめていく必要があるのではないかと考えさせられた。

その上で、調査班にて、結果をまとめて感じたことは、教育相談を数で捉えることの難しさである。難しい要因はいくつか考えられる。その1つとして、各校によって生徒支援の枠組みが様々だということである。「係」や「部」として校内に位置づけられているところもあれば、「生徒指導」や「保健」などに組み込まれている場合もある。担当する教員も教育相談を専属で担当できず、担任をもっていたり養護教諭であったり、また他の分掌と兼務であったりと学校により様々である。さらに、調査の回答者の立場が回答に影響にしているのではないかと推察されることもしばしばあった。立場により知りえる情報に差があったり、どの立場で関わるかによって行う(行える)活動も異なる。このような学校ごとの個別性が色濃く反映されるという点がある。

2つめは、生徒支援は教師にとって、きわめて日常的な営みであり、教育相談としてカテゴライズされず、日々の教育活動の中にあたりまえに含まれているものがたくさんあるのだろうということである。わざわざ調査として取り出して把握できることばかりではないのかもしれない。

さらに今後への課題として、調査目的と方法の再検討の必要性を感じた。これまでの調査では、実態把握を目的としていたため、教育相談を促進する要因の分析や検討を行うことは難しかった。2019年度の調査では、「教育相談体制の違いが教育相談活動にどのくらい影響を与えるのか」を検討しようと試みた。具体的には、SCの勤務時間、生徒支援会議の開催頻度、教育相談係の有無によって支援活動の程度が異なるか、ということである。結果として明らかな差を見出すことができず、本報告書への掲載は断念した。しかし、統計的な差がなかったことについては、「どんな体制であっても活動に差がない」ということではなく、回答数の少なさや、調査として教育相談を捉えることの難しさに拠るものだと考えている。加えて、もともとこのような検討を行うために準備された調査ではなかったことも要因の1つであろう。今後の調査を行う際には、表面的な実態把握にとどまらず、教育相談活動の本質をうまくとらえていけるような方法の検討も必要と考える。

このように1つの学校の教育相談活動を知ることの難しさ、そしてそれらを愛知私学全体の傾向としてまとめることの難しさを改めて感じる。しかし、それでもこうした取りまとめにより、自校の活動をふりかえり、また他校の様子を知る機会となることで、教育支援体制が進んでいくことにつながることを期待している。

引用・参考文献

- 安藤万祐子・増井透（2021）「学校教育相談の変遷と教員の認識についての考察」人間関係学研究 第19号 pp.13-22
- 伊藤垂矢子（2012）「私立学校のスクールカウンセリング」『現場で役立つスクールカウンセリングの実際』村山正治・滝口敏子(編) pp.203-216
- 笠井孝久（2019）「教育相談コーディネーターの機能と役割」千葉大学教育学部研究紀要 67 pp.67-73
- 梶川裕司・水口 啓吾（2018）「高等学校における教育相談の現状と課題」COSMICA 47号 pp.57-72
- 文部科学省（2009）「児童生徒の教育相談の充実について—生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり—(報告)」
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielldfile/2010/01/12/1287754_1_2.pdf（2022年5月15日）
- 文部科学省（2015）文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm(2022年5月15日)
- 文部科学省（2017）義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(概要)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1380956.htm（2022年5月15日）
- 文部科学省（2017）「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～(報告)」
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielldfile/2010/01/12/1287754_1_2.pdf（2022年5月15日）
- 文部科学省（2018）平成30年度 特別支援教育に関する調査の結果
https://www.mext.go.jp/content/20191220-mxt_tokubetu01-000003414-01.pdf（2022年5月15日）
- 文部科学省（2019）「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm(2022年5月15日)
- 文部科学省（2020） スクールカウンセラー等活用事業 実践活動事例集 愛知県教育委員会
https://www.mext.go.jp/content/1421942_002_1.pdf(2022年5月15日)
- 文部科学省（2021）「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」
https://www.mext.go.jp/content/20201015-mext_jidou02-100002753_01.pdf(2022年5月15日)

2019年度
愛知県私学協会 教育相談部 教育相談業務実態把握調査
アンケート

記入者に関して				記入日 2019年 月 日			
フリガナ				所属	相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー(SC)		
氏名					スクールソーシャルワーカー(SSW)・特別支援コーディネーター・その他()		
性別	男・女	年齢	20代・30代・40代 50代・60代～		役職※1		
校務分掌				勤務年数	担当学年※2	年生	
生徒/生活指導部・学習指導部・保健部 宗務部・管理職・その他()				現職のべ年数(教職歴など)	年		
				上記役職での年数	年		
務校に関して※3							
全校生徒		人	男子生徒数 女子生徒数	人	在籍教員数	専任教員()人 養護教諭()人 スクールカウンセラー()人 スクールソーシャルワーカー()人	

※1 重複している場合はすべてに○をつけて下さい。 ※2 所属があれば、お書きください。

※3 人数はアンケート記入時のものをお書きください。 養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー数は非常勤も含めます。

(2) 会議の参加者はどなたですか。下表の記入欄に、毎回出席する人には○を、必要に応じて参加する人には△をつけてください。

構成員	記入欄
1. 教育相談担当教諭	
2. 養護教諭	
3. SC	
4. SSW	
5. 校長	
6. 教頭	
7. 生徒（生活）指導主任	
8. 保健主任	
9. 進路（学習）指導主任	
10. 該当生徒の担任	
11. 該当生徒の部活顧問	
12. 該当生徒の教科指導担当者	
13. その他（ ）	

(3) 会議で行う内容について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 情報交換 2. 具体的な支援方法の検討 3. 支援実施後の振り返り
4. その他（ ）

3. 教育相談系の活動（職務）内容について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

活動（職務）内容	記入欄
1. 生徒支援のマネジメント（生徒についての情報集約と発信、支援策のとりまとめ）	
2. 教職員への支援（生徒支援に関する個別相談にのるなど、生徒への直接支援を含まない後方支援）	
3. SC・SSWとのコーディネート（情報共有や面談の予約調整）	
4. 生徒へのカウンセリング（個人面談）	
5. 保護者へのカウンセリング（個人面談）	
6. 教職員へのカウンセリング（生徒支援についてではなく教職員の個人的な相談を指す）	
7. 電話相談（生徒・保護者）	
8. メール相談（生徒・保護者）	
9. 「相談室たより」の作成	
10. 外部機関との連携	
11. 心理検査	
12. 予防啓発活動 （具体的な内容を書いてください： ）	
13. その他 （具体的な内容を書いてください： ）	

4. 相談室について

(1) 貴校の相談室はどのような業務形態ですか。当てはまるものに○をつけてください。

内容	記入欄
1. 相談室はない	
2. 必要時にのみ利用できる相談室がある	
3. 非常勤 SC・SSW が在室している時のみ利用できる相談室がある	
4. 教育相談係や非常勤 SC・SSW が、指定された時間のみに在室している相談室がある	
5. 教育相談係や SC・SSW が常時いる相談室がある	
6. その他 ()	

以下、前問にて「2～6」の方のみお答えください。 ※「1」の方は、「5. SC・SSW について」へお進みください。

(2) 相談室の設置年度をご記入ください (西暦 年度)

(3) 相談室はどのような場所にありますか。当てはまるものすべてに○をつけて下さい。

なお、選択肢以外に特色がある場合には、特記事項にご記入ください。

1. 人目につきにくい場所
2. 職員室付近
3. 保健室付近
4. その他、特記事項

(例：図書館のそば /)

(4) 相談室はどのような場合に利用できますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. カウンセリング
2. 休息
3. 別室登校
4. その他 ()

(5) 授業時間中の相談室の利用は認められていますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. いかなる場合も認めていない
2. 場合によって認められる
(認められる場合の例：)
3. 認められている

(6) 相談室の備品はどのようなものがありますか。当てはまるものすべての記入欄に○をつけてください。また、特色のある備品がございましたら、その他にご記入ください。

備品名	記入欄	備品名	記入欄	備品名	記入欄
本・雑誌		箱庭		ぬいぐるみ	
ゲーム (トランプやオセロなど)		落書き帳		色鉛筆・カラーペン	
観葉植物		心理検査		上記はいずれもない	

その他 ()

5. SC・SSWについて

(1) SC・SSWは勤務されていますか。それぞれ当てはまるものに○をつけてください。

SC: 1. はい 2. いいえ

SSW: 3. はい 4. いいえ

前問にて「はい」の方のみお答えください。 ※「いいえ」の方は、「6. スーパーバイザーについて」へお進みください。

(2) SC・SSWは常勤ですか、非常勤ですか。それぞれ当てはまるものに○をつけてください

SC: 1. 常勤 2. 非常勤

SSW: 3. 常勤 4. 非常勤

前問にて「非常勤」の方のみお答えください。 ※「常勤」の方は、「6. スーパーバイザーについて」へお進みください。

(3) SC・SSWの勤務体制について、記入例を参考に、下表に勤務者・曜日・時間をご記入ください。

【勤務体制の記入例】

曜日	勤務体制	
	SC	SSW
月	Aさん* 14時~17時	
火		Dさん 10時~18時
水	Bさん 10時~14時	
木	Cさん 10時~14時	
金		

曜日	勤務体制	
	SC	SSW
月		
火		
水		
木		
金		

* SC・SSWの個人名を記入する必要はありません

6. スーパーバイザーについて

(1) 貴校にはSC・SSW以外の専門家(大学教員や精神科医など)がスーパーバイザーとしてかかわっていますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. はい
2. いいえ

(2) スーパーバイザーはどのような立場の方ですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 同じ学校法人の大学教員
2. 他法人の大学教員
3. 精神科医
4. その他()

II. 以下は相談業務に関する内容についての質問です。貴校における2015年～2019年度の取り組みを目安にご回答下さい。

1. 生徒指導上の諸問題への支援について

以下の項目について、教育相談部（係）としてどの程度対応されていますか。ア～タの各々の項目について、それぞれ当てはまる番号に1つずつ〇をつけてください。

	対応した 経緯がない	あまり対応した 経緯がない	ある程度対応 した経緯がある	対応している
ア. 不登校	1	2	3	4
イ. 友人関係をめぐる問題（いじめを除く）	1	2	3	4
ウ. いじめ	1	2	3	4
エ. 進路・学業をめぐる問題	1	2	3	4
オ. 親子・家族関係をめぐる問題（虐待を除く）	1	2	3	4
カ. 虐待	1	2	3	4
キ. 不安など情緒的混乱（無気力を含む）	1	2	3	4
ク. 生徒の自傷・自殺	1	2	3	4
ケ. デートDV	1	2	3	4
コ. ゲーム・ネット依存	1	2	3	4
サ. いじめ以外のSNSトラブル	1	2	3	4
シ. 発達障害	1	2	3	4
ス. LGBT（性同一性障害を含む）	1	2	3	4
セ. 妊娠等の悩み	1	2	3	4
ソ. ハラスメント（セクハラ・アカハラ等）	1	2	3	4
タ. 体罰	1	2	3	4
チ. 生活指導上の問題のある生徒へのフォロー・ケア	1	2	3	4

2. 特別支援教育について

(1) 特別支援教育に関連する学校としての方針または教育計画がありますか。当てはまる番号に1つだけ〇をつけてください。

- 1. はい
- 2. いいえ

(2) 校内委員会がありますか。当てはまる番号に1つだけ〇を付けてください。※ 2. ～4. を選ばれた方は、(4)へお進みください。

..... 1. はい（教育相談とは別にある）
 2. はい（教育相談と兼ねている）
 3. いいえ
 4. 検討中
 5. その他（ ） (4)へお進みください

(3) 校内委員会の会議の開催回数（当てはまる番号に1つだけ〇）と構成メンバー（記述）をお答えください。

開催回数： 1. 週に1回 2. 月に1回 3. 学期に1回 4. 必要に応じて 5. なし

構成メンバー：（ ）

- (4) 貴校では、特別支援教育コーディネーターは指名されていますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。
1. 指名されている（教育相談係が兼務）
 2. 指名されている（養護教諭が兼務）
 3. 指名されている（教育相談係・養護教諭との兼務ではない）
 4. 指名されていない
 5. 不明

- (5) 特別支援教育コーディネーターの役割をお答えください。当てはまる番号すべてに○を付けてください（複数回答可）
- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| 1. 全体計画の立案 | 9. 特別支援教育に関する理解啓発 |
| 2. 校内研修の企画・実施 | 10. 該当生徒の学級の授業の中での指導や支援 |
| 3. 校内生徒の状況把握 | 11. 該当生徒の実態把握や担任等関係者への助言 |
| 4. 校内委員会の実施 | 12. 該当生徒の学級の授業の中での指導や支援 |
| 5. 教育相談活動 | 13. 該当生徒の学級とは別の場での個別支援 |
| 6. 情報収集及び校内教職員への提供 | 14. 該当生徒の保護者の相談 |
| 7. 専門家チーム・巡回相談員等外部の専門家の招聘・依頼 | 15. その他（ |
| 8. 介助員・学習支援員等外部の人材の活用や依頼 |) |

- (6) 特別な配慮を要する生徒が定期考査を受ける際に、特別な配慮はありますか。当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。 ※ 1. もしくは3. を選ばれた方は、(7)へお進みください。2. 4. 5. を選ばれた方は、【3】別室登校へお進みください

- 1. 特別な配慮を要する生徒が在籍したことがあり、特別な配慮ができる
- 2. 特別な配慮を要する生徒が在籍したことはあるが、特別な配慮はできない.....
- 3. 特別な配慮を要する生徒が在籍したことはないが、特別な配慮ができる
- 4. 特別な配慮を要する生徒が在籍したことはなく、特別な配慮はできない.....
- 5. 特別な配慮を要する生徒が在籍したことがなく、特別な配慮ができるか不明.....

次ページ【3】別室登校へ

- (7) 定期考査を受ける際の特別な配慮の具体的な内容はどのようなものですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください（複数回答可）。
1. 試験問題の文字を大きくする
 2. 読み仮名をふる
 3. 代替問題を作成する
 4. 問題用紙に解答を書き込めるよう解答欄を作る
 5. 計算機・パソコンなどの使用を認める
 6. 別室受験（保健室を含む）を認める
 7. 試験前に試験対策の補習を行ったり課題を与えたりする
 8. 試験時間を長くする
 9. その他()

3. 別室登校生徒への支援について

(1) 貴校では、教室以外の別室登校を認めていますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。

1. いかなる場合も認めていない
2. 場合によって認められる
(認められる場合の例：)
3. 認められている

(2) 進級・卒業にあたって、別室登校を出席として扱いますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。

1. はい
2. いいえ

(3) 別室での学習を、授業への出席として認めていますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。

1. はい
2. いいえ

(4) 進級・卒業にあたって、別室登校者へ欠課時数の補充を行うことがありますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください。※1. の方は(5)へお進み下さい。2. の方は、(7)へお進みください。

1. はい
2. いいえ

(5) 補充を行うのは、どのような場合ですか。当てはまる番号すべてに○を付けてください(複数回答可)。

1. 学校長の判断により認められた場合
2. 認定会議等で認められた場合
3. 専門機関の診断書や所見がある場合
4. その他 ()

(6) どのような方法で、補充を行っていますか。当てはまる番号すべてに○を付けてください(複数回答可)。

1. 特別カリキュラムを組み、単位を認める(教師による個別指導など)
2. 課題提出をもって、単位を認める
3. その他 ()

(7)～(9)については、中学校の先生のみお答えください ※高校の先生は 5. 校内研修会へお進みください。

(7) 不登校の生徒や保護者に対して、学外の適応教室やフリースクールに関する情報を提供したことがありますか。当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。

1. はい
2. いいえ

(8) 学外の適応教室やフリースクールを利用する生徒が在籍したことがありますか。当てはまる番号に1つだけ○をつけてください。

1. はい
2. いいえ

(9) 学外の適応教室やフリースクール等利用する生徒がいた場合、情報共有や合同ケース会議等を行いますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください

1. 情報共有や合同ケース会議等を行う、もしくは、その準備がある
2. 情報共有や合同ケース会議等を行うか検討中である
3. 情報共有や合同ケース会議等は行わない
4. 情報共有や合同ケース会議等を行うかどうか決まっていない、もしくは不明

(10) 学外の適応教室やフリースクールへの出席も、出席日数として認めていますか。当てはまる番号に1つだけ○を付けてください

1. はい
2. いいえ
3. 場合によって(具体的な条件)

7. 予防教育について

(1) 生徒に対してどのような予防教育を行っていますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください(複数回答可)。なお、教育方法は、「授業」・「講演」・「たより等の印刷物を通しての啓発」等、どのような方法でもかまいません。

- | | | |
|----------|---------------------|--------------------------|
| 1. 不登校 | 6. SNS・インターネット関連 | 11. ストレスマネジメント |
| 2. いじめ | 7. 発達障害 | 12. アンガーマネジメント |
| 3. 虐待 | 8. LGBT (性同一性障害を含む) | 13. SST (ソーシャルスキルトレーニング) |
| 4. 自傷・自殺 | 9. 体罰 | 14. 思春期の心 (反抗期、中2病など) |
| 5. デートDV | 10. ハラスメント | 15. その他() |

(2) 保護者に対してどのような予防教育を行っていますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください(複数回答可)。なお、教育方法は、「授業」・「講演」・「たより等の印刷物を通しての啓発」等、どのような方法でもかまいません。

- | | | |
|----------|---------------------|--------------------------|
| 1. 不登校 | 6. SNS・インターネット関連 | 11. ストレスマネジメント |
| 2. いじめ | 7. 発達障害 | 12. アンガーマネジメント |
| 3. 虐待 | 8. LGBT (性同一性障害を含む) | 13. SST (ソーシャルスキルトレーニング) |
| 4. 自傷・自殺 | 9. 体罰 | 14. 思春期の心 (反抗期、中2病など) |
| 5. デートDV | 10. ハラスメント | 15. その他() |

8. 教育相談に携わる中で、大変だと感じていることや困っていることなどを、自由にご記入ください。

10. 教育相談に携わる中で、やりがいを感じていることや良かったと思うことなどを、自由にご記入ください。

ご多忙の中、アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。

愛知県私学協会 教育相談部会 調査班

島田尚幸*1・安藤万佑子*2・岩田昌子*3・藤井美穂子*4・山本将士*5

*1…班長、調査計画・実施、統計分析、考察、監修

*2…統計分析、考察

*3…調査計画・実施、統計分析、考察、文責

*4…調査計画・実施、考察

*5…考察

2022年5月16日 発行

2023年3月14日 改訂（ホームページ版 発行）

無断転載禁止